

五 泉 市 地 域 防 災 計 画

【 資 料 編 】

目 次

【資料編】

1 防災組織等に関する資料

1-1-1	五泉市防災会議委員	1
1-1-2	五泉市防災会議条例	2
1-2-1	五泉市災害対策本部条例	3
1-2-2	五泉市災害対策本部長以下所属長	4
1-2-3	五泉市災害対策本部運営規程	5
1-3-1	五泉市災害救助条例	17
1-3-2	新潟県災害救助法施行細則	18
1-3-3	新潟県災害救助法施行細則第5条に関する基準	21
1-4-1	五泉市災害弔慰金の支給等に関する条例	27
1-4-2	五泉市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	30
1-5	五泉市災害見舞金支給要綱	47
1-6	五泉市雪害予防対策実施要領	49
1-7	五泉市防災行政無線局管理運用規則	53
1-8-1	五泉市消防団の設置等に関する条例	56
1-8-2	五泉市消防団規則	57
1-9-1	新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱	60
1-9-2	新潟県消防防災ヘリコプター緊急運航要領	68

2 情報伝達に関する資料

2-1	関係機関連絡表	74
2-2	放送機関との協力体制	78
2-3	通信施設の現況	82
2-4	災害連絡票	83
2-5	新潟県被害報告様式	84
2-6	自衛隊災害派遣要請依頼書	85
2-7	非常通信実施の要領	86
2-8	気象庁震度階級関連解説表	91

3 避難場所及び医療等に関する資料

3-1	緊急時の避難所	92
3-2	医療施設	96
3-3	ヘリポート適地	98

4 危険区域及び防災施設等に関する資料

4-1	災害危険箇所集計表	100
4-2	山地に起因する災害危険箇所	101
4-3	雪崩危険箇所	104
4-4	土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧	107
4-5	土砂災害警戒区域・特別警戒区域内の要配慮者利用施設	121
4-6	保安林指定箇所	122
4-7	災害時に孤立する可能性がある集落	127
4-8	消防に関する資料	128
4-9	市道一覧表	130
4-10	ため池施設一覧表	131
4-11	防災上重要な公共建築物一覧	133
4-12	五泉市指定・登録文化財一覧	138

5 その他資料

5-1	給食施設	141
5-2	既往の主な災害（旧五泉市・旧村松町）	142
5-3	既往の主な災害	157
5-4	地域防災計画 節別担当課一覧表	160

6 水防計画編に関する資料

6-1	河川等の概況	165
6-2	阿賀野川馬下量水標の水位	169
6-3	早出川善願量水標の水位	170
6-4	砂防指定河川	171
6-5	信濃川、阿賀野川洪水到達時刻表	172
6-6	洪水時におけるダム及び水門の操作	173
6-7	水防活動の巡視要領	177

7 災害協定に関する資料

7-1	五泉市における災害協定の状況	179
-----	----------------	-----

1. 防災組織等に関する資料

1-1-1 五泉市防災会議委員

会長 五泉市長

委員	役職名	備考
第1号	国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長	
第2号	新潟地域振興局企画振興部長	
第3号	五泉警察署長	
第4号	五泉市副市長	
第5号	五泉市教育委員会教育長	
第6号	五泉市消防本部消防長	
第6号	五泉市消防署長	
第6号	五泉市消防団長	
第7号	東北電力ネットワーク(株)新津電力センター所長	
第7号	東北電力(株)会津若松支社会津ダム管理センター阿賀野川ダム管理所長	
第7号	越後天然ガス(株)取締役総務部長	
第7号	東日本電信電話(株)埼玉事業部新潟支店長	
第7号	(株)ドコモCS新潟支店ネットワーク部長	
第7号	阿賀野川左岸土地改良区連合理事長	
第7号	早出川土地改良区事務長	
第7号	東日本旅客鉄道(株)新潟支社新津駅長	
第7号	日本赤十字社新潟県支部五泉市地区参与 五泉市社会福祉事務所長	
第7号	新潟運輸(株)五泉支店長	
第7号	中越運送(株)五泉営業所長	
第7号	新潟交通観光バス(株)京ヶ瀬営業所長	
第7号	蒲原鉄道(株)代表取締役	
第7号	新潟日報社新発田総局長	
第7号	日本郵便(株)五泉郵便局長	
第8号	五泉市議会議長	
第8号	五泉商工会議所事務局長	
第8号	村松商工会事務局長	
第8号	新潟かがやき農業協同組合経営管理委員会委員	
第8号	日本赤十字社新潟県支部安全奉仕団五泉市分団委員長	
第8号	社会福祉法人五泉市社会福祉協議会副会長	
第8号	医療法人社団真仁会五泉中央病院事務部長	
第8号	社会福祉法人中東福祉会菅名の里園長	
第8号	五泉市ボランティア連絡協議会副会長	
第8号	介護支援専門員代表者会議代表	
第8号	五泉市消防団女性分団長	
第8号	五泉市東蒲原郡医師会長	
第8号	五泉市防火管理協会会長	
第8号	五泉市危険物安全協会会長	
第8号	一般社団法人五泉市建設業協会会長	
第8号	五泉管工事業協同組合理事長	
第9号	荻曾根町内自主防災部会代表	
第9号	水戸野自主防災会代表	

1-1-2 五泉市防災会議条例

五泉市防災会議条例

平成18年1月1日
条例第145号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、五泉市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 五泉市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 新潟県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 新潟県警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長、消防署長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の代表者又は担当者のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項第1号及び第2号の委員の定数は、それぞれ2人以内第3号については1人、第4号、第7号及び第8号についてそれぞれ20人以内、第9号については2人以内とする。

7 第5項第7号、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係する指定地方行政機関の職員、新潟県の職員、市の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-2-1 五泉市災害対策本部条例

五泉市災害対策本部条例

平成18年1月1日
条例第146号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、五泉市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

1 - 2 - 2 五泉市災害対策本部長以下所属長

部名	職名	備考
本部長	市長	
副本部長	副市長	
副本部長	教育長	
総務部長	総務課長	
建設部長	都市整備課長	
上下水道部長	上下水道局長	
産業振興部長	農林課長	
衛生部長	環境保全課長	
民生部長	健康福祉課長	
教育部長	学校教育課長	
消防部長	消防長	
村松支部長	村松支所長（地域振興課長）	総務部
主要本部員	企画政策課長	総務部
主要本部員	財政課長	総務部
主要本部員	議会事務局長	総務部
主要本部員	監査委員事務局長	総務部
主要本部員	会計課長	総務部
主要本部員	税務課長	総務部
主要本部員	農業委員会事務局長	産業振興部
主要本部員	商工観光課長	産業振興部
主要本部員	市民課長	衛生部
主要本部員	高齢福祉課長	民生部
主要本部員	こども家庭課長	民生部
主要本部員	生涯学習課長	教育部
主要本部員	スポーツ推進課長	教育部
主要本部員	図書館長	教育部
主要本部員	消防署長	消防部

1-2-3 五泉市災害対策本部運営規程

五泉市災害対策本部運営規程

平成19年6月8日
訓令第10号

五泉市災害対策本部運営規程（平成18年五泉市訓令第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、五泉市災害対策本部条例（平成18年条例第146号。以下「条例」という。）に基づき、五泉市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図るものとする。

（組織）

第2条 条例第2条第2項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）には、副市長、教育長の職にある者を充て、同項の規定による災害対策本部長の職務を代理する者は副市長、教育長の順とする。

2 条例第2条第3項に規定する災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、五泉市組織規則（平成18年五泉市規則第5号。以下「組織規則」という。）第12条に定める課長及びこれに相当すると認められる職にある者及び必要に応じ本部長が指名する市の職員をもって充てる。

3 村松支所に村松支部を置く

4 支部長には、村松支所長の職にある者を充て、村松地域において災害が発生した場合、支部の事務を統括指揮監督する。

5 本部の組織は、別表第1に定めるとおりとする。

6 本部長は、予想される災害の規模又は災害が発生した場合の被害の程度によって、一部の部の活動を停止させ、又は合併させることができる。

（部長等の指名）

第3条 本部長は、条例第3条第1項に規定する部に属すべき本部員及び同条第2項に規定する部長の指名と併せて班長を指名する。

（部及び班）

第4条 本部に、部及び班を置き、その分掌事務は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 部に部長及び部長を補佐する副部長を、班に班長、副班長及び班員を置く。

3 部長、副部長及び班長は、上司の命を受け分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 班員は、上司の命を受け、分掌事務に従事する。

5 部長、副部長若しくは班長に事故あるとき又は欠けたときは、本部長が指名する者がその職務を代理する。

（情報連絡員）

第5条 各部の班に情報連絡員を置く。

2 情報連絡員は、別表第3 に掲げる者をもって充てる。

3 情報連絡員は、本部長に対し部の所管に係る災害情報を伝達し、本部長の指令等を部長に伝達する。

4 情報連絡員に事故あるとき又は欠けたときは、本部長が指名する者がその職務を代理する。

（非常配備の基準編成等）

第6条 本部は、被害を最少限に防止するため、速やかに強力な非常配備体制を整える。

2 非常配備の種別、内容等の基準は、別表第4のとおりとする。

（災害警戒本部）

第7条 市長は、災害対策本部設置前の体制として、各種気象警報又は長雨期における大雨注意報等により、各種災害の発生が予測され、水防活動又は災害対策本部設置の要否の判断資料を得るため必要があると認めるときは、副市長及び市長の指定する関係課長等と協議して五泉市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、情報収集にあたるものとする。

2 警戒本部は、別表第4に定める配備計画に基づき配備する。

（会議）

第8条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害予防、災害応急対策の実施その他防災に関する主要事項について協議する。

(本部室の場所及び本部事務局員)

第9条 本部室は、市役所又は本部長の指定する場所に置くものとする。

2 本部室には、原則として本部事務局員を置く。

3 本部事務局員の職員は、本部各部に所属する職員から本部長が指名した職員で構成する。

4 本部事務局員は、各種情報の管理、各部の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務等を行う。

(本部の設置及び解散)

第10条 本部は、災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合において、市長が必要と認めるとき、活動を開始するため設置する。

2 本部は、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めるとき解散する。

(災害現地対策本部)

第11条 本部長は、必要があると認めるときは、災害地に災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置く。

2 現地対策本部は、本部の任務のうち、緊急を要する災害応急対策について、災害地の住民の要請等に基づき、適切な措置を講ずるものとする。

(現地対策本部長、現地対策本部員)

第12条 現地対策本部に現地対策本部長及び現地対策本部員を置く。

2 現地対策本部長は、副本部長又は本部員のうちから、現地対策本部員は本部員又は本部連絡員のうちから本部長が指名する。

3 現地対策本部長は、本部長の命を受け現地対策本部の事務を統括し、現地対策本部員を指揮監督する。

4 現地対策本部員は、上司の命を受け、現地対策本部の事務に従事する。

(本部を設置するに至らない場合の災害対策)

第13条 本部を設置するに至らない場合の災害対策は、本部が設置された場合の災害対策に準じて行うものとする。この場合の非常配備の種別、内容等の基準は、別表第4のとおりとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項については、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年6月8日から施行する。

附 則（平成20年5月26日訓令第5号）

この訓令は、平成20年5月26日から施行する。

附 則（平成21年3月27日訓令第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日訓令第2号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日訓令第5号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月20日訓令第3号）

この訓令は、令和3年5月20日から施行する。

附 則（令和4年6月3日訓令第2号）

この訓令は、令和4年6月3日から施行する。

附 則（令和5年3月22日訓令第5号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第2（第4条関係）

部	班	所掌事務
総務部 部長：総務課長	総務班 （班長） 企画政策課長 （副班長） 議会事務局長 監査委員事務局長 会計課長 （班員） 総務課員 企画政策課員 監査委員事務局職員 議会事務局職員 会計課員	1 災害対策本部の設置、解散及び本部会議に関する事 2 災害対策本部の運営・記録に関する事 3 本部会議、県その他防災関係機関との連絡調整に関する事 4 災害情報の収集及び伝達に関する事 5 地震情報及び気象情報の授受伝達に関する事 6 各部からの災害情報及び被害状況の整理、集約に関する事 7 自衛隊に対する派遣要請及び受入調整に関する事 8 県及び他市町村等に対する応援要請等に関する事 9 避難情報に関する事 10 町内会等との連絡調整に関する事 11 全ての避難所の設置に関する事 12 報道要請その他報道機関との連絡に関する事 13 災害情報の記者発表、広報、ホームページに掲載及び資料提供等 報道機関への対応に関する事 14 緊急通報伝達（応急対策の内容、不安解消のための情報、避 難情報等）に関する事 15 災害時の通信統制及び非常通信の確保に関する事 16 防災行政無線の操作及び施設機能確保に関する事 17 庁舎内通信施設・電力及び各種設備の被害状況調査並びに緊 急機能確保に関する事 18 災害時における電算処理システムの機能確保に関する事 19 職員の動員に関する事 20 各部との連絡調整に関する事 21 議会との連絡調整に関する事 22 県に対する各種報告に関する事

		<p>23 職員の被災状況の把握に関すること。</p> <p>24 災害対策事務の現金支払い及び必要物品の出納に関すること。</p> <p>25 救援資金及び見舞金の受入れに関すること。</p> <p>26 災害救助法等の適用申請に関すること。</p> <p>27 避難情報の解除に関すること。</p> <p>28 職員の健康管理に関すること。</p> <p>29 災害弔慰金等の支給に関すること。</p> <p>30 全市にわたる激甚災害の指定等、県に対する要請・陳情の調整に関すること。</p> <p>31 災害対策等に関し、国、県等に対する要望等に関すること。</p> <p>32 災害状況や応急対策等の推進状況等の写真・ビデオその他資料等の収集整理等に関すること。</p> <p>33 調査団、視察団等の受入れ及び対応に関すること。</p>
	<p>予算・輸送班 (班長) 財政課長 (班員) 財政課員</p>	<p>1 調査団、視察団等の受入れ及び対応に関すること。</p> <p>2 配車状況の掌握及び記録に関すること。</p> <p>3 人員及び物資の輸送用車両の配車、調達及び運転に関すること。</p> <p>4 応援車両の要請及び配車調整に関すること。</p> <p>5 災害対策関係予算に関すること。</p>
	<p>被害調査班 (班長) 税務課長 (班員) 税務課員 地域振興課員</p>	<p>1 各部と連携を図りつつ、市内全域の被害状況等の調査を行い、集約及び報告すること。</p> <p>2 家屋、構築物等の被害状況調査及び報告に関すること。</p> <p>3 被災者名簿の作成に関すること。</p> <p>4 災証明書の発行に関すること。</p> <p>5 被災者に対する市税の納税猶予及び減免に関すること。</p>
支部長：支所長	<p>村松支所庶務班 (班長) 村松支所地域振興課長 (班員) 村松支所地域振興課員</p>	<p>1 災害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>2 地震情報及び気象情報の授受伝達に関すること。</p> <p>3 施設機能確保に関すること。</p> <p>4 災害時の通信統制及び非常通信に関すること。</p> <p>5 災害情報（応急対策の内容、民心安定のための情報、避難の指示等）の広報に関すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 6 各部との連絡調整に関する事。 7 町内会等との連絡調整に関する事。 8 各部からの災害情報及び被害状況の整理、集約に関する事。 9 職員の被災状況の把握に関する事。 10 人員及び物資の輸送用車両の配車、調達及び運転に関する事。 11 配車状況の把握及び記録に関する事。 12 応援車両の要請及び配車調整に関する事。 13 災害弔慰金等の支給に関する事。 14 職員の健康管理に関する事。 15 災害状況や応急対策等の推進状況等の写真・ビデオその他資料等の収集整理等に関する事。
建設部 (部長) 都市整備課長	庶務情報班 (班長) 都市整備課長 (班員) 都市整備課員 地域振興課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 部に係る被害状況の集約及び報告に関する事。 2 応急対策用資機材の調達、確保及び管理に関する事。 3 関係機関等との連絡調整に関する事。 4 道路交通情報の収集及び報告に関する事。 5 高速道路の交通情報の収集に関する事。 6 緊急輸送路確保に関する関係機関等への要請に関する事。 7 避難所の応急危険度調査に関する事。 8 家屋等の応急危険度調査に関する事。
	建設班 (班長) 都市整備課長 (班員) 都市整備課員 地域振興課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害危険箇所のパトロールに関する事。 2 道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害対策、被害調査及び応急対策に関する事。 3 市街地のたん水排除に関する事。 4 交通規制に関する事。 5 緊急輸送道路の確保に関する事。

		<p>6 路上障害物等（降積雪を含む。）の排除に関する事。</p> <p>7 公園施設及び街路樹の応急対策に関する事。</p> <p>8 公営住宅の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する事。</p> <p>9 公共施設の応急復旧に関する事。</p> <p>10 応急仮設住宅等の建設及び入居者の選定に関する事。</p>
<p>上下水道部 （部長） 上下水道局長</p>	<p>水道班 （班長） 上下水道局長 （班員） 上下水道局員</p>	<p>1 部に係る被害状況の集約及び報告に関する事。</p> <p>2 水道施設に係る被害状況等の調査、集約及び報告に関する事。</p> <p>3 水道協会等関係機関に対する被害状況等の報告に関する事。</p> <p>4 取水、導水、送水及び配水計画の総合統制に関する事。</p> <p>5 応急給水に関する事。</p> <p>6 部に係る応急対策用資機材の調達、確保及び管理に関する事。</p> <p>7 応急用水道管、仮設給水装置及び移動式浄水装置の看守に関する事。</p> <p>8 水道管及び仮設給水装置の設置に関する事。</p> <p>9 導水管、送水管及び配水管の応急復旧に関する事。</p>
	<p>下水道班 （班長） 上下水道局長 （班員） 上下水道局員</p>	<p>1 下水道施設に係る被害状況等の調査、集約及び報告に関する事。</p> <p>2 市街地のたん水排除に関する事。</p> <p>3 関係機関等との連絡調整に関する事。</p> <p>4 下水道施設の災害対策、応急復旧に関する事。</p>
<p>産業振興部 （部長） 農林課長</p>	<p>農林班 （班長） 農業委員会事務局長 （班員） 農林課員 農業委員会事務局職員 地域振興課員 農業委員会事務局村 松事務員</p>	<p>1 部に係る被害状況等の集約及び報告に関する事。</p> <p>2 農林水産業関係の被害状況等の調査、集約及び報告に関する事。</p> <p>3 道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害危険箇所のパトロールに関する事。</p> <p>4 道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害対策、被害調査及び応急対策に関する事。</p>

		<p>5 関係機関等との連絡調整に関する事。</p> <p>6 応急食料等の原材料の調達に関する事。</p> <p>7 農林水産施設の災害対策、応急復旧に関する事。</p>
	<p>商工観光班 (班長) 商工観光課長 (班員) 商工観光課員 地域振興課員</p>	<p>1 鉄道、バス、輸送機関等の運行状況に関する事。</p> <p>2 商工観光関係の被害状況等の調査、集約及び報告に関する事。</p> <p>3 商工観光施設の災害対策、応急復旧に関する事。</p> <p>4 観光客の安全確保に関する事。</p> <p>5 商工業関係の被害調査並びに応急対策に関する事。</p> <p>6 関係機関等との連絡調整に関する事。</p> <p>7 食料品及び生活必需品の調達並びに配給に関する事。</p> <p>8 避難所における食料及び物資の支給に関する事。</p> <p>9 中小企業者の資金融資のあっせんに関する事。</p> <p>10 災害復興住宅資金の融資に関する事。</p>
<p>衛生部 (部長) 環境保全課長</p>	<p>衛生班 (班長) 市民課長 (班員) 市民課員 環境保全課員 地域振興課員</p>	<p>1 部に係る被害状況の集約及び報告に関する事。</p> <p>2 全被災者の安否に関する事。</p> <p>3 避難収容状況の記録及び報告に関する事。</p> <p>4 市登録外国人の被災状況調査に関する事。</p> <p>5 関係機関等との連絡調整に関する事。</p> <p>6 災害時要配慮者（外国人）の支援に関する事。</p> <p>7 死体の埋火葬の許可に関する事。</p> <p>8 被災地の環境対策に関する事。</p> <p>9 斎場の被害調査、応急復旧及び適正管理に関する事。</p> <p>10 遺体の収容及び埋火葬に関する事。</p> <p>11 防疫（厚生班に関するものを除く。）に関する事。</p> <p>12 仮設トイレに関する事。</p> <p>13 ごみ処理場、し尿処理場及び最終処分場の被害調査、応急復旧及び適正管理に関する事。</p> <p>14 災害ごみ、し尿、死亡獣畜等の収集及び処理に関する事。</p>

<p>民生部 (部長) 健康福祉課長</p>	<p>厚生班 (班長) 高齢福祉課長 (副班長) こども家庭課長 (班員) 健康福祉課員 こども家庭課員 保育園職員 認定こども園職員 高齢福祉課員 地域振興課員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 部に係る被害状況の集約及び報告に関する事。 2 生活保護世帯、障害者世帯、高齢者世帯等の被害調査及び援護に関する事。 3 社会福祉団体等との連絡調整に関する事。 4 社会福祉関係及び保育園の被害調査に関する事。 5 保育園、認定こども園児童の安全確保に関する事。 6 ボランティアに関する事。 7 被災者に対する福祉相談に関する事。 8 社会福祉施設及び保育園に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関する事。 9 保健衛生及び防疫（衛生班に関するものを除く。）に関する事。 10 災害時要配慮者（障害者及び高齢者）の支援に関する事。 11 医師会及び医療機関との連絡調整並びに協力要請に関する事。 12 医療救護所の開設に関する事。 13 救急医薬品及び衛生材料の調達、確保及び管理に関する事。 14 助産に関する事。 15 義援金の支給に関する事。 16 社会福祉施設の災害対策、応急復旧に関する事。 17 避難住民の相談業務に関する事。
<p>教育部 (部長) 学校教育課長</p>	<p>学校教育班 (班長) 学校教育課長 (班員) 学校教育課員 各小中学校職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 部に係る被害状況の集約及び報告に関する事。 2 学校教育施設の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する事。 3 学校給食に関する事。 4 児童及び生徒の避難に関する事。 5 児童及び生徒の被災状況の調査に関する事。 6 学校に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関する事。 7 関係機関等との連絡調整に関する事。 8 炊き出しの実施及び供給に関する事。

		<p>9 応急教育に関すること。</p> <p>10 学用品の給付に関すること。</p>
	<p>生涯学習班 (班長) 生涯学習課長 (副班長) スポーツ推進課長 (副班長) 図書館長 (班員) 生涯学習課員 スポーツ推進課員 青少年育成センター職員 図書館職員</p>	<p>1 社会教育施設及び体育施設の利用者の安全確保に関すること。</p> <p>2 社会教育施設及び体育施設の災害対策、被害調査並びに応急復旧に関すること。</p> <p>3 社会教育施設及び体育施設に係る避難所の設営並びに被災者の収容の協力に関すること。</p> <p>4 関係機関等との連絡調整に関すること。</p> <p>5 救援物資の受入れ及び配送に関すること。</p> <p>6 文化財の災害対策及び被害調査に関すること。</p>
	<p>村松支所生涯学習班 (班長) 生涯学習課村松事務所 係長 (班員) 生涯学習課村松事務所 員 村松図書館職員</p>	<p>1 社会教育施設及び体育施設の利用者の安全確保に関すること。</p> <p>2 社会教育施設及び体育施設の災害対策、被害調査並びに応急復旧に関すること。</p> <p>3 社会教育施設及び体育施設に係る避難所の設営並びに被災者の収容の協力に関すること。</p> <p>4 関係機関等との連絡調整に関すること。</p> <p>5 救援物資の受入れ及び配送に関すること。</p> <p>6 文化財の災害対策及び被害調査に関すること。</p>
<p>消防部 (部長) 消防長</p>	<p>予防班 (班長) 消防本部総務課長 (班員) 消防本部課員</p>	<p>1 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。</p> <p>2 災害予防、警戒の対策に関すること。</p> <p>3 災害状況の把握、情報の収集に関すること。</p> <p>4 災害防ぎょ対策に関すること。</p> <p>5 災害情報の受理及び出動指令に関すること。</p> <p>6 地震情報、気象情報及び河川情報等の収集に関すること。</p> <p>7 消防職員の招集及び配置に関すること。</p> <p>8 消防団員の召集、配置に関すること。</p> <p>9 消防相互応援協定市町村との連絡に関すること。</p> <p>10 消防防災ヘリコプターの出動要請に関すること。</p> <p>11 関係機関等との連絡調整に関すること。</p> <p>12 消防団本部との連絡調整に関すること。</p>

		13 消防資機材の調達に関すること。
	消防班 (班長) 消防署消防署長 (班員) 消防署員	1 災害の予防、警戒、防ぎよ活動に関すること。 2 災害状況の把握、情報収集、市民広報に関すること。 3 避難住民の誘導に関すること。 4 消火・救助・救急に関すること。 5 消防署の現場活動指揮に関すること 6 消防団の現場活動指揮に関すること。

別表第3 (第5条関係)

五泉市災害対策本部 情報連絡員となるべき職員

部名	班名	職名
総務部	総務班	企画政策課 課長補佐
	予算・輸送班	財政課 課長補佐
	被害調査班	税務課 課長補佐
	村松支所庶務班	村松支所地域振興課 課長補佐
建設部	庶務情報班・建設班	都市整備課 課長補佐
上下水道部	水道班	上下水道局 次長
産業振興部	農林班	農林課 課長補佐
	商工観光班	商工観光課 課長補佐
衛生部	衛生班	環境保全課 課長補佐
民生部	厚生班	健康福祉課 課長補佐
教育部	学校教育班	学校教育課 課長補佐
	生涯学習班	生涯学習課 課長補佐
	村松支所生涯学習班	生涯学習課村松事務所 係長
消防部	予防班・消防班	消防署員

注 班の連絡員は1名とし、連絡員となるべき職員が2名以上いる場合は、当該職員の所属長が指名した者とする。

別表第4（第6条、第7条、第13条関係）

配備計画

配備種類	配備時期	配備体制
準備体制 (第1配備)	1 新潟地方気象台が大雨、強風、大雪又は洪水等の注意報を発表したとき。 2 震度3の地震が発生したとき。 3 その他自然現象による災害が発生するおそれのあるとき、又は発生しはじめたとき。 4 水防警報を行う河川が水防団待機水位を超えることが確実となったとき。	防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る連絡体制とし、防災気象情報の把握に努める。
注意体制 (第2配備)	1 水防警報を発表したとき。 2 新潟地方気象台が大雨、暴風、大雪又は洪水等の警報を発表したとき。 3 水防警報を行う河川が氾濫注意水位を超えることが確実となったとき。 4 台風情報で、台風の暴風域が24時間以内にかかると予想されている、又は、台風が24時間以内に接近することが見込まれるとき。	総務部、建設部、上下水道部の指定職員をもって情報収集活動や災害応急活動が円滑に実施できる体制とする。 高齢者等避難の発令（警戒レベル3）を判断する準備を行う。
警戒体制 (第3配備)	1 新潟地方気象台が大雨、暴風、大雪又は洪水等の警報を発表したときで、局地的な被害が発生したとき、又は市全域にわたって災害が発生するおそれのあるとき。 2 震度4の地震が発生し、火事、爆発等その他自然現象による災害が発生するおそれのあるとき、又は発生しはじめたとき。 3 水防警報を行う河川が避難判断水位（レベル3水位）を超えることが確実となったとき。 4 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、人家に関係する区域に、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）した場合（土砂災害前ぶれ注意情報）。	災害警戒本部を設置し、各部の指定職員と全係長以上をもって、情報収集活動や災害応急活動に対処できる体制とする。 各部の指定職員以外の者は、自宅待機等、本部等の指示に迅速に対応できるものとし、災害対策本部設置に移行しうる体制とする。 避難指示の発令（警戒レベル4）を判断できる準備を行う。 土砂災害については、指定区域に応じた配備体制とする。
本部体制 (第4配備)	1 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。 2 風水害、大雪等により市内の広範囲に災害が発生したとき。 3 震度5弱以上の地震が発生し、火事、爆発等その他自然現象による災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。 4 その他状況により、本部長が必要と認めたとき。 5 水防警報を行う河川が氾濫危険水位（レベル4水位）を超えることが確実となったとき。 6 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表されたとき。	災害対策本部を設置し、全職員が災害応急対応に従事する。 災害が発生、又は災害が発生しようとしている場合で、避難することにより、かえって危険が及ぶ恐れがあるとき、「緊急安全確保措置」の発令（警戒レベル5）をできる準備を行う。 「緊急安全確保」発令後も同様の体制とする。

1-3-1 五泉市災害救助条例

五泉市災害救助条例

平成18年1月1日

条例第152号

(目的)

第1条 この条例は災害に際して、市が応急的に必要な救助を行い、被災者の保護を図ることを目的とする。

(救助の実施要件)

第2条 この条例による災害救助（以下「救助」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されない災害であって、次に定める程度の災害が発生した場合で当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

(1) 住家が滅失した世帯数が40以上に達した場合

(2) 前号の基準に達しないが多数の世帯の住家が滅失し、市長が特に必要と認める場合

(3) 多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合

2 前項第1号及び第2号に定める住家が滅失した世帯数の算定は、住家が半壊し、又は半焼した等著しく損壊した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(救助の種類)

第3条 救助の種類は、次のとおりとする。

(1) 避難所の設置

(2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与

(4) 災害にかかった者の救出

(5) 応急仮設住宅の設置

(6) 災害にかかった住宅の応急修理

(7) 障害物の除去

2 前項第5号、第6号及び第7号の救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第4条 救助の程度、方法及び期間は、新潟県災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号）第5条に定める範囲内において行うものとする。

2 市長が特に必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず救助の期間を延長して行うことができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

新潟県災害救助法施行細則

昭和 35 年 7 月 15 日
新潟県規則第 30 号

〔災害救助法施行細則〕をここに公布する。

新潟県災害救助法施行細則
(平 12 規則 114・改称)

第 1 条 この規則は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号。以下「政令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和 22 年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「省令」という。)の施行に伴い必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 災害に際し、市町村における災害が、政令第 1 条第 1 項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村長は、直ちに当該災害についての情報を知事に提供するものとする。

(昭 37 規則 55・全改、平 12 規則 114・一部改正)

第 3 条 法第 11 条に規定する災害発生市町村(以下「災害発生市町村」という。)の長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第 13 条第 2 項の規定に基づき、救助に着手することができる。

2 前項の規定により災害発生市町村の長が救助に着手したときは、その状況についての情報を直ちに知事に提供し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。

(昭 37 規則 55・平 12 規則 114・平 25 規則 60・平 31 規則 9・一部改正)

第 4 条 削除

(昭 37 規則 55)

第 5 条 政令第 3 条の規定による救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 25 年 10 月内閣府告示第 228 号)(以下「救助の程度等の基準」という。)に定めるとおりとする。

(昭 37 規則 55・平 12 規則 114・平 17 規則 112・平 25 規則 60・一部改正)

第 6 条 省令第 1 条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号のとおりとする。

(1) 公用令書(別記第 1 号様式の 1~別記第 1 号様式の 4)

(2) 公用変更令書(別記第 2 号様式)

(3) 公用取消令書(別記第 3 号様式)

2 知事は、前項第 1 号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳(別記第 4 号様式)に登録しなければならない。

3 知事は、第 1 項第 2 号及び第 3 号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第 7 条 前条第 1 項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付してある受領証に受領年月日を記入し、署名して、直ちにこれを知事に返さなければならない。

(令 3 規則 13・一部改正)

第 8 条 当該職員が、収用し、又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに、省令第 2 条第 3 項の規定により、受領調書(別記第 5 号様式)を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(平 19 規則 14・一部改正)

第 9 条 省令第 3 条の規定による損失補償請求書は、別記第 6 号様式による。

2 知事は、損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行なつたときは、所要事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

第 10 条 省令第 4 条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号のとおりとする。

(1) 公用令書(別記第 7 号様式)

(2) 公用取消令書(別記第 8 号様式)

2 知事は、前項第 1 号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(別記第 9 号様式)に登録しなければならない。

3 知事は、第 1 項第 2 号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録して、これを抹消しなければならない。

第 11 条 第 7 条の規定は、前条第 1 項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について、これを準用する。

第 12 条 省令第 4 条第 2 項の規定による届出は、次に掲げる書類を添付して行なわなければならない。

(1) 負傷又は疾病により救助の実施に従事することができない場合においては、医師の診断書

(2) 天災その他さけられない事故により救助の実施に従事することができない場合においては、市町村長、警察官又はその他適当な官吏の証明書

第 13 条 政令第 5 条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、救助の程度等の基準に定めるとおりとする。

(昭 37 規則 55・平 12 規則 114・平 17 規則 112・平 25 規則 60・一部改正)

第 14 条 省令第 5 条の規定による実費弁償請求書は、別記第 10 号様式による。

第 15 条 法第 10 条第 3 項において準用する法第 6 条第 4 項の規定により、当該職員が立入検査に当たつて携帯しなければならない証票は、別記第 11 号様式による。

(平 19 規則 14・平 25 規則 60・一部改正)

第 16 条 省令第 6 条の規定による扶助金支給申請書は、別記第 12 号様式による。

2 前項の規定による扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金にかかる申請書には、次の区分にしたがい、所要の書類を添付しなければならない。

(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し又は疾病にかかつたため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 救助に関する業務に協力した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、省令第 6 条の規定に基づき、扶助金を受けようとするときは、同条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事又は災害発生市町村の長の証明書を添付しなければならない。

(平 12 規則 114・平 31 規則 9・一部改正)

第 17 条 法第 13 条第 1 項の規定により救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととするときは、当該災害発生市町村の長は、第 6 条、第 8 条、第 9 条第 2 項、第 10 条及び第 12 条の規定するところにより行うものとする。

2 前項に規定する場合において、次の各号に掲げる災害発生市町村の長は、当該各号に定める事務を行うこととする。

(1) 法第 5 条第 1 項又は第 9 条第 1 項に規定する事務を行う災害発生市町村の長 第 7 条の規定による受領証の受領

(2) 法第 7 条第 1 項に規定する事務を行う災害発生市町村の長 第 11 条において準用する第 7 条の規定による受領証の受領

(平 12 規則 114・全改、平 25 規則 60・平 31 規則 9・一部改正)

第 18 条 災害発生市町村の長は、救助が完了したときは、別に定める書類を知事に提出するものとする。

(平 12 規則 114・平 31 規則 9・一部改正)

第 19 条 災害発生市町村の長は、法第 30 条の規定により救助の実施に要する費用を繰替支弁したときは、別に定める書類を知事に提出しなければならない。

(平 25 規則 60・平 31 規則 9・一部改正)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 災害救助法施行規則（昭和 23 年新潟県規則 12 号）は、廃止する。

附 則（昭和 36 年規則第 48 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 36 年規則第 76 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 36 年 9 月 15 日から適用する。

附 則（昭和 37 年規則第 55 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 38 年規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 37 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 38 年規則第 74 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 39 年規則第 60 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 39 年 6 月 16 日から適用する。

附 則（昭和 40 年規則第 78 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表については、昭和 40 年 9 月 15 日から適用する。

附 則（昭和 41 年規則第 30 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 42 年規則第 26 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 42 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 43 年規則第 55 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 44 年規則第 57 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 44 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 45 年規則第 93 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 46 年規則第 87 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 47 年規則第 76 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 48 年規則第 88 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 48 年規則第 105 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 49 年規則第 56 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 49 年規則第 78 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 50 年規則第 58 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年規則第 69 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年規則第 67 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 53 年規 42 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 54 年規則第 45 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 55 年規則第 30 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 56 年規則第 62 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 57 年規則第 58 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 58 年規則第 50 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 59 年規則第 91 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 60 年規則第 85 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 61 年規則第 59 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年規則第 53 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和 62 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 63 年規則第 53 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和 63 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成元年規則第 70 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成元年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 年規則第 79 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 2 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年規則第 46 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 4 年規則第 67 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 4 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年規則第 67 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 5 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年規則第 23 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年規則第 73 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 6 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年規則第 65 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 9 年規則第 83 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 10 年規則第 54 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 11 年規則第 80 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 12 年規則第 114 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 169 号）

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 14 年規則第 13 号）

この規則は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年規則第 119 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県災害救助法施行細則の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年規則第 68 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 87 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第 1 号ケ(ウ)及びサ(エ)a の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 17 年規則第 112 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定（救助の程度等の基準第 2 条第 2 号ロ及び第 7 条第 2 号に係る部分を除く。）は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年規則第 14 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年規則第 60 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年規則第 9 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 13 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次頁において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

内閣府告示第228号

災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第3条第1項及び第5条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成25年10月1日から適用する。

平成25年10月1日 内閣総理大臣 安部 晋三

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第1章 救助の程度、方法及び期間

（救助の程度、方法及び期間）

第1条 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第4条第1項各号に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

第2条 法第4条第1項第1号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。
ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり320円以内とすること。

ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

ヘ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型仮設住宅

（1）建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

（2）1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,516,000円以内とすること。

- (3) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置できること。
- (5) 建設型仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- (6) 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとすること。
- (7) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 借上型仮設住宅

- (1) 借上型仮設住宅の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ（2）に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
- (2) 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
- (3) 借上型仮設住宅を供与できる期間は、イ（6）と同様の期間とすること。

（炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第 3 条 法第 4 条第 1 項第 2 号の炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊出しその他による食品の給与

- イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ハ 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として 1 人 1 日当たり 1,130 円以内とすること。
- ニ 炊出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とすること。

2 飲料水の供給

- イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。
- ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第 4 条 法第 4 条第 1 項第 3 号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品
 - ロ 日用品
 - ハ 炊事用具及び食器
 - ニ 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	18,400円	23,700円	34,900円	41,800円	52,900円	7,800円
冬季	30,400円	39,500円	54,900円	64,200円	80,800円	11,100円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	6,000円	8,100円	12,100円	14,700円	18,600円	2,600円
冬季	9,800円	12,700円	18,000円	21,400円	27,000円	3,500円

4 生活必需品の給与等は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならないこと。

（医療及び助産）

第5条 法第4条第1項第4号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療

イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とすること。

2 助産

イ 災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

- ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産婦による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。
- ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とすること。

(被災者の救出)

第6条 法第4条第1項第5号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 2 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
- 3 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり574,000円以内とすること。
- 3 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了すること。

(生業に必要な資金の貸与)

第8条 法第4条第1項第7号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。
- 2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。
- 3 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。
 - イ 生業費 1件当たり 30,000円
 - ロ 就職支度費 1件当たり 15,000円
- 4 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。
 - イ 貸与期間 2年以内
 - ロ 利子 無利子
- 5 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならないこと。

(学用品の給与)

第9条 法第4条第1項第8号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 教科書
 - ロ 文房具

ハ 通学用品

3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1 人当たり 4,400 円

(2) 中学校生徒 1 人当たり 4,700 円

(3) 高等学校生徒 1 人当たり 5,100 円

4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了しなければならないこと。

(埋葬)

第 10 条 法第 4 条第 1 項第 9 号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出できる費用は、1 体当たり大人 210,200 円以内、小人 168,100 円以内とすること。

4 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならないこと。

(死体の搜索及び処理)

第 11 条 法第 4 条第 1 項第 10 号の規定に基づく令第 2 条第 1 号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 死体の搜索

イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

ハ 死体の搜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならないこと。

2 死体の処理

イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1 体当たり 3,400 円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は 1 体当たり 5,300 円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならないこと。

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第 12 条 法第 4 条第 1 項第 10 号の規定に基づく令第 2 条第 2 号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均が 135,100 円以内とすること。

3 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならないこと。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第 13 条 法第 4 条第 1 項各号の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

1 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 被災者の避難に係る支援

ロ 医療及び助産

ハ 被災者の救出

ニ 飲料水の供給

ホ 死体の捜索

ヘ 死体の処理

ト 救済用物資の整理配分

2 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

3 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第 2 章 実費弁償

(実費弁償)

第 14 条 法第 7 条第 5 項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者

イ 日当

法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。

2 令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内とすること。

第3章 災害救助事務
(救助事務費)

第15条 法第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用(以下「救助事務費」という。)は、次の各号に定めるところによる。

- 1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。
 - イ 時間外勤務手当
 - ロ 賃金職員等雇上費
 - ハ 旅費
 - ニ 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。)
 - ホ 使用料及び賃借料
 - ヘ 通信運搬費
 - ト 委託費
- 2 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。
 - イ 3,000万円以下の部分の金額については100分の10
 - ロ 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額については100分の9
 - ハ 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8
 - ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7
 - ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6
 - ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5
 - ト 5億円を超える部分の金額については100分の4
- 3 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第2条から第13条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第14条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く)の合計額をいう。

前文〔抄〕(平成26年3月31日内閣府告示第19号)
平成26年4月1日から適用する。

前文〔抄〕(平成27年3月31日内閣府告示第44号)
平成27年4月1日から適用する。

前文〔抄〕(平成28年3月31日内閣府告示第112号)
平成28年4月1日から適用する。

前文〔抄〕(平成29年3月31日内閣府告示第535号)
平成29年4月1日から適用する。

1-4-1 五泉市災害弔慰金の支給等に関する条例

五泉市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成18年1月1日
条例第83号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金（第3条—第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）並びに新潟県災害弔慰金補助及び災害援護資金貸付要綱の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に掲げるところによる。

- （1）災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2）市民 災害により被害を受けた当時、五泉市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害又は新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）が適用された災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- （1）死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- （2）前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合に

あつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては、250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害（家財についての被害金額が、その家財の価格のおおむね3分の1以上の損害をいう。以下同じ。）及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

（利率及び保証人）

第14条 災害援護資金は、据置期間中及び据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き無利子とする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、法第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の五泉市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年五泉市条例第17号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年村松町条例第33号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成31年3月20日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の五泉市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月23日条例第6号）

この条例は令和2年4月1日から施行する。

1-4-2 五泉市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

五泉市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成18年1月1日

規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、五泉市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成18年五泉市条例第837号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、市の区域外で死亡した市民の遺族に対しては、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長はこの市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

(借入れ申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3か月を経過

する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した借用書(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第13号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて、貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けたことを証する書類

(4) 借受人が災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令(令和元年内閣府令第22号)第1条に規定する基準に該当することを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該

償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかにその旨を市長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。

ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の五泉市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和51年五泉市規則第25号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年村松町規則第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成31年3月29日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日規則第15号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号
(第5条関係)

診 断 書

氏 名		生年 月 日	年 月 日	性別	男・女
傷 病 名			負傷発病 年 月 日	年 月 日	
障 害 の 部 位			初診年月日	年 月 日	
既 往 症		既存 障害	治癒年月日	年 月 日	
療 養 の 内 容 及 び 経 過					
障 害 の 状 態 の 詳 細	(図で示すことができるものは図解すること。)				
関 節 運 動 範 囲	種類範囲				
	部位				
		右			
		左			
		右			
		左			
上記のとおり診断します。					
年 月 日	郵便番号	電話番号	局	番	
	病院又は	所在地			
	診療所の	名 称			
	診療担当者				
	氏 名	Ⓜ			

様式第2号
(第6条関係)

災害援護資金借入申込書

受付年月日		受付番号		受付者		貸付番号			
被災日時	年 月 日 時			災害名					
被害の種類	1 世帯主の負傷 3 住居の半壊	2 住居の全壊 4 家財の損害	被害場所						
返済方法	1 年賦	2 半年賦	3 月賦	いつまでに返せますか	年 月 (回)				
借入申込者について	フリガナ				男 ・ 女	年 月 日 (歳)			
	氏名								
	フリガナ				郵便番号	電話番号			
	現住所				番				
	本籍				勤務先の名称と所在地				
	職業								
	世帯の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健康	否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名
資産の状況	収入合計	円		支出合計	円				
	土地	(1) 住宅 m ² (3) 山林 m ²	(2) 田畑 m ²	住居の状況	(1) 自家 (2) 借家 (3) 借間 (4) 同居				
	建物	(1) 自宅 m ²	(2) その他 m ²	生活保護	年 月 日より受給(生住教医)				
	負債	(内容)			(金額) 円				
書いてください 連帯保証人(保証人が)	氏名				男 ・ 女	年 月 日生 (歳)			
	現住所				本籍地				
	職業	月収	円	申込者との関係	家族数	人			
	資産	(1) 宅地 m ² (3) 山林 m ²	(2) 田、畑 m ²	勤務先	名称				
	産	(1) 自宅 m ²	(2) その他 m ²	所在地	電話 局 番				
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況					(有・無) (状況)				
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無					(有・無)				
資金の使途	資金の使い方 総額	円		資金の内訳	合計 円				
		円	円	災害援護資金で	円				
		円	円	手持資金で	円				
		円	円	その他 () で	円				
		円	円						

被災時の具体的状況						負傷	全治	か月
住居の被害		(1) 全壊		(2) 半壊				
被害状況	被害財	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額	
		和だんす			婦人用腕時計			
		整理だんす			畳(畳中で畳が被害)			
		洋服だんす			障子			
		鏡台			ふすま			
		腰掛机						
		本箱・本だな						
		食器戸だな			小計			
		食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財			
		げた箱			品名	現在購入に要する費用	被害額	
		照明器具						
		じゅうたん						
		扇風機						
		石油ストーブ						
		電気やぐらこたつ						
		電気冷蔵庫						
		電気、ガス炊飯器						
		電気洗たく機						
		電気掃除機						
		ミシン						
電気アイロン								
自転車								
テレビ								
ラジオ								
柱時計								
目覚し時計			小計					
紳士用腕時計			合計					
<p>上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借入申込者 ㊟</p> <p>上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 ㊟</p> <p>五泉市長 様</p>								

様式第3号
(第8条関係)

五 総 第 号
年 月 日
五泉市長 印

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号 第 号
貸付金額 円
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年賦 半年賦 月賦
利 子 年0%
資金をお渡しする日と手続について
1 貸付金交付日 年 月 日
2 場 所
3 ご持参なさるもの
(1) この通知書
(2) 同封の借用書
(3) あなたの印鑑
(4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

様式第4号
(第8条関係)

五 総 第 号
年 月 日
五泉市長 印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

様式第5号
(第9条、第10条関係)

貸付決定番号 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額 円
利 子 年0%
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法

上記のとおり借用いたします。

については、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所
借受人氏名 印
住 所
保証人氏名 印

様式第6号
(第12条関係)

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住所
氏名

㊟

五泉市長 様

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

様式第7号
(第13条関係)

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人住所
氏名

㊤

連帯保証人住所
氏名

㊤

五泉市長 様

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期間等	ただし、 年月日 第 回償還以降
	償還方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦		
	償還期間	年月日から 年月日まで	変更後の 償還期間	年月日から 年月日まで
支払猶予期間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第8号
(第13条関係)

五 総 第 号
年 月 日

五泉市長 印

様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間	年	月	日から	か月
変更後の償還期間	年	月	日から	
	年	月	日まで	

様式第9号
(第13条関係)

五 総 第 号
年 月 日

五泉市長 印

様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

(不承認の理由)

様式第10号
(第14条関係)

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名

㊟

連 帯 保 証 人 住 所
氏 名

㊟

五 泉 市 長 様

記

貸付番号				
支払免除を申請する違約金の金額			円	
内 容	回 数 期 別	元 金	利 子	申請日までの違約金
	年 月 期			
<u>違約金の支払免除を要する具体的な理由</u>				

様式第11号
(第14条関係)

五 総 第 号
年 月 日
五泉市長 印

様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認
されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る
年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

様式第12号
(第14条関係)

五 総 第 号
年 月 日
五泉市長 印

様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認
となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係
る違約金は、 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

様式第13号
(第15条関係)

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号						
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円	
償還方法	年賦・半年賦・月賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円	
免除申請額	円（償還未済額の全部一部で）				円	
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間						
免除申請者	フリガナ			男・女	年 月 日生	
	氏名					
	現住所					
	本籍					
	借受人との関係			職業		
	勤務先及び所在地					
借受人の相続人は	フリガナ			男・女	年 月 日生	
	氏名					
	現住所			借受人との続柄		
	職業			勤務先及び所在地		
保証人	フリガナ			男・女	年 月 日生	
	氏名					
	現住所			借受人との関係		
	職業			勤務先及び所在地		
<p>上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">免除申請者</p> <p style="text-align: right;">⑤</p> <p>五泉市長 様</p>						

様式第14号
(第15条関係)

五 総 第 号
年 月 日
五泉市長 印

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円
償還を免除した額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	利 子	
	違約金	
	合 計	

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利5%の率で違約金が更に加算されます。

様式第15号
(第15条関係)

五 総 第 号
年 月 日

五泉市長 印

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で、今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5%の率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

様式第16号
 (第17条関係)

氏 名 等 変 更 届

貸付番号				
借 受 人	氏 名		住 所	
連 帯 保 証 人	氏 名		住 所	
○で囲むこと。 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他	(変更の内容)			
<p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">借受人 (又は同居の親族)</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">連帯保証人</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊦</p> <p>五泉市長 様</p>				

五泉市災害見舞金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、暴風、豪雨、火災その他の災害により、被害を受けた市民又はその遺族に対する災害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象及び火災により、被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害を受けた当時、五泉市の区域内に住所を有した者をいう。
- (3) 住宅 現に居住している専用住宅及び併用住宅のうち現に居住の用に供している部分をいう。

(見舞金の支給及び額)

第3条 市民が災害により、財産若しくは身体に被害を受け又は死亡した場合には、見舞金を支給する。

- 2 被害の状況による一災害における一人当たりの見舞金の額及びその支給を受ける者は、別表のとおりとする。
- 3 市長は、必要と認めたとき、当該災害に関し、被害を受けた者又はその遺族から証明書等の提出を求めることができる。

(見舞金支給の制限)

第4条 見舞金は次の各号に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 五泉市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年条例第83号）の規定に基づく災害弔慰金の支給を受けた場合。
- (2) 第2条第1号に定める災害の原因が、故意又は重大な過失により生じたものである場合。

(補則)

第5条 被害状況その他特別の事情がある場合において、市長が特に必要と認めたときは、第3条第2項の規定に準じて見舞金を支給することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の五泉市災害見舞金支給要綱（平成13年4月1日）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条関係）

被害の状況		金額	支給を受ける者
住宅に被害を受けた場合	全壊又は全焼	100,000円	居住世帯の世帯主
	半壊又は半焼	50,000円	
	床上浸水	10,000円	
死亡の場合		100,000円	死亡者の遺族
負傷のため身体障害4級以上になった場合		30,000円	当該身体障害者になった者

五泉市雪害予防対策実施要領

1. 要領作成の趣旨

この要領は、五泉市地域防災計画風水害対策編第5章第27節に基づき、雪害により市民の生活が著しく阻害されることを防止するため、特に経済効果の大きい主要道路の確保を図り、雪害予防に万全を期するものとする。

2. 実施項目及び内容

実施項目	実施内容	実施主体
1. 道路交通の確保	・「冬期道路交通確保（除雪）計画書」を作成し、関係機関・地域住民の協力を得て実施する。	新潟県 都市整備課
2. 通学路の安全確保	・五泉市通学路安全推進会議等関係機関で連携を図り、通学路の安全を確保する。 ・児童、生徒の登下校は、状況によっては教職員又は保護者等が誘導するよう措置する。	新潟県 警察署 教育委員会 （小・中学校） こども家庭課 （保育園等） 環境保全課 都市整備課
3. 除雪作業実施時の駐車車両対策	・除雪計画、除雪路線を周知し、関係者に協力を要請する。 ・違法路上駐車等の排除を徹底する。 ・市日における出店業者等の車両には特に留意し、除雪作業及び道路交通の支障とならないよう指導する。	新潟県 警察署 交通安全協会 安全運転管理者協会 総務課 都市整備課 商工観光課 地域振興課
4. 鉄道踏切事故の防止	・鉄道線路除雪における踏切板一時撤去による事故の防止を図るため、関係機関との連絡に万全を期す。	JR 東日本 警察署 都市整備課
5. なだれ防止対策	・危険箇所の巡視を行い、事故の防止に努める。	新潟県 都市整備課 農林課

実施項目	実施内容	実施主体
6. 市街地除雪の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・道路除雪を円滑に実施するため、沿道住民の理解と協力を求める。 ・屋根の雪下ろし及び雪の処理は早期実施を呼びかけ、建物倒壊、火災等による人身事故が無いよう周知徹底を図る。 ・屋根の雪下ろしは関係町内ごとに一斉に実施するよう呼びかける。 	新潟県 警察署 総務課 都市整備課 消防本部 地域振興課
7. 雪捨て場所の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・雪捨て場所を市広報紙で周知し、その場所を標示するとともに、みだりに中小河川へ雪を捨てて溢水等の被害を引き起こさないよう呼びかける。 ・下水道のマンホール等に雪を捨てないよう指導する。 ・雨水路に設置のストレーナを取り外さないよう指導する。 	都市整備課 消防本部 総務課 上下水道局 環境保全課 地域振興課
8. 電力・電話線等の事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の雪下ろし等による電力線・電話線の切断事故防止を呼びかける。 ・雪捨て場所からの出入りの際は、電力線・電話線の切断防止の観点から、荷台を完全に降ろしてから発車するように呼びかける。 ・金属性梯子、脚立等の電線への接触・感電事故防止を呼びかける。 	東北電力ネットワーク(株) 新津電力センター 東日本電信電話(株) 埼玉事業部新潟支店
9. 雪害による停電予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視による設備改修及び伐採を実施している。 	東北電力ネットワーク(株) 新津電力センター
10. 消雪用ポンプの送電	<ul style="list-style-type: none"> ・契約メニューによっては、契約期間内において14時～15時、16時～17時の各1時間(計2時間)は送電を停止する。 	電気小売事業者 (東北電力(株)新潟支店)
11. し尿・ごみ処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿の事前汲み取りの実施を住民に呼びかける。 ・豪雪時におけるごみ処理は、集積場所に整然と置くように指導する。 ・し尿汲み取りのための進入路確保及びごみの集積場所の除雪を地域住民に対して呼びかける。 	環境保全課

実施項目	実施内容	実施主体
12. 豪雪時の消防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動体制の点検・整備を行う。 ・水利を確保する。(消火栓、防火水槽等の水利施設の除雪を行う) ・消防器具の事前点検を実施する。 ・非常事態に備え、一般住民に対して火災予防や避難方法などの指導を強化する。 	消防本部 消防団
13. 豪雪時の急患対策	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の通行不能箇所を事前に確認し、担架等による搬送をあらかじめ検討しておく。 ・市医師会に急患診療の協力を要請する。 ・ドクターヘリの活用を図るため、冬季用ヘリポートの確保に努める。 	消防本部 健康福祉課
14. 水道の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雪と寒冷時には施設の管理に特に留意し、給水需要者には凍結の予防と漏水の注意を促すものとする。 	上下水道局
15. 公共施設等の屋根雪下ろしと児童・生徒の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等、施設ごとに除雪計画をたて、雪下ろしの時期を逸さないよう徹底すると共に、除雪計画は危険度の高い建物から実施するよう計画し、事故の未然防止に努める。 ・屋根のなだれ止めは降雪前に点検し、屋根から落下する雪による事故の防止に努める。 ・建物の許容量を超えるおそれがある時は雪下ろしを実施する。 ・事故や災害に備えて、常に非常口を確保する。 ・屋根の雪下ろしについては、五泉市建設業協会に委託して行う。 	教育委員会 (小・中学校) (他所管施設) 健康福祉課 こども家庭課 (所管施設) 高齢福祉課 (所管施設) 農林課 (所管施設) 環境保全課 (斎場、他所管施設) 商工観光課 (所管施設) 上下水道局 (浄水場、他) 総務課 地域振興課

3. 今冬の気象状況
北陸地方3か月予報

4. その他

① 防災行政無線の状況

積雪・降雪の情報収集に活用し、雪害予防対策に活用する。

② 防災行政無線の配備状況

防災行政無線（デジタル式）

同報系	親局	1台
	遠隔制御装置	2台
	屋外拡声子局	208基

防災行政無線（デジタル式）

移動系	統制局	1台
	副統制台	1台
	遠隔制御装置	8台
	半固定型	48台
	車載型	24台
	携帯型	36台

③ 災害非常用電話の設置

災害時に市役所内に災害非常用電話を設置する。

43-3928（総務課）

43-3929（ 〃 ）

④ 衛星携帯電話の活用

非常時において衛星携帯電話を活用し市内の積雪・降雪状況の情報収集に活用する。

配備状況 11台（総務課3台 消防本部1台 地域振興課1台 菅沢集落1台
笹目集落1台 中川原集落1台 小面谷集落1台 高石集落1台
田川内1台）

⑤ 気象庁及び新潟県から提供される情報を雪害対策に活用する。

1-7 五泉市防災行政無線局管理運用規則

五泉市防災行政無線局管理運用規則

平成26年3月28日
規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、五泉市における防災行政の責務を遂行するために設置する防災行政無線局の管理運用に関し、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）及び無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 固定系及び移動系の無線設備並びに無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 固定系 親局から屋外拡声子局及び戸別受信機に対して通報を行う通信系をいう。
- (3) 親局 特定の2以上の受信設備に対し、同一内容の情報を送信することができる無線局で固定系に属するものをいう。
- (4) 固定系遠隔制御装置 固定系親局を遠隔制御するために支所及び消防本部に設置された設備をいう。
- (5) 屋外拡声子局 固定系親局の通信の相手方となる拡声器付きの受信設備（再送信を付加する場合は、同方式の送受信設備を含む。）をいう。
- (6) 戸別受信機 固定系親局の通信の相手方となる戸別用の受信機をいう。
- (7) 移動系 統制局と陸上移動局間又は陸上移動局相互間の交信を行う通信系をいう。
- (8) 統制局 陸上移動局と通信を行う無線局をいう。
- (9) 副統制台 移動系統制局を遠隔制御するために支所に設置された設備をいう。
- (10) 移動系遠隔制御装置 陸上移動局と遠隔制御で通信を行う無線局をいう。
- (11) 陸上移動局 移動系の車載型及び携帯型並びに半固定型の通信設備をいう。
- (12) 無線従事者 無線設備の操作を行うものであって、総務大臣の許可を受けたものをいう。

(設置)

第3条 無線設備の種別、名称、設置場所等は、別表のとおりとする。

(職員)

第4条 防災行政無線局に総括管理者、管理責任者、管理者、通信取扱責任者及び通信取扱者を置く。

(総括管理者)

第5条 総括管理者は、防災行政無線局の管理運用の事務を総括し、管理責任者及び管理者を指揮監督する。

2 総括管理者は市長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は総括管理者の命を受け、防災行政無線局の管理運用の事務を行うとともに、通信取扱責任者及び通信取扱者を指揮監督する。

2 管理責任者は、総務課長の職にある者をもって充てる。

(管理者)

第7条 管理者は総括管理者の命を受け、配備された無線設備を管理し、当該部署の通信取扱責任者を監督する。

2 管理者は、無線設備の配備された部署の長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第8条 通信取扱責任者は管理責任者の命を受け、通信取扱者を指揮し、無線設備を管理、運用の

業務を所掌する。

2 通信取扱責任者は、無線従事者の中から管理責任者が指名する者をもって充てる。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者とは、無線設備の通信操作を行う者をいう。

(無線従事者の配置及び養成)

第10条 総括管理者は、防災行政無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配備するよう努めなければならない。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

(通信の原則)

第11条 通信を行うときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 必要最小限の無線通信を行うこと。

(2) 無線通信を使用する用語は、暗号、隠語をしようせず、できる限り簡潔であること。

(3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにすること。

(4) 管理者の指示に従い、統制のとれた無線通信を行うこと。

(5) 無線通信は、正確に行うものとし、通信に誤りがあったことを知った時は、直ちに訂正すること。

(運用時間)

第12条 無線の運用時間は常時とし、職員の配置は執務時間内とする。ただし、管理責任者が特に命ずる場合は、この限りでない。

(通信の統制)

第13条 管理責任者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は必要があると認めるときは、自ら若しくは他の要請により通信を統制することができる。

(固定系無線の通報内容)

第14条 固定系無線の通報内容は、次の各号に定めるものとする。

(1) 地域住民の生命、財産に関わる緊急かつ重要なもの。

(2) 行政からの広報に関することで、多数の住民に伝達を必要とするもの。

(3) 定時のチャイム。

(4) その他、市長が特に必要と認めたもの。

(固定系無線の通報種類)

第15条 固定系無線の通報の種類は、緊急通報、行政通報及び定時チャイムとする。

(1) 緊急通報は、災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測される場合に行う通報とする。

(2) 行政通報は、行政からの広報を必要とする場合に、時刻を別に定め行う通報とする。

(3) 定時チャイムは、時刻を別に定め、毎日行う時報とする。

(固定系無線の通報区分)

第16条 固定系無線の通報の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一斉通報 全固定系子局を対象とする通報。

(2) グループ別通報 固定系子局のグループ別を対象とする通報。

(3) 個別通報 固定系子局の一部を対象とする通報。

(通報の依頼及び処理)

第17条 固定系無線の通報の依頼及び処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 緊急通報 通報を希望する主管課長は、無線通報依頼書(様式第1号)を作成し、管理責任者の決裁を得なければならない。ただし、事態が切迫し、そのいとまがない場合は、口頭、電話等によることができる。この場合において、管理責任者は、速やかにその内容を審査し、通報の可否を決定しなければならない。その後に緊急通報報告書(様式第2号)を遅滞なく管理責任者に報告するものとする。

(2) 行政通報 通報を希望する主管課長は、無線通報依頼書(様式第1号)を作成し、管理責

任者の決裁を得なければならない。この場合において、管理責任者は、その内容を審査し、通報の可否を決定しなければならない。

(移動系無線の通信内容)

第18条 移動系無線の通信内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達。
- (2) 行政事務を遂行するための通信

(移動系無線の通信種類)

第19条 移動系無線の通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 平常時通信 平常時に行う通信。
- (2) 統制時通信 災害等で統制により範囲を制限して行う通信。
- (3) 非常通信 電波法に規定により、災害その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全ての無線局が自主的判断によって行う通信。

(移動系無線の通信区分)

第20条 移動系無線の通信の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一斉通信 全無線局を対象とする通信。
- (2) 個別通信 特定の無線局を対象とする通信。

(無線局の保守点検)

第21条 無線設備の正常な機能を維持するため、次の各号に定める点検を行うものとする。

- (1) 毎日点検 通信取扱者が主に外観点検によって行う。
- (2) 定期点検 総括管理者が無線設備全体について年1回定期的に行う。
- (3) 臨時点検 管理責任者が機器の機能に異常があると認めたときに臨時に行う。

(無線業務日誌)

第22条 管理責任者は、無線業務日誌を適正に保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日規則第10号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年1月30日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年6月27日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日規則第17号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

無線設備一覧表

1. 固定系無線設備

種別	所在地	基数	備考
親局	太田1094番地 1	1	市役所無線室
遠隔制御装置	村松乙130番地 1	1	村松支所
〃	栗島 1 番28号	1	消防本部
屋外拡声子局	下表のとおり	208	
再送信子局	〃	3	
戸別受信機	太田1094番地 1	1	総務課
〃	〃	1	災害対策本部

屋外拡声子局

番号	局名	所在地
1	五泉市役所	太田1094番地1
2	栗島ふれあい館	栗島851番地
3	栗島	栗島727番地1
4	太田新田	太田新田843番地3
5	東公園	赤海1103番地1
6	太田児童公園	太田 1 丁目355番地1
7	こぼと保育園	太田 1 丁目533番地
8	五泉東小学校	赤海3714番地
9	曙町	五十嵐新田945番地47
10	川瀬団地公園	川瀬1221番地55
11	給食センター	船越13番地1
12	五泉北中学校	三本木 2 丁目3222番地1
13	中野公会堂	五泉1408番地8
14	三本木 1 丁目	五泉601番地3
15	さくら保育園	白山1091番地
16	五泉小学校	学校町4806番地1
17	石倉団地公園	石倉甲224番地1
18	西公園	土深64番地1
19	荻曾根	荻曾根177番地6
20	ひまわり保育	荻曾根185番地
21	宮町	宮町2850番地
22	五泉図書館	郷屋川 1 丁目5182番地1
23	三ッ郷屋	能代621番地1
24	能代	能代376番地1
25	二ツ柳	二ツ柳119番地2
26	翠泉園	横町 3 丁目2124番地
27	南本町 1 丁目	南本町 1 丁目2206番地4
28	南本町 3 丁目	南本町 3 丁目255番地2
29	五泉中学校	南本町 2 丁目892番地1
30	悠遊館	吉沢 3 丁目548番地7

31	赤海1丁目	赤海1丁目147番地3
32	まさくら公園	川瀬1197番地 地先
33	南公園	五泉2467番地4
34	寺沢3丁目	寺沢3丁目1095番地1
35	寺沢4丁目	寺沢4丁目1004番地1
36	川瀬集落センター	川瀬781番地2
37	川瀬ハンノキ公園	川瀬1736番地2
38	五十嵐新田	五十嵐新田156番地1
39	川瀬・下木越	木越2801番地3
40	善願	赤海2981番地
41	羽下集落センター	羽下138番地1
42	四ヶ村	船越1069番地1 地先
43	四ヶ村公会堂	下条133番地1
44	桑山公会堂	一本杉2987番地1
45	一本杉公会堂	一本杉2341番地2
46	一本杉	一本杉350番地1
47	高山公会堂	高山1644番地6
48	論瀬新田①	論瀬7683番地2
49	巢本小学校	論瀬81番地1
50	本地	論瀬2052番地1 地先
51	中郷屋	論瀬381番地1 地先
52	論瀬新田②	論瀬8115番地2
53	清瀬集会場	論瀬5015番地1
54	上郷屋	論瀬2613番地1
55	荻野島	荻野島946番地5
56	尾白	猿和田49番地4
57	笹堀集落センター	笹堀849番地1
58	小搦公民館	小搦337番地6
59	小流公民館	小流332番地1
60	県営稲場住宅	馬下2329番地
61	馬下集落センター	馬下1612番地
62	石塚	馬下2077番地
63	佐取集落センター	佐取7256番地1
64	赤羽集落センター	赤羽678番地
65	四ツ屋新	四ツ屋新115番地1
66	猿和田駅前	土堀94番地
67	川東中学校	猿和田172番地1
68	中川児童遊園	中川新827番地1
69	川東保育園	中川新883番地1
70	東四ツ屋	東四ツ屋1122番地1
71	幅集落センター	中川新1421番地1
72	大須郷公園	大須郷70番地
73	切畑	切畑45番地5
74	小山田公民館	小山田293番地1
75	大谷	大谷416番地

76	六区集落センター	中川新4154番地
77	菅出	菅出1387番地1
78	郷屋集会センター	菅出2618番地1
79	大蔵集落センター	大蔵760番地
80	大蔵・柄沢	大蔵50番地1
81	不動堂	不動堂824番地
82	山崎①	山崎甲442番地
83	山崎②	山崎甲108番地3
84	市営野球場	丸田624番地
85	丸田	丸田353番地2
86	橋田保育園	橋田1422番地1
87	寺本	橋田戊129番地2
88	門前	橋田10番地 地先
89	大橋田センター	橋田己260番地1
90	橋田	橋田己508番地3
91	尻上	尻上355番地3 地先
92	宮古①	尻上66番地1
93	宮古公民館	尻上乙515番地3
94	宮古②	尻上丙85番地1
95	新保集落センター	西四ツ屋丁248番地7
96	西四ツ屋	西四ツ屋乙392番地5
97	大沢集会所	西四ツ屋己217番地1
98	町屋公園	町屋20番地2
99	町屋	町屋甲109番地甲
100	今泉町内会館	今泉925番地2
101	中村	木越1093番地2
102	泉田	五泉2516番地1 地先
103	今泉	今泉419番地3
104	赤錆	木越967番地1
105	下木越	木越3405番地
106	東本町2丁目	東本町2丁目74番地11
107	中木越	木越甲3493番地
108	早出川土改脇	木越601番地4
109	千原	千原乙13番地9
110	三軒屋	本田屋3753番地5
111	本田屋①	本田屋1921番地2
112	本田屋②	本田屋1053番地3
113	村松駅前通	村松1286番地1
114	村松第1保育	本田屋458番地4
115	東石菜の花	東石曾根5649番地
116	東石曾根	東石曾根2394番地2
117	緑町	緑町607番地1
118	木越荒屋①	木越荒屋甲2803番地1
119	木越荒屋②	木越荒屋2934番地1
120	上木越	上木越3366番地1

121	熊野堂集落センター	熊野堂5285番地3
122	猿橋	下条1435番地5
123	儘ノ上	上木越甲626番地
124	村松学校町	村松丙122番地4
125	愛宕小学校	石曾根8074番地2
126	宮野下	宮野下5835番地1 地先
127	日の出町	石曾根8069番地1
128	八幡通	矢津1903番地1
129	美郷	城下2丁目539番地4 地先
130	城下1丁目	城下1丁目804番地3
131	村松小学校	城下1丁目865番地
132	村松支所	村松乙130番地1
133	商店街駐車場	村松甲2245番地9
134	さくら学童	村松乙75番地7
135	上町	村松甲2145番地1
136	笹堀	笹堀1385番地
137	山王団地	村松甲6373番地3
138	山王体育館	村松32番地2
139	村松高等学校	村松甲5545番地2
140	村松武道館	愛宕甲2910番地3
141	村松桜中学校	愛宕丙57番地1
142	番坂	番坂甲3227番地1
143	深沢①	村松甲5084番地1
144	深沢②	村松甲4657番地2
145	中名沢①	中名沢戊55番地2 地先
146	中名沢②	中名沢363番地1
147	長橋集落センター	長橋乙675番地
148	五箇スポーツ会館	笹野町甲2117番地2
149	笹野町①	笹野町甲934番地
150	笹野町②	笹野町792番地1
151	刈羽①	刈羽丙714番地5
152	刈羽②	刈羽乙54番地2
153	刈羽集落センター	刈羽丙896番地2
154	中野橋①	中野橋甲6番地1
155	中野橋②	中野橋267番地2
156	青橋集落センター	青橋1232番地4
157	工業団地公園	村松工業団地1丁目1164番地1
158	村松工業団地	寺田甲28番地1
159	南田中公園	南田中甲557番地
160	大蒲原小学校	南田中290番地1
161	上野	上野693番地1
162	栃林	牧1507番地1
163	牧集落センター	牧658番地1
164	興野公民館	牧862番地1
165	牧①	牧甲964番地4

166	原公民館	牧252番地3
167	平公民館	牧146番地4
168	牧②	牧9番地7
169	高松	高松599番地1
170	菅名の里	馬下1779番地1
171	寺田	寺田1179番地
172	下大蒲原①	下大蒲原459番地2
173	下大蒲原②	下大蒲原505番地1
174	上大蒲原①	上大蒲原1963番地5 地先
175	上大蒲原②	上大蒲原2264番地
176	大口集落センター	大口328番地
177	別所集落センター	別所551番地4
178	安出	別所1138番地3
179	十全体育館	安出167番地1
180	新屋	大原1190番地1
181	十全農村公園	大原875番地
182	蛭野農村公園	蛭野387番地
183	蛭野集落センター	蛭野635番地
184	山谷	山谷255番地4
185	下戸倉公民館	下戸倉991番地6
186	戸倉コミュニ会館	上戸倉1643番地
187	上戸倉	上戸倉1341番地2
188	村松浄水場	矢津2400番地2
189	矢津集落センター	矢津1648番地5
190	矢津川公民館	矢津516番地1
191	下阿弥陀瀬①	下阿弥陀瀬929番地
192	下阿弥陀瀬②	下阿弥陀瀬756番地3
193	阿弥陀瀬	阿弥陀瀬254番地2 地先
194	熊沢集落センター	熊沢343番地
195	夏針	夏針174番地1
196	川内	川内473番地3
197	土渕	土渕117番地23
198	水戸野	水戸野60番地1
199	高牧	下杉川249番地子
200	松野	松野443番地
201	菅沢	菅沢416番地1
202	笹目	笹目373番地1
203	中川原・小面谷	小面谷552番地1
204	田川内	小面谷2218番地
205	高石	笹目2169番地1
206	早出端	中川新3563番地
207	暮坪	暮坪35番地1
208	高松②	高松466番地

再送信子局

番号	局名	所在地	備考
59	小流公民館	小流332番地1	屋外拡声子局を兼用
157	工業団地公園	村松工業団地 1 丁目1164番地1	〃
196	川内	川内473番地3	〃

2. 移動系無線設備

種別	所在地	基数	備考
統制局	太田1094番地1	1	市役所無線室
副統制台	村松乙130番地1	1	村松支所
遠隔制御装置	太田1094番地1 村松乙130番地1	8	総務課、災害対策本部、都市整備課、環境保全課、農林課、地域振興課、上下水道局（上水・下水）
半固定型	防災計画のとおり	47	全避難所
車載型	太田1094番地1 村松乙130番地1	24	総務課 5 台、都市整備課 4 台、環境保全課 1 台、農林課 2 台、地域振興課 2 台、上下水道局10台
携帯型	太田1094番地1 村松乙130番地1	36	総務課 6 台、都市整備課 5 台、環境保全課 2 台、農林課 2 台、地域振興課 3 台、上下水道局10台、健康福祉課 2 台、高齢福祉課 2 台、こども家庭課 2 台、学校教育課 2 台

1-8-1 五泉市消防団の設置等に関する条例

五泉市消防団の設置等に関する条例

平成18年1月1日
条例第148号

改正 平成18年9月25日条例第212号
(趣旨)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第18条第1項の規定に基づく消防団の設置、名称及び管轄区域については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置、名称及び管轄区域)

第2条 法第9条第3号の規定に基づき、次の消防団を設置する。

五泉市消防団

2 前項の消防団の管轄区域は、五泉市全域とする。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月25日条例第212号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-8-2 五泉市消防団規則

五泉市消防団規則

平成18年1月1日
規則第155号

改正 平成18年3月31日規則第184号
平成21年3月27日規則第25号
平成24年3月30日規則第18号
平成28年3月31日規則第30号

(趣旨)

第1条 五泉市消防団（以下「消防団」という。）の組織、所掌事務及び管轄区域並びに消防団員の階級、訓練、礼式及び服制等に関しては、この規則の定めるところによる。

(消防団の組織及び管轄区域)

第2条 消防団に、本部及び方面隊を置く。

- 2 本部に、女性分団を置き、その管轄区域は五泉市全域とする。
- 3 方面隊に、分団を置く。
- 4 分団に、部を置く。
- 5 方面隊の管轄区域は、五泉市全域とする。
- 6 分団の担当区域は、別表第1のとおりとする。

(本部及び方面隊)

第3条 本部は、消防本部に置き、命令の伝達、災害情報の収集その他消防団の庶務を所掌する。

- 2 方面隊は、それぞれの所轄消防署又は分署に置き、命令の伝達その他当該方面隊の庶務を所掌する。

(分団及び部)

第4条 女性分団は、火災の予防及び災害時における支援活動業務を所掌する。

- 2 方面隊の分団は、火災の予防及び警戒、消火活動その他災害防衛業務を所掌する。
- 3 部は、分団の事務を分掌する。

(団長等)

第5条 消防団に、消防団長（以下「団長」という。）を置く。

- 2 方面隊に、方面隊長（以下「隊長」という。）及び副方面隊長（以下「副隊長」という。）を置く。
- 3 隊長は、団長を補佐して消防団の事務を整理し、団長に事故があるときは、あらかじめ団長の指定する順序に従い、その職務を代理する。
- 4 副隊長は、隊長を補佐して方面隊の事務を整理し、隊長に事故があるときは、あらかじめ隊長の指定する順序に従い、その職務を代理する。

(分団長等)

第6条 分団に、分団長を置く。

- 2 女性分団長は、団長の命を受けて女性分団の事務を掌握し、所属消防団員を指揮監督する。
- 3 方面隊の分団長は、上司の命を受けて分団の事務を掌握し、所属消防団員を指揮監督する。
- 4 分団に、副分団長を置く。
- 5 副分団長は、分団長を補佐して、分団の事務を整理する。

(部長等)

第7条 部に、部長及び班長を置く。

- 2 部長は、上司の命を受けて部の事務を掌握し、所属消防団員を指揮監督する。
- 3 班長は、部長を補佐して部の事務を整理する。

(消防団員の階級等)

第8条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

- 2 消防団の長の職にある者の階級は、団長とする。
- 3 団長の階級にある者以外の消防団員の職別及び階級は、別表第2のとおりとする。

(分限及び懲戒の手続)

第9条 五泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成18年五泉市条例第149号。以下「条例」という。)第5条の規定に該当するものとして、市長又は団長(以下「任命権者」という。)が、消防団員の意に反する降任又は免職の処分を行う場合は、その旨を記載した書面を当該消防団員に交付して行わなければならない。

2 任命権者は、条例第6条の規定に該当するものとして、戒告、停職又は免職を行う場合は、その旨を記載した書面を当該消防団員に交付して行わなければならない。

3 前項の場合において、停職者は、その職を保有するが、職務には従事しない。

4 停職者は、停職期間中においては、いかなる報酬等も支給されない。

(市外の出動制限)

第10条 消防団は、消防長又は消防署長(以下「消防長等」という。)の許可を得ないで市の区域外の水火災その他の災害現場に出動してはならない。ただし、出動後、区域外であると判明したときは、この限りでない。

(訓練及び礼式)

第11条 消防団員の訓練及び礼式は、消防訓練、礼式の基準(昭和40年消防庁告示第1号)の定めるところとする。

(服制)

第12条 消防団員の服制は、消防団員服制基準(昭和25年国家公安委員会告示第1号)の定めるところとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、消防団に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第184号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日規則第25号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第18号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第30号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

五泉方面隊

分団	担当区域
第1分団	太田1・2丁目、太田新田、吉沢1・2・3丁目、寺沢1・2・3・4・5丁目、南本町1・2・3丁目、駅前1・2丁目、緑町、横町1・2・3丁目、郷屋川1・2丁目、本町1・2・3・4・5・6丁目、東本町1・2丁目、錦町、馬場町1・2丁目、泉町1・2丁目、宮町、白山、学校町、大川前、伊勢の川、北五泉駅前、中野、旭町、水島町、粟島、三本木1・2・3丁目、四ヶ村、羽下
第2分団	中木越、下木越、白山団地、五十嵐新田、川瀬、下町歩、曙町、赤海1・2・3丁目、今泉、泉田、町屋、能代、二ツ柳、若宮町、荻曾根、土深
第3分団	不動堂、柄沢、大蔵、郷屋、菅出、六区、中川新、幅、大須郷、大谷、東四ツ屋、小山田
第4分団	佐取、馬下、小流、小搦、笹堀、尾白、猿和田、猿和田駅前、土堀、東栄町、四ツ屋新、赤羽、荻野島
第5分団	橋田、尻上、宮古、大沢、西四ツ屋、新保、五百地、菅沢、門前、寺本、四十九、丸田、石倉、小熊、山崎

第6分団	上郷屋、清瀬、中郷屋、本地、論瀬新田、善願、一本杉、高山、桑山
------	---------------------------------

村松方面隊

分団	担当区域
第1分団	美郷、さくら、山王苑、さくら北、城下、ウッドタウン、村松曙町、搦屋小路・薬師小路、城下葵組、春日小路、村松春日町1、村松春日町2、村松春日町3、片町、本堂、長柄町、御徒士町、仲丁1、仲丁2、仲丁3、仲丁4、仲丁5、城町1、城町2、城町3、城町4、寺町1、寺町2、寺町3、寺町4、山王団地1、山王団地2、山王団地3、山王団地4、山王団地5、山王団地6、山王南団地、新道1、新道2、新道3、上町1、上町2、村松旭町、鍛冶丁、仲町1、仲町2、栄町、下町1、下町2、大手通、村松馬場丁1、村松馬場丁2、桐林1、桐林2、源太小路、搦手、六軒丁、新丁、村松泉町1、村松泉町2、村松泉町3、村松駅前通1、横町、小新保、村松駅前通4、村松駅前通5、村松駅前通6、村松駅前通7、秋葉町、若葉町、下浦町、上浦町、下根木町、村松上根木町1、上根木町2、下宝町、上宝町1、上宝町2、新町1、新町2、新町3、新町4、新町5、新町6、新町7、新町8、新町9、深沢、番坂、桜花寮、愛松園、村松学校町A、村松学校町B、村松学校町C、村松学校町2、村松学校町5、村松学校町6、村松学校町G、公園通、愛宕
第2分団	矢津、矢津川、川内、下阿弥陀瀬、熊沢、阿弥陀瀬、夏針
第3分団	水戸野、暮坪、松野、小面谷、高石、田川内、土渕、高牧、横渡、笹目、中川原
第4分団	別所、安出、蛭野、新屋、山谷、下戸倉、上戸倉、大口、中島、大原
第5分団	笹野町、長橋、中名沢、刈羽1、刈羽2、刈羽3、開拓、中野橋、青橋、南田中
第6分団	寺田、上野、下大蒲原、上大蒲原、牧1、牧2、牧3、高松
第7分団	上木越、木越荒屋、熊野堂、宮野下1、宮野下2、宮野下3、宮野下4、宮野下5、東石曾根、新田町、本村1、本村2、本村3、本村4、本村7、本村8、本村9、本村10、本村西、本村中、本村仲通り、神明住宅、八幡通1、八幡通2、五月町、五月町2、中央町、八幡団地、本田屋1、本田屋2、本田屋3、本田屋4、千原、日の出町1、日の出町2、日の出町3、日の出町4、日の出町5、日の出町6、あさひ団地

別表第2（第8条関係）

職別及び階級表

消防団員の職別	階級
方面隊長	副団長
副方面隊長	
分団長	分団長
副分団長	副分団長
部長	部長
班長	班長
団員	団員

1-9-1 新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要

目 次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 消防防災航空隊（第4条―第8条）
- 第3章 運航管理（第9条―第20条）
- 第4章 使用手続（第21条―第23条）
- 第5章 安全管理等（第24条―第25条）
- 第6章 教育訓練（第26条―第28条）
- 第7章 事故防止対策（第29条―第31条）
- 第8章 雑則（第32条・第33条）
- 付 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、新潟県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定めることにより、航空機の安全かつ効果的な運航を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空機等 航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。
- (2) 消防防災 航空機を使用して行う火災防御活動、災害応急対策活動業務、救急救助活動その他の消防防災活動に関する業務をいう。
- (3) 航空隊員 航空機に搭乗し消防防災業務に従事する危機対策課の職員をいう。
- (4) 自隊訓練 危機対策課が航空隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。
- (5) 運航計画 航空機を効果的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。
- (6) 委託会社 県が航空機の操縦、点検整備等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

第2章 消防防災航空隊

（消防防災航空隊の設置）

第4条 危機対策課に新潟県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）を置く。

2 航空隊は、航空機に搭乗し、直接、消防防災業務に従事する。

3 航空隊に、隊長、副隊長及び隊員をおく。

（隊長の任務）

第5条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

（副隊長の任務）

第6条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

2 隊長に事故があるときは、危機対策課長があらかじめ指名する副隊長がその職務を代行する。

（隊員の任務）

第7条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害時の状況に即応した消防防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、所期

の目的を達成するよう努めなければならない。

(航空機に搭乗する者の指定)

第8条 危機対策課長は、航空機を運航する場合には、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第9条 航空機の運航管理の総括は、防災局長（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第10条 航空機の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、危機管理課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

(運航管理者)

第11条 ヘリコプター管理事務所に駐在する危機対策専門員（以下「運航管理者」という。）は、運航管理責任者の命を受け、航空機の運航管理に関する事務を行う。

(運航指揮者)

第12条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときには、運航管理責任者が航空機に搭乗する副隊長及び隊員のなかから運航指揮者を指定する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

(運航安全管理者)

第13条 運航安全管理者は、次の各号で定めるところにより、危機対策課及びヘリコプター管理事務所に置くものとする。

(1) 危機対策課の運航安全管理者（以下「運航安全管理者（本庁）」という。）は、危機対策課担当参事をもって充てる。

(2) ヘリコプター管理事務所の運航安全管理者（以下「運航安全管理者（管理事務所）」という。）は、副隊長をもって充てる。ただし、副隊長が航空機に搭乗するときには、運航管理者が航空機に搭乗しない隊長及び隊員の中から運航安全管理者を指定する。

2 前項の運航安全管理者は、消防防災ヘリコプターの運航の安全を確保する観点から、相互に連携しながら次の業務を行う。

(1) 運航安全管理者（本庁）

運航管理責任者に対して、航空機の運航、航空消防活動、航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言を行うこと

(2) 運航安全管理者（管理事務所）

イ 運航管理者、機長その他関係者に対して、前号に掲げる事項に関する助言を行うこと

ロ 操縦士の養成訓練及び操縦技能の確認等に係る教育訓練等基本計画などの調査研究・立案等

(運航計画)

第14条 運航管理責任者は、消防防災業務、自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、新潟県消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び新潟県消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とする。

(運航する航空機等)

第15条 総括管理者は、法第23条及び第25条で定める技能証明書を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、備品を適性に管理し、航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

(運航基準)

第16条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

イ 山村、離島等からの救急患者の搬送

- ロ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送
- ハ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

(2) 救助活動

- イ 河川、湖沼等での水難事故等における捜索・救助
- ロ 山岳遭難事故等における捜索・救助
- ハ 高層建築物火災による救助
- ニ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出

(3) 災害応急対策活動

- イ 地震、台風、豪雨等の災害の状況把握
- ロ 津波情報等の広報及び海面の監視
- ハ 離島、被災地等の孤立場所等への緊急物資、医療品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ニ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握
- ホ 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達

(4) 火災防御活動

- イ 林野火災等における空中からの消火活動
- ロ 火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報
- ハ 交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送

(5) 広域航空消防防災応援活動

近県等との航空消防防災応援協定による相互応援、大規模特殊災害時における広域航空消防防災応援、緊急消防援助隊の応援要請に基づく応援活動等

(6) 災害予防対策活動

- イ 災害危険箇所等の調査
- ロ 各種消防防災訓練等への参加（他の公共団体の長からの要請を含む）
- ハ 住民への災害予防の広報

(7) 自隊訓練

(8) 一般行政活動

新潟県消防防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱基準に基づく一般行政利用活動

(9) その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、第16条第1項の緊急運航と前提とした訓練、日の出から日没までの間における緊急運航の場合及び総括管理者が特に認める場合はこの限りでない。

（緊急運航）

第17条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、第14条第1項に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航管理責任者は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航指揮者に指示しなければならない。

3 緊急運航の要請があった場合、運航管理責任者は、直ちに、総括管理者に、その内容及び出動の有無を報告しなければならない。

4 緊急運航に関し、必要な事項は別に定める。

（緊急運航に伴う報告）

第18条 運航指揮者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書（様式第3号）を作成し、速やかに、運航管理責任者に報告しなければならない。

（情報連絡及び報告）

第19条 運航指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等について、運航管理責任者に報告しなければならない。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書（様式第4号）を作成し、運航管理責任者に報告しなければならない。

（飛行場外離着陸場）

第20条 運航管理責任者は、市町村と協議し、消防防災業務を円滑に遂行するため、法第79条ただし書きの規定に基く飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しておかなければな

らない。

2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。

第4章 使用手続

(使用予定表)

第21条 航空機の使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下本章において同じ。）を予定する者は、2月末日までに翌年度の使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第5号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに、当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第5号）を総括管理者に提出しなければならない。ただし、第17条第1項の緊急運航については、この限りでない。

(航空機の使用)

第22条 前条の規定により、使用予定表を提出した者であつて、航空機を使用しようとするものは、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第6号）により使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。ただし、第17条第1項の緊急運航にあつては、ファックス、電話等の方法により、当該申請に代えることができるものとする。

(航空機の使用承認)

第23条 総括管理者は、前条の申請があつたときは、その使用目的、使用内容等を審査のうえ、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前条により承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第7号）を交付するものとする。

第5章 安全管理等

(安全管理)

第24条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、消防防災業務の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

3 運航管理者は、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

4 運航安全管理者（本庁）及び運航安全管理者（管理事務所）は、運航の安全を確保する観点から適切に助言を行えるよう、相互に情報共有・連絡調整を行うものとする。

(運航指揮者の任務)

第25条 運航指揮者は、消防防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第6章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第26条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第27条 運航管理責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

(操縦士の教育訓練等)

第28条 運航管理責任者は、必要と認める範囲で、操縦士の養成訓練及び操縦技能確認等を実施するものとする。

第7章 事故防止対策等

(捜索及び救難体制の確立)

第29条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

2 前項の場合においては、総括管理者は、速やかにその旨を消防庁長官に報告しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第30条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航管理責任者、運航管理者及び最寄りの航空局空港事務所に、直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、運航管理者に必要な指示をするとともに、前条に規定するところにより、直ちに所要の捜索救難活動を開始し、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

3 総括管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかにその旨を消防庁長官に報告しなければならない。

(事故報告)

第31条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合には、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第8章 雑則

(記録及び報告)

第32条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、消防防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

(その他)

第33条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第12条関係) から様式第4号(第17条関係)

省略

様式第5号（第19条関係）

消防防災ヘリコプター使用
月 間
年 間
予定表

部課名 _____
連絡先 _____
職名・氏名 _____

- 1 使用年月日及び使用時間

- 2 使用目的

- 3 飛行経路

- 4 離着陸場所

- 5 飛行時間

- 6 搭乗者（職名及び氏名）

- 7 その他参考となる事項

様式第6号（第20条関係）

消防防災ヘリコプター使用申請書

第 年 月 日
第 年 月 日

新潟県防災局長 様

申請者 印
(担当者 TEL ())

新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱第20条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 使用日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分				
2 使用目的					
3 使用内容					
4 飛行経路					
5 離着陸場所					
6 搭乗者所属	職名	氏名	性別	年齢	備考

(注) 使用に係る事業計画を添付すること。

様式第7号（第21条関係）

消防防災ヘリコプター使用承認書

危対 第 号
年 月 日

（申請者）

様附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

新潟県防災局長

年 月 日付け 第 号で申請のあった消防防災ヘリコプターの使用については、下記により承認する。

記

- 1 使用日時 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
- 2 使用目的

新潟県消防防災ヘリコプター 緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第16条第4項の規定に基づき、消防防災ヘリコプターの緊急運航に関して、必要な事項を定めるものとする。

(航空法第81条の2の適用)

第2 航空法第81条2（捜索又は救助のための特例）の適用を受けることができる航行は、この要領に定める緊急運航のみとする。

(他の規程との関係)

第3 緊急運航については、要綱及び新潟県消防防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 ヘリコプター保有機関との相互応援に係る緊急運航については、第5から第7まで及び第8第2号、第3号の規定は、当該協定の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第4 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から5号までに掲げる活動で次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

(1) 公共性 地域並びに地域住民の生活、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

(2) 緊急性 差し迫った必要性があること。（緊急に行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合。）

(3) 非代替性 消防防災ヘリ以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。）

(緊急運航の基準)

第5 緊急運航は、前条の要件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に運航するものとする。ただし、感染症法で定める感染症又はその疑いのある傷病者の搬送は行わない。

(1) 救急活動

イ 離島、山間地等の交通遠隔地、その他消防ヘリコプターによる活動が有効と認められる地点から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合

ロ 離島、山間地等の交通遠隔地での傷病者の発生又は大規模災害等

- により多数の傷病者が発生した場合において、緊急医療を行うために、医師、医療資器材等を搬送する必要があると認められる場合
- ハ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合
 - ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる救急活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

- イ 水難事故及び山岳遭難等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合
- ロ 中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合
- ハ 洪水、山崩れ等により、地上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合
- ニ 航空機事故、列車事故、高速道路等での大規模事故等で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合
- ホ その他、特に消防防災ヘリコプターによる救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防ぎょ活動

- イ 林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合
- ロ 大規模火災等が発生し、又は延焼拡大の恐れがあると認められ、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
- ハ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資器材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

- イ 地震、台風、洪水等の自然災害、又は航空機事故、列車災害、高速道路等での大規模災害等が発生し、若しくは発生する恐れがある場合で、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
- ロ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合
- ハ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、災害に関する情

報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

イ 近県等と航空消防防災応援協定に基づく要請により、消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合

ロ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付け消防救第61号)及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」(昭和61年5月30日付け消防救第61号)に基づく要請により、消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合

ハ 消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)第44条に基づく緊急消防援助隊の出動要請により、消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合

ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる広域航空消防防災応援活動が有効と認められる場合

(緊急運航の要請)

第6 緊急運航の要請は、次の各号に掲げる者が運航管理責任者に行うものとする。

イ 協定に基づき災害が発生した市町村及び消防事務に関する一部事務組合の消防長(消防本部を置かない町村においては、当該町村長。以下「消防長等」という。)

ロ 要請を行う機関の長(以下「他機関の長」という。)

2 前項イの消防長等による要請は、新潟県消防防災航空隊(以下「航空隊」という。)に対して電話にて速報後、消防防災航空隊出場要請書(様式第1号)によりファクシミリを用いて行うものとする。

3 消防長等は、第5の緊急運航の基準に該当しそうな事例が発生した場合は、要請の要否にかかわらず、速やかに航空隊に対して連絡するよう努めるものとする。

(緊急運航の決定)

第7 運航管理責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で消防防災ヘリコプターの緊急運航が必要であると認めた場合には、運航管理者からの報告に基づき、出場の可否を決定し、運航管理者及び運航指揮者に必要な指示をするものとする。

2 運航管理責任者は、第6に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、運航管理者からの報告に基づき、出場の可否を決定し、運航管理者及び運航指揮者に必要な指示をするとともに、消防長等又は他機関の長等にその旨回答しなければならない。

3 運航管理者は、第6に規定する緊急運航の要請を受けた場合や第1項で定める出場が見込まれる場合には、災害の状況及び現場の気象状況等の情報を収集し、出動の可否を検討したうえで、運航管理責任者に報告するものとする。

4 運航指揮者は第6に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えなければならない。

5 運航管理責任者は第1項又は第2項の結果を、速やかに総括管理者に報告しなければならない。

(受入れ体制)

第8 緊急運航を要請した消防長等は、航空隊と緊密な連絡を図るとともに、原則として次の体制を整えるものとする。

(1) 離着陸場所の確保及び安全対策

(2) 傷病者等の搬送先の確保及び病院等への搬送の手配

(3) 空中消火に伴う消火バケツトへの給水体制

(4) その他必要な事項

(報告等)

第9 運航指揮者は、緊急運航中に把握した災害の状況を、災害等速報(様式第2号)により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

2 運航管理責任者は、災害等が収束した後、必要に応じ要請者に対して当該災害等の状況について報告を求めることができるものとする。

(附則)

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和2年6月8日から施行する。

様式第1号（第6関係）

消防防災航空隊出場要請書

消防防災航空隊 電話 025(270)0263

F A X 025(270)0265

1 要請団体	発信者			
2 災害種別	(1)救急	(2)救助	(3)火災	(4)自然災害
3 要請内容	(1)救急	(2)救助	(3)消火	(4)偵察 (5)物資輸送
4 発生場所目標	(市・町・村)		番地	
	目標			
5 発生日時	年 月 日 (曜日)		時 分頃	
6 事故概要又は 災害概要				
7 気象	天候	風向	風速	気温 ℃
	視界	m (m/s	警報・注意報)
8 出場先 臨着場	場所 (市・町・村)		番地	
	目標 (名称)		要請側病院名	
9 搬送先 臨着場	場所 (市・町・村)		番地	
	目標 (名称)		要請側病院名	
10 傷病者等	傷病者氏名	M・T・S・H	年 月 日生	
	傷病名	程度 (重・中・軽)	男・女	歳
11 現地搭乗者	(有・無) 職名		氏名	
12 消防隊指揮者 コールサイン	指揮者名		コールサイン	
	無線種別 (主運用波 6・統制波 1・2・3)			
13 他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名		氏名	
14 要請日時	年 月 日 (曜日)		時 分	
※ 以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。				
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名		コールサイン	
	無線種別 (主運用波 6・統制波 1・2・3)			
2 到着予定時刻	年 月 日 (曜日)		時 分	
3 活動予定時刻	時間		分	
4 必要資機材				
※その他の特記事項				
		受信者		

災害等速報

要請活動事項	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察
要請者				
発生場所				
発生日時 (要請日時)	年 月 日 ()		時 分 頃	
	(年 月 日 ()		時 分)	
要請方法				
事故概要				
死傷者等	死者（性別・年齢）		負傷者等	
	計 名		うち重傷 名	
	行方不明 名		中等傷 名	
			軽傷 名	
要救助者数 (見込み)	名		救助人員 名	
活動の状況				
その他参考事項				
報告者氏名		活動従事者		

1-10 五泉市災害被災者住宅支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、暴風、豪雨、火災その他の災害により、住宅被害を受け、賃貸住宅に転居した世帯に対し、生活再建を支援することを目的とする。市内の賃貸住宅に賃貸借契約し入居している場合に、該当世帯の家賃の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、五泉市補助金交付規則（平成18年五泉市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象及び火災により、被害を生ずることをいう。
- (2) 賃貸住宅 民間建物の所有者等との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する一戸建て住宅又は集合住宅をいう。家賃の発生する県営住宅も含む。ただし、社宅、事業所の寮、賃貸借契約の発生しない親族所有の住宅等を除く。
- (3) 住宅 現に居住している専用住宅及び併用住宅のうち、現に居住の用に供している部分をいう。
- (4) 家賃 賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料（管理費、共益費、駐車場料金等は除く。）の月額から住宅手当等を除いた額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 災害を受けた当時及び被災後も五泉市内に住所を有する者。
- (2) 災害による住宅の被災状況が、床上浸水、半壊又は半焼、全壊又は全焼で居住することが困難な被害を受けた者。
- (3) 被災月日より3箇月以内に賃貸住宅を初めて借りた者。
- (4) 災害の原因が、申請者世帯の故意又は重大な過失により生じたものでないこと。
- (5) 申請時において、市税を滞納していないこと。
- (6) 他の公的制度による家賃助成を受けていないこと。
- (7) 同一世帯にこの要綱による補助金の交付を受けた者がいないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、家賃の月額に対し2分の1に相当する額とする。（千円未満の端数が生じたときは切り捨てる。）ただし、補助金の限度額を2万5千円とする。

(交付対象期間)

第5条 補助金の交付対象期間は、補助金の交付を決定した月から起算して1年を限度とする。ただし、第3条の各号に掲げる交付対象要件を満たさなくなった場合は、当該事由が発生した月の前月分の家賃までとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする世帯の代表者（以下「申請者」という。）は、五泉市災害被災者住宅支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 当該賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) 住宅手当等の支払額が分かる書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出期限は、被災月日より3箇月以内とする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の可否を決定し、五泉市災害被災者住宅支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請書の内容に変更が生じた場合は、五泉市災害被災者住宅支援事業補助金変更交付申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書の内容を審査し、補助金継続の可否を決定し、五泉市災害被災者住宅支援事業補助金変更交付決定(却下)通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付決定者で、第3条各号に掲げる交付対象要件を満たさなくなった場合又は、別の事由により申請を取り下げようとする場合は、五泉市災害被災者住宅支援事業補助金交付申請取下げ書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 次条に規定する請求書の提出時期前に取下げ申請の提出があった場合は、補助金交付期間を該当事由が発生した前月までの期間とする。

(補助金の交付請求)

第10条 交付決定者は、毎年、次に掲げる期限までに、五泉市災害被災者住宅支援事業補助金交付請求書(様式第6号)に家賃納入証明書(様式第7号)又は、家賃の支払実績を証明する書類を添えて市長に提出するものとする。

2 補助金の請求については、交付決定を受けた年度の4月分から9月分までを9月末日までに、10月分から3月分までを3月末日までに、又は期間終了月の末日までに市長に提出するものとする。ただし、提出期限が五泉市の休日を定める条例(平成18年五泉市条例第2号)に規定する市の休日にあたる時は、これらの市の休日の翌日をもって提出期限とする。

3 第1項の規定による家賃納入証明書又は、家賃の支払実績を証明する書類は、規則第8条に規定する実績報告とみなす。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求の内容が適当と認めるときは、補助金を支払うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、交付決定額の一部について、概算払いをすることができる。

(補助金の額の決定)

第12条 市長は、第10条の規定による3月末の請求書の提出があったときは、五泉市災害被災者住宅支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により、補助金の交付決定があった月から3月分までの確定した補助金額を通知するものとする。

2 第9条第2項の規定による場合は、補助金の交付決定があった月から取下げ事由が発生した前月までの確定した補助金額を通知するものとする。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の支給を受けたとき。

(2) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けたとき。

(4) 交付決定者(同居の親族を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の内容の全部又は一部を取り消した場合においては、五泉市災害被災者住宅支援事業補助金取消通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。また、当該交付決定者において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、申請者若しくは交付決定者に対し報告を求め、

又は調査を行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成26年10月1日から施行し、平成26年6月1日から適用する。

五泉市長

宛て

申請者 住 所

氏 名

印

電話番号

五泉市災害被災者住宅支援事業補助金交付申請書

五泉市災害被災者住宅支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 災 害 年 月 日	年 月 日		
2 災 害 種 類	1 暴風	2 豪雨	3 豪雪
	4 洪水	5 地震	6 火災
	7 その他 ()		
3 被 災 状 況	1 床上浸水	2 半壊又は半焼	3 全壊又は全焼
被 災 住 所	五泉市		
被 災 者 氏 名			
世 帯 人 数	人		
暴力団員でないことの確認	<input type="checkbox"/> 申請者（同居している親族を含む）は、暴力団員ではありません。		
4 交 付 対 象 住 宅	1 県営住宅	2 民間賃貸住宅	3 その他
対象住宅の名称			
対象住宅の所在	五泉市		
貸 主	住 所		
	氏 名		
賃貸借契約日	年 月 日		
申請期間	年 月 ~	年 月	(か月) A
家賃の額	月額	円	B
住宅手当等	1 有(月額	円)	C
	2 無		
公的制度による家賃助成	1 受けていない		
	2 受けている		
補助額	月額	円	D
	(B - C) × 1/2 限度 25,000 円		
5 交 付 申 請 額	金	円	(A × D)

(裏面へ)

本人同意事項	<p>私は、五泉市災害被災者住宅支援事業補助金交付に必要な事項として、「市税収納状況」「住民登録」について、交付申請時及び交付請求時に当該事業の所管職員が確認することについて同意します。また、申請者（同居している親族を含む）が暴力団員であるか否かの確認のため、警察に照会がなされることに同意します。</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p>
--------	---

【添付書類】

- ・当該賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- ・住宅手当等の支払額が分かる書類

※この欄は記入しないでください。

納税状況				住民登録状況			
年月日	・	・	確認 適・否	年月日	・	・	確認 適・否

様

五泉市長

五泉市災害被災者住宅支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで補助金交付申請のあった五泉市災害被災者住宅支援事業補助金について、五泉市災害被災者住宅支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助対象期間	年 月 から 年 月 まで
2 補助決定期間	年 月 から 年 月 まで
3 補助決定金額	円（ 円× 月分）
4 補助金実績報告書提出時期	年9月末日まで（4月分から9月分） 年3月末日まで（10月分から3月分） 年 月末日まで（ 月分から 月分）
5 そ の 他	

（却下の場合）

1 決定事項	交付申請については却下します。
2 決定理由	

五泉市長

宛て

申請者 住 所

氏 名

⑨

電話番号

五泉市災害被災者住宅支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け五総第 号で交付決定のあった五泉市災害被災者住宅支援事業補助金について、申請の内容を下記のとおり変更したいので、五泉市災害被災者住宅支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容	
2 変更の理由	
3 既交付決定額	円
4 変更交付申請額	円
5 添付書類	添付のとおり（*変更の内容が確認できる書類）

様

五泉市長

五泉市災害被災者住宅支援事業補助金変更交付決定通知書

記

年 月 日付で補助金変更交付申請のあった五泉市災害被災者住宅支援事業補助金について、五泉市災害被災者住宅支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 変更補助対象期間	年 月 から 年 月 まで
2 変更補助決定期間	年 月 から 年 月 まで
3 変更補助決定金額	円 (円× 月分)
4 補助金実績報告書提出時期	年9月末日まで (4月分から9月分) 年3月末日まで (10月分から3月分) 年 月末日まで (月分から 月分)
5 そ の 他	

五泉市長

宛て

申請者 住 所

氏 名

⑩

電話番号

五泉市災害被災者住宅支援事業補助金交付申請書取下げ書

年 月 日付け五総第 号で交付決定のあった五泉市災害被災者住宅支援事業補助金について、五泉市災害被災者住宅支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり実施しないので取下げ書を提出します。

記

取 下 げ 理 由	
-----------	--

五泉市長

宛て

申請者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

五泉市災害被災者住宅支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け五総第 号で交付決定のあった五泉市災害被災者住宅支援事業補助金について、五泉市災害被災者住宅支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて請求します。

記

1 請求金額

_____円
円× 月（ 年 月 ～ 年 月分）

2 添付書類

*家賃納入証明書又は支払内容が分かる書類

3 振込先

口座名義人

カガナ

[]

(ゆうちょ銀行以外の場合)

金融機関名 (支店名まで)	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	

(ゆうちょ銀行の場合)

店 名	(読み)
店 番	
預金種目	
口座番号	

(備考) この請求書は、4月～9月分は9月末日まで、10月～翌年3月分は3月末日まで、又は期間終了月の末日までに提出してください。

家賃納入証明書

年 月 日

貸主又は管理者

住 所

氏 名

印

五泉市災害被災者住宅支援事業補助金交付請求書の提出にあたり、下記の者に賃貸している物件について、期間内の家賃について未納がないことを証明します。

記

借主氏名	
賃貸物件の所在	五泉市
住宅の名称	
証明期間	年 月 日 ～ 年 月 日
家賃の額	月額 円

※家賃の額：賃借料（管理費、共益費、駐車場料金等は除く。）の月額を記載してください。

五 総 第 号
年 月 日

様

五泉市長

五泉市災害被災者住宅支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで請求のあった五泉市災害被災者住宅支援事業補助金について、五泉市災害被災者住宅支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

補助の確定額	円
対象期間	年 月～ 年 月分

様

五泉市長

五泉市災害被災者住宅支援事業補助金取消通知書

記

年 月 日付け五総第 号で交付決定のあった五泉市災害被災者住宅支援事業補助金について、五泉市災害被災者住宅支援事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり取り消すので通知します。

記

1 取消の内容	全 部 ・ 一 部
	(一部の場合、取消に係る期間又金額)
2 理 由	
3 そ の 他	(補助金の返還等が生じる場合の返還方法等)

2. 情報伝達に関する資料

2-1 関係機関連絡表

通信連絡及び非常電話の取扱い

防災上緊急を要する通信は、防災行政無線局が設置されている所は無線通信を主として使用し、無線施設のない所は一般加入電話等を使用する。

災害が起こった場合、一時的に電信電話回線の通信が輻輳し一般加入電話からの即時通話が出来ない場合がある。この時、緊急を要する場合は、水防法第27条および電気通信事業法第8条の規定により「重要通信の確保」として優先的に利用することができる。

非常事態においては、衛星携帯電話5台を用いて災害時の通信を確保する。

関係機関の電話番号表は、下記のとおりである。

(1) 防災行政無線を使った（他機関への）電話のかけ方について

電話をかける場所	使う電話機	相手先	ダイヤル手順
			前に付ける番号 — 防災行政無線電話番号
VSAT地球局（衛星通信装置） 設置局から	内線電話機または情報通信ネットワーク電話機が設置されているところは、当該電話機で		自局の衛星発信番号 五泉市、五泉市消防本部は「8」 例：8-〇〇〇-〇〇〇
		◎の番号へ	自局の衛星発信番号-401-防災行政無線電話番号 五泉市、五泉市消防本部は「8」 例：8-401-〇〇〇-〇〇〇

(2) 関係機関電話番号表（NTT電話番号及び防災行政無線電話番号）

機 関 名	所 在 地	局番	番 号	備 考	防災行政無線電話番号
五 泉 市 役 所	〒959-1692 五泉市太田1094-1	0250	43-3911 FAX 42-5151		462-10
五 泉 市 村 松 支 所	〒959-1705 五泉市村松乙130-1	0250	58-7181 FAX 58-8554		465-10
五 泉 市 消 防 本 部	〒959-1861 五泉市粟島1-28	0250	42-0119 FAX 43-4200		470-10
五 泉 市 消 防 署 村 松 分 署	〒959-1765 五泉市愛宕6961-1	0250	58-6001 FAX 58-8871		
五 泉 市 上 水 道 局	〒959-1705 五泉市村松乙130-1	0250	58-6653 FAX 58-2139		

機 関 名	所 在 地	局番	番 号	備 考	防災行政 無線電話 番 号
(国土交通省関係)					
北陸地方整備局	〒951-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1	025	280-8880		
阿賀野川河川事務所	〒956-0032 新潟市秋葉区南町14-28	0250	22-2211 FAX 24-3005		
阿賀野川河川事務所 満願寺出張所	〒956-0811 新潟市秋葉区満願寺4100	0250	22-1132 FAX 23-3778		
阿賀川河川事務所	〒965-8567 会津若松市表町2-70	0242	26-6441	福 島 県	
(県 関 係)					
新 潟 県 庁	県 庁 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1	025	県庁 ※ 285-5511 FAX 283-6517	代 表	
		025	280-5414 FAX 283-6517	河川管理課	◎ 20-3271
		025	280-5419 FAX 280-5376	河川整備課	◎ 20-3286
		025	280-5400 FAX 284-5096	道路管理課	◎ 20-3226
		025	280-5424 FAX 285-9724	砂 防 課	◎ 20-3365
		025	280-5383 FAX 285-3572	監 理 課	◎ 20-3185
		025	282-1638 FAX 282-1640	危機対策課	◎ 823
		025	280-5600 FAX 285-8087	義務教育課	
		025	280-5621 FAX 285-9396	保健体育課	
下越教育事務所	〒957-0053 新発田市中央町3-7-2	0254	27-9153 FAX 27-9161		
新潟地域振興局 農林振興部（林業）	〒956-8635 新潟市秋葉区程島2009	0250	24-8208 FAX 24-8264		
新潟地域振興局 新津地域整備部 農林振興部（農地）	〒956-8625 新潟市秋葉区新津4524-1	0250	24-9659 24-7267 FAX 24-8276	時 間 外	◎ 238-277
新潟県発電管理センター	〒956-3132 村上市坂町1084	0254	62-6688		

機 関 名	所 在 地	局番	番 号	備 考	防災行政 無線電話 番 号
新潟地域振興局 新津地域整備部 早出分室	〒959-1725 五泉市小面谷字飛石2982	0250	55-6304 FAX 55-6200	早出川ダム	475-51
新潟地域振興局 津川地区振興事務所	〒959-4402 東蒲原郡阿賀町津川1861-1	0254	92-0964 92-2622 FAX 92-5701	時 間 外	4808-321
新潟県警察本部	〒950-8553 新潟市中央区新光町4-1	025	285-0110	警備第二課	
五 泉 警 察 署	〒959-1863 五泉市東本町2-8-16	0250	42-0110 FAX 43-1191		
五泉警察署村松交番	〒959-1705 五泉市村松乙646-3	0250	58-6002		
(気 象 台 関 係)					
新潟地方气象台	〒950-0954 新潟市中央区美咲町1-2-1	025	281-5872 281-5871	防災業務課 観測予報課	◎ 751
(ダ ム 関 係 機 関)					
東北電力(株) 揚川発電所 (揚川ダム)	〒959-4600 東蒲原郡阿賀町黒岩	02549	9-2055	津川地区振興 事務所管内	
東北電力(株) 会津若松支社 会津ダム管理センター	〒965-8505 福島県会津若松市東栄町3-38	0242	26-5688 FAX 29-6233	福 島 県	
(鉄 道 、 電 話) (電 力 関 係) (そ の 他)					
東日本旅客鉄道(株)新潟支社 設備部施設課	〒950-8641 新潟市中央区花園1-1-1	025	248-5176		
東日本旅客鉄道(株) 五 泉 駅	〒969-1823 五泉市駅前1-2-1	0250	42-3057 FAX 42-2506		
東日本電信電話(株) 埼玉事業部新潟支店	〒951-8519 新潟市中央区東堀通七番町1017-1	025	227-6802		
東北電力ネットワーク株式会社 新潟電力センター制御内	〒950-0964 新潟市中央区網川原664-222	025	283-6485		
東北電力ネットワーク株式会社 新津電力センター	〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町4-18-13	0250	22-3141		
新潟かがやき農業協同組合 五泉アグリセンター	〒959-1834 五泉市木越116-1	0250	41-0001 FAX 41-0100		
阿賀野川左岸土地改良区連合	〒956-0833 新潟市秋葉区草水町1-144	0250	24-5304 FAX 22-6234		
早出川土地改良区	〒959-1834 五泉市木越600-1	0250	42-2005 FAX 42-2012		

機 関 名	所 在 地	局番	番 号	備 考	防災行政 無線電話 番 号
十全土地改良区	〒959-1738 五泉市別所648-3	0250	58-3809 FAX 58-4876		
仙見川土地改良区	〒959-1718 五泉市下阿弥陀瀬1000	0250	58-6203 FAX 58-7346		
新津郷土地改良区	〒956-0031 新潟市秋葉区新津4540	0250	22-2411 FAX 22-0429		
(放送局関係)					
N H K 新潟放送局	〒951-8508 新潟市中央区川岸町1-49	025	230-1616		◎ 753
B S N 新潟放送	〒951-8655 新潟市中央区川岸町3-18	025	267-4111		◎ 754
N S T 新潟総合テレビ	〒950-8572 新潟市中央区八千代2-3-1	025	245-8181		◎ 755
T e N Y テレビ新潟放送網	〒950-8555 新潟市中央区新光町1-11	025	283-1111		◎ 756
新潟テレビ21 UX	〒951-8521 新潟市中央区下大川前6ノ町2230-19	025	223-0021		◎ 757
(自衛隊関係)					
陸上自衛隊 第30普通科連隊	〒957-8530 新発田市大手町6-4-16	0254	22-3151		451-10
陸上自衛隊 第2普通科連隊	〒943-8501 上越市南城町3-7-1	025	523-5117		673-10
(近隣市町村)					
新潟市役所	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602-1	025	228-1000 FAX 224-0768		491-10
新潟市秋葉区役所	〒956-8601 新潟市秋葉区程島2009	0250	(消防) 23-1000 22-0175 22-0228 FAX		461-10
阿賀町役場	〒959-4495 東蒲原郡阿賀町津川580	0254	92-3111 FAX 92-5479	津川地区振興 事務所管内	481-210
阿賀野市役所	〒959-2092 阿賀野市岡山町10-15	0250	62-2510 FAX 62-0281	”	435-262

2-2 放送機関との協力体制

市は、災害のため有線電気通信設備もしくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という）に緊急放送を要請する。

市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

ア 緊急放送を要請できる内容

市は、災害対策基本法に基づく避難指示の発令及び解除、並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除が発令されたときは、県に報告するとともに、新潟県緊急時情報伝達連絡会規約（平成17年12月8日施行）に基づき、同連絡会の構成団体である次の放送事業者に対し、原則としてFAX（別紙）により情報提供する。情報提供を受けた放送事業者は、自主判断により必要に応じ速やかに放送し、住民への情報伝達を行うように努めることとしている。

イ 新潟県緊急時情報伝達連絡会の連絡先

構成団体の放送事業者	電 話
NHK新潟放送局	025-265-1141
BSN新潟放送	025-267-3469
BSN新潟放送（ラジオ）	025-267-3469
NST新潟総合テレビ	025-249-8900
Tenyテレビ新潟放送網	025-283-8152
新潟テレビ21 UX	025-223-7009
エフエムラジオ新潟	025-246-2314

新潟県危機対策課 TEL:025-282-1638 FAX:025-282-1640

ウ 新潟県緊急時情報伝達連絡会規約

（案）令和3年5月20日現在、規約改正されていないため、「資-81」Pまで現状のままの表記とする。

新潟県緊急時情報伝達連絡会規約

（目的）

第1条 新潟県緊急時情報伝達連絡会（以下「連絡会」という。）は、県、市町村及び放送事業者との間で普段から情報交換を行うことにより、災害時において市町村長が行う避難勧告、避難指示（緊急）及び避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）の発令が住民に迅速かつ適切に伝わるようにすることを目的とする。

（構成）

第2条 連絡会は、別紙1に定める県、市町村及び放送事業者をもって構成する。

2 連絡会には、必要に応じてオブザーバーの参加を求めることができる。

（座長）

第3条 連絡会には、座長を置くものとし、新潟県防災局危機対策課長をもってあてる。

2 座長は、会を代表し、会務を統括する。

（連絡会の開催）

第4条 連絡会は、座長が必要であると認めるときに開催する。

2 連絡会の会議の参集範囲は、必要に応じて座長が定める。

（会務）

第5条 連絡会は、第1条の目的を達成するために次の各号に掲げる事項の連絡調整を行う。

- (1) 伝達する避難勧告等の内容
- (2) 市町村から放送事業者への情報伝達方法
- (3) 情報伝達に用いる様式
- (4) 関係者連絡先
- (5) その他連絡会の目的を達成する上で必要な事項

(情報伝達の方法)

第6条 避難勧告等の伝達方法は、別紙2の方法を原則とする。

(事務局)

第7条 連絡会の事務を処理するため、新潟県防災局危機対策課に事務局を置く

(その他)

第8条 その他連絡会の運営に必要な事項は別に定める。

附則 この規約は、平成17年12月 8日から実施する。

改正 平成19年 4月 1日。

改正 平成19年 6月 6日。

至急

別紙 1

避難勧告等 発令情報

_____市(町・村)

送付日時: _____月 _____日 _____時 _____分

- 1 避難情報 避難勧告
避難指示(緊急)
避難準備・高齢者等避難開始(お年寄りや体の不自由な方等が避難を開始する。)

2 発 令 _____月 _____日 _____時 _____分

3 解 除 _____月 _____日 _____時 _____分

4 対象地域等 _____市(町・村) _____区(大字)

合計対象世帯数: _____世帯

○合計対象世帯数内訳

(ふりがな) 地 域 名	世帯数	(ふりがな) 地 域 名	世帯数

5 発令・発表の理由

発信者 所属部署・氏名 _____

電話 _____ FAX _____

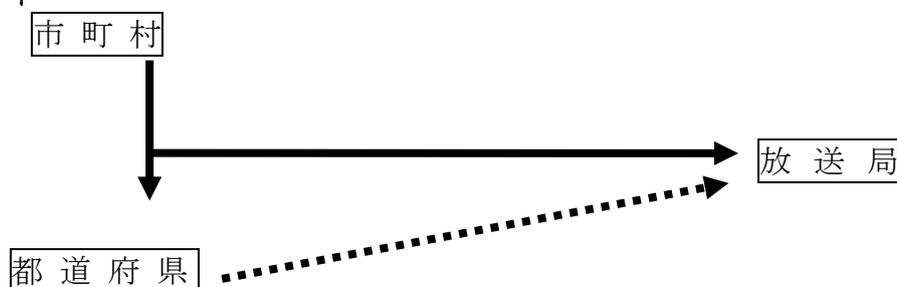
※詳細が不明な箇所については、後に報告する旨記入し、速やかに連絡願います。

市町村から放送局への伝達ルート及び手段

1 対象となる情報

- (1) 避難勧告、避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始の発令
 - ア 災害対策基本法第 60 条第 1 項に基づき市町村長が行う避難勧告及び避難指示(緊急)の発令
 - イ 上記アに準じて行う避難準備・高齢者等避難開始の発令
- (2) 避難勧告、避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始の解除
 - ア 災害対策基本法第 60 条第 4 項に基づき市町村長が行う避難勧告及び避難指示(緊急)の解除
 - イ 上記アに準じて行う避難準備・高齢者等避難開始の解除

2 伝達ルート



- ❶ 原則、市町村から都道府県及び放送局双方へ同時に情報を伝達するルートを確認する。
- ❷ 直接市町村から放送局への伝達が実行不可能な場合等には、都道府県を経由した伝達ルートを確認する。この場合、情報遅延が生じないよう適切な措置を講ずる。

3 伝達手段

- (1) 当面の間、伝達手段は、原則別紙様式によるファックスとする。
- (2) 極めて緊急を要する等、災害時の状況によりファックスでの伝達手段により難しい場合は放送局に対する電話連絡も可能とするが、事後速やかにファックスで同一情報を放送局に提供する。

4 住民への伝達

- (1) 市町村は、放送局への情報提供にあわせて、防災行政無線、広報車等により住民への情報伝達を行う。
- (2) 放送事業者は、市町村からの情報の FAX 等を受信した場合は、自主的判断により必要に応じ速やかに放送し、住民(視聴者)への情報伝達を行うように努める。

免許人	局の種別	呼出名称 呼出符号	電波の型式 周波数(MHz)	空中線 電力 (W)	設置場所 (通信所)	電話番号
警察庁	固定 (1)	五 泉	F3 152.63	10	東本町2-8-16 (五泉警察署地域課)	42-0110 42-2144
新潟県	固 定	防災五泉	F3 61.73	10	太田1094-1 (五泉市総務課)	43-3911
					村松乙130-1 (五泉市村松支所)	58-7181
五泉市	基地 (53)	五 泉 消防本部	F3E 148.75	10	粟島1-28 (五泉市消防本部)	(代) 42-0119
			F3E 149.15	10		
			F3E 150.73	10		
F3E 152.07	10					
F3E 152.77	10					
F3E 154.15	10					
F3E 158.35	10					
	基地 (2)	ごせんし	24K3G7W 272.5625	10	太田1094-1 (五泉市総務課)	43-3911
			24K3G7W 272.9625	10	村松乙130-1 (五泉市村松支所)	58-7181
みどり ハイヤー	基地 (14)	みどり本社	F3 458.40	2	木越1897-2	43-3103
しあわせ タクシー	基地 (18)	しあわせ五泉	F3 459.20	2	旭町7-43	42-6161
蒲鉄 タクシー	基 地	かんでつ	8K50F2DF3E 450.4125	5	石曾根3027	42-2111

災害連絡票

連絡No. _____

①報告者	部	班	氏名	
②受信日時	年	月	日	
			午前	
			午後	
③通報者	会社名	④区分	<input type="checkbox"/> 道路	<input type="checkbox"/> 人
	氏名		<input type="checkbox"/> 河川	<input type="checkbox"/> 山
	住所		<input type="checkbox"/> 公共施設	<input type="checkbox"/> その他
	電話		<input type="checkbox"/> 家屋	<input type="checkbox"/>
⑤連絡事項				
発生場所 _____				
発生時間	月	日	午前・午後	時 分頃
状況				
⑥対応事項(対応時のみ記入)				
確認時間: 月 日 午前・午後 時 分 記入者: _____				
⑦対応関係機関(対応時のみ記入)				
⑧対応課名				
<input type="checkbox"/> 総務部	<input type="checkbox"/> 建設部	<input type="checkbox"/> 上下水道部	<input type="checkbox"/> 産業振興部	<input type="checkbox"/> 衛生部
<input type="checkbox"/> 民生部	<input type="checkbox"/> 教育部	<input type="checkbox"/> 消防部		
課	課	課	課	課
⑨備考				

被害報告 (第 報)

報 告 に あ た り つ て は 累 計 数 字 を 記 載 す る	市町村名	新潟県五泉市			報告者 電 話		現在期日	年 月 日 現在	続く・最終				
	死者	被災状況	人数	行方不明	被災状況	人数	重傷	被災状況	人数	軽傷	被災状況	人数	
			人			人			人			人	
	建物被害	区分	全壊(棟)			半壊(棟)			一部損壊(棟)			床上浸水(棟)	床下浸水(棟)
		被害原因	土砂崩	流出	その他	土砂崩	流出	その他	土砂崩	流出	その他		
	住家	棟数											
		世帯数											
	アパート等集合住宅	棟数											
		世帯数											
		人数											
		り災世帯(世帯)											
		り災者(人)											
	非住家	公共建物	公立保育所										
			公民館										
			体育施設										
			その他										
			倉庫										浸水
	その他	車庫										浸水	
			作業所									浸水	
		その他										浸水	
	文教施設	幼稚園											
			小学校										
			中学校										
			高等学校										
			養護学校等										
		その他											
		病院											
		社会福祉施設											
	清掃施設	ごみ処理施設											浸水
			し尿処理施設										浸水
		その他()											
	その他被害	被害内容	箇所数	被害内容	箇所数	被害内容	箇所数	被害内容	箇所数				
	一般道路												
	農道												
	林道												
	河川												
	農業用水路												
	港湾												
	砂防施設												
	被害船舶												
	その他()												
	火災発生	建物	件	危険物	件	その他	件						
	鉄道不通区間	路線名	線	駅~	駅	駅~	駅						
	水道	断水		世帯	配管被害		箇所						
	ガス	不通		世帯	配管被害		箇所						
	下水道を使えない世帯			世帯									
	田	流出	ha	埋没	ha	冠水	ha	浸水	ha				
	畑	流出	ha	埋没	ha	冠水	ha	浸水	ha				
	崖崩れ		箇所	1 災害原因									
	土砂崩れ		箇所	2 災害の発生日時 年 月 日									
	地すべり		箇所	3 災害の発生場所(必要により地図等を添付)									
	電話不通		世帯					地内					
	電気停電		世帯										
	ブロック塀倒壊等		件	4 災害対策の概要									
	公共文教施設被害		千円	1 災害対策本部の名称				本部					
	農林水産業施設被害		千円	ア 災害対策基本法に 基づく本部 ・ 基づかない本部									
	公共土木施設被害		千円	イ 本部設置日時 年 月 日 時 分									
	その他公共施設被害		千円	ウ 本部解散日時 年 月 日 時 分									
	農産被害		千円	2 避難指示の状況									
	林産被害		千円	別紙避難等の状況報告のとおり									
	畜産被害		千円	3 消防機関等の活動状況(延べ出動人員)									
	水産被害		千円	消防職員 人 消防団員 人 市職員 人									
	商工被害		千円	4 応急措置の概要									
	その他		千円	5 その他									
	被害総額		千円										

自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者							
担当部課等名	部		課		係		
	担当者名						
	tel	防災無線			その他		
派遣要請依頼日時	年	月	日	時	分		
災害の状況及び派遣依頼理由							
派遣を希望する期間	年		月	日から	年	月	日
	年		月	日から必要とする期間			
派遣を希望する区域	市町村					地内	
	施設等名称						
現地連絡員	部		課		係、担当者名		
派遣を希望する活動の内容							
その他必要事項							

※ 新潟県防災局危機対策課 Fax 025-282-1640

(「非常通信の手引き」平成12年3月新潟地区非常通信協議会より抜粋)

1 非常通信とは

官公庁、地方公共団体、会社、団体、船舶等に設置された無線局及びアマチュア局等の全ての無線局は、平素は、無線局免許状に記載された範囲を超えて運用してはならないこととなっています。

しかし、地震、台風、洪水等の災害や暴動が発生し、又は発生するおそれがある場合において、NTTの公衆電気通信回線や、それぞれの自営通信施設が不通となり、又は利用が困難になったときには、電波法第52条の規定により、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持等のための緊急重要通信については、許可された業務以外の通信（他人の通信も含む。）であっても取扱ってよいこととなっています。

これを「非常通信」といいます。

2 非常通信の条件

非常通信の通信内容は、非常事態に関係したおおむね次のような内容のものであればよいことになっています。

- ・人命の救助、遭難者の救助に関するもの
- ・犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- ・防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- ・鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
- ・その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど、すべての災害に関係して緊急措置を要する内容であれば取り扱われます。

3 非常通信の発信資格

非常通信は、主として官庁をはじめとする防災関係機関が利用することになりますが、人命の救助に関するものや急迫する危険又は緊急措置に関するものは誰でも利用することができます。

4 非常通信の発信方法

(1) 非常通信の依頼

通信のあて先まで（場合によっては、途中まで）送ってもらうことのできる最寄りの無線局のある機関、又は事業所等へ、できるだけ使送により通報の発信を依頼してください。（使送とは、自動車、バイク、自転車等を利用し、又は徒歩により通報文を発信依頼先へ直接届けることをいいます。）

非常災害時にあたっては、通信施設を持っている者においても自己の業務、事業に関連した非常通信もあり、また、緊急の通信も相当輻輳することが予想されます。

従って、他人の通信施設を利用する場合には、その依頼する通信は、真に非常通信にふさわしい通信内容のものとし、最寄りの無線局に持参するとともに、あらかじめ最寄りの無線局を選定し、その利用の仕方について十分に打ち合わせを行い連携を保っておくことが大切です。

このとき、設置者の協力を求めて使用することができる通信設備を保有する県内機関は次のとおりです。

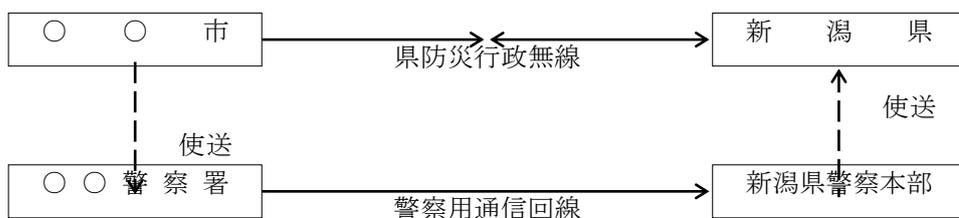
- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. 警察庁 | 12. 佐渡汽船株式会社 |
| 2. 海上保安庁 | 13. 株式会社新潟放送 |
| 3. 国土交通省 | 14. 株式会社新潟総合テレビ |
| 4. 気象庁 | 15. 株式会社テレビ新潟放送網 |
| 5. 東日本電信電話株式会社 | 16. 株式会社新潟テレビ21 |
| 6. 日本赤十字社 | 17. 株式会社エフエムラジオ新潟 |
| 7. 日本放送協会 | 18. 石油資源開発株式会社 |
| 8. 電源開発株式会社 | 19. 帝国石油株式会社 |
| 9. 日本通運株式会社 | 20. 東京電力株式会社 |
| 10. 東北電力株式会社 | 21. 日本航空株式会社 |
| 11. 頸城自動車株式会社 | 22. 新潟県 |

(2) 非常通信の作成方法

- ① 用紙 別紙「非常通信用紙」を使用してください。(用意できない場合は、どんな用紙を用いても結構です)
- ② あて名 受信者の住所、氏名(名称)を正確に記入するほか、電話番号がわかっている場合は、できるだけそれを付記してください。
- ③ 本文
 - ・できるだけ簡潔、明瞭に記載してください。
 - ・応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目(例えば「自衛隊100名の派遣を要請する」「毛布1,000枚を送りたい」のように)を記入してください。
 - ・訓練の場合は、本文の最初に必ず「訓練」の文字を入れてください。
- ④ 通信記載例 別紙記載例及び記載要領を参照してください。

(3) 非常通信の伝送例

例えば、ある市から新潟県へ連絡する際に、NTT回線や県防災行政無線が使用できない場合を想定します。このとき、下図のように最寄りの警察署から警察用通信回線を利用し、新潟県へ伝送する方法があります。



非常通信用紙

あて先	機関名： 住所：		TEL： FAX：
発信人	発信日時： 月 日 時 分 機関名： 住所： (取扱者：)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：	
通 報 文			
伝 達 経 路	1	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名： (取扱者)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：
	2	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名： (取扱者)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：
	3	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名： (取扱者)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：
	4	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名： (取扱者)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：

* 訓練の時は、通信文の冒頭に「訓練」と必ず記載すること。

* 回線種別には使用した回線の種別を記載する。

例：消防無線、防災相互波、県防災行政無線、N T T回線、地星（地域衛星通信ネットワーク）など。

* 発信人は、あて先に直接送信できない場合は、中継依頼機関に送信すること。

* 中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。（受信及び送信時刻は完了した時刻を記入すること）

* F A Xによる通報の場合は着信機能を使用して、着信確認を行うこと。

非常通信用紙

あて先	機関名： ○○県知事 殿		TEL：
	住所： 信越市旭町 1 1 0 8		FAX： 地星 ◇◇◇◇◇◇◇◇
発信人	発信日時： 11 月 26 日 10 時 23 分	伝達方法：無線 有線 使送	
	機関名： 日本海町長	回線種別：()	
	住所： 日本海町 1 4 番 5 号	伝達手段：音声 FAX 電信 映像	
	(取扱者： 松 井)	TEL：	
		FAX：地星 ○○○○○○○○	
通 報 文	「訓練」地震による被害発生。救援隊を頼む。		
	本日、9時30分ころ、日本海町周辺で震度6程度の地震が発生し、死者・けが人が多数でている。		
	町内全域で電話不通。各所で道路寸断。		
	被害状況の詳細は調査中であり判明次第報告する。		
	日本海町長		
伝 達 経 路	1	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名： (取扱者)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：
	2	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名： (取扱者)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：
	3	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名： (取扱者)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：
	4	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名： (取扱者)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：

- * 訓練の時は、通信文の冒頭に「訓練」と必ず記載すること。
- * 回線種別には使用した回線の種別を記載する。
例：消防無線、防災相互波、県防災行政無線、NTT回線、地星（地域衛星通信ネットワーク）など。
- * 発信人は、あて先に直接送信できない場合は、中継依頼機関に送信すること。
- * 中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。（受信及び送信時刻は完了した時刻を記入すること）
- * FAXによる通報の場合は着信機能を使用して、着信確認を行うこと。

非常通信（訓練）通報用紙の作成・記載要領（記載例参照）

1 あて先、発信人

- (1) あて先……………通報の最終のあて先を記載（住所・電話番号も含む。）
- (2) 発信人……………発信人名等を記載（住所・電話番号・伝達方法・回線種別・伝達手段も含む。）
- (3) 本文……………訓練の場合は、冒頭に「訓練」と記載。本文を終えた後続いて発信人名を記載。

2 伝達経路

発信人は、あて先に直接送信できない場合、中継依頼機関に送信すること。中継依頼機関は、伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。

- (1) 受信……………受信を完了した時刻を24時間制で記載。
- (2) 送信……………次の局へ送信完了した時刻を24時間制で記載。
- (3) 機関名……………受信した際に、自局名（呼出名称）及び取扱者名を記載。

（通報を受け取った時点で発信局から時局までの経路の取扱無線局名がわかることになる。）

2-8 気象庁震度階級関連解説表

気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なる場合があります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
	1.5	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
	2.5	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
	4.5	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[停電する家庭もある]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0	5弱	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
	5.5	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。[一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
	6.5	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

* ライフラインの [] 内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

注) 計測震度とは、その地点における揺れの強さの程度を数値化したもので、震度計により計測されます。一般に発表される震度階級は、計測震度から換算されます。

3. 避難場所及び医療等に関する資料

3-1 緊急時の避難所

○：利用可能 △：2階以上利用可能 -：利用注意（災害の状況により、近隣の安全な避難所を利用）

番号	施設名	管理者名	避難施設の面積		所在地	電話番号	構造階数	指定避難所			指定緊急避難場所		
			屋内(m ²)	屋外(m ²)				地震	洪水	土砂災害	地震	洪水	土砂災害
1	第2いずみ学童クラブ	市長	238	0	学校町3-52	42-2601	コンクリート造1F	○	-	○	○	-	○
2	きらきらこども園	市長	273	5,264	白山2-35	42-2366	コンクリート造1F	○	-	○	○	-	○
3	すみれこども園	(福)敬世会	549	3,018	駅前2-6-19	42-2647	コンクリート造2F	○	○	○	○	○	○
4	ひまわりこども園	(福)みどり心育会	400	3,011	荻曾根187-1	42-3234	コンクリート造2F	○	△	○	○	△	○
5	五泉市立こぼと保育園	市長	346	1,382	太田1-10-28	43-1051	その他1F	○	-	○	○	-	○
6	五泉市立あさひ保育園	市長	392	2,151	猿和田27	43-2837	コンクリート造2F	○	○	○	○	○	○
7	五泉市立つくし保育園	市長	492	3,567	木越乙2863	42-2756	コンクリート造2F	○	○	○	○	○	○
8	五泉市立すもと保育園	市長	481	7,692	一本杉306-2	43-3530	その他1F	○	-	○	○	-	○
9	五泉市立はしだ保育園	市長	452	3,718	橋田1422-1	43-1290	その他1F	○	○	-	○	○	-
10	五泉市立かわひがし保育園	市長	453	5,595	中川新880-1	43-1602	その他1F	○	○	○	○	○	○
11	五泉市立五泉小学校	教育委員会	1,697	8,476	学校町3-14	43-3101	その他2F	○	-	○	○	-	○
12	五泉市立五泉南小学校	教育委員会	1,244	13,037	駅前2-5-53	43-0345	その他2F	○	○	○	○	○	○
13	五泉市立五泉東小学校	教育委員会	1,553	12,998	赤海3714	42-2674	その他2F	○	-	○	○	-	○
14	五泉市立川東小学校	教育委員会	1,214	10,550	中川新2431	42-3737	その他1F	○	○	○	○	○	○
15	五泉市立巢本小学校	教育委員会	975	11,608	論瀬47-1	42-4076	その他1F	○	-	○	○	-	○
16	五泉市立橋田小学校	教育委員会	1,125	14,016	橋田1016	41-0055	その他1F	○	○	○	○	○	○
17	五泉市立五泉中学校	教育委員会	1,678	18,915	南本町2-1-87	43-3036	その他2F	○	○	○	○	○	○
18	五泉市立五泉北中学校	教育委員会	1,661	25,493	三本木2-7-1	43-0150	その他2F	○	○	○	○	○	○
19	五泉市立川東中学校	教育委員会	1,176	14,675	猿和田181	42-3577	その他2F	○	○	○	○	○	○

番号	施設名	管理者名	避難施設の面積		所在地	電話番号	構造階数	指定避難所			指定緊急避難場所		
			屋内(m ²)	屋外(m ²)				地震	洪水	土砂災害	地震	洪水	土砂災害
20	五泉市総合会館	教育委員会	8,873	0	粟島1-22	42-5194	コンクリート造4F	○	※4	○	○	※4	○
21	五泉市粟島ふれあい館	教育委員会	378	0	粟島1-58	43-1050	コンクリート造1F	○	-	○	○	-	○
22	五泉市老人福祉センター翠泉園	市長	217	1,492	横町3-3-9	42-3414	コンクリート造2F	○	△	○	○	△	○
23	五泉市立図書館	教育委員会	330	1,506	郷屋川1-1-8	43-3110	コンクリート造3F	○	○	○	○	○	○
24	馬下集落開発センター	馬下区長	172	0	馬下1612	47-2862	その他1F	○	○	-	○	○	-
25	新潟県立五泉高等学校	新潟県	7,009	21,905	粟島1-23	43-3314	コンクリート造3F	※1	△	○	※1	△	○
26	新潟県立村松高等学校	新潟県	4,602	15,696	村松甲5545	58-6003	コンクリート造3F	※2	○	○	※2	○	○
27	粟島公園	市長	0	68,953	粟島1-22-2	43-3911	-	-	-	-	○	-	○
28	西公園	市長	0	18,134	土深60	43-3911	-	-	-	-	○	-	○
29	南公園	市長	0	22,118	五泉2439	43-3911	-	-	-	-	○	○	○
30	町屋公園	市長	0	3,051	町屋甲866-3	43-3911	-	-	-	-	○	-	○
31	太田児童公園	市長	0	1,516	太田1-5-18	43-3911	-	-	-	-	○	-	○
32	五泉市森林公園	教育委員会	0	500	丸田戊201-1	42-5194	-	-	-	-	○	○	-
33	五泉市市営野球場	教育委員会	42	5,400	丸田580-1	42-5194	コンクリート造1F	-	-	-	○	-	○
34	五泉市村松体育館	教育委員会	1,634	0	石曽根8074-1	58-6373	コンクリート造2F	○	○	○	○	○	○
35	五泉市村松武道館	教育委員会	1,312	910	愛宕甲2910-3	58-8129	コンクリート造1F	○	○	○	○	○	○
36	五泉市村松さくらんど温泉	市長	563	4,000	上木越甲423-1	58-1611	コンクリート造1F	○	○	○	○	○	○
37	五泉市さくらんど会館	教育委員会	1,824	5,234	村松乙118-2	58-1133	コンクリート造2F	○	○	○	○	○	○
38	五泉市村松保健センター	市長	261	1754	村松乙116-1	58-7435	コンクリート造1F	○	○	○	○	○	○

番号	施設名	管理者名	避難施設の面積		所在地	電話番号	構造階数	指定避難所			指定緊急避難場所		
			屋内(m ²)	屋外(m ²)				地震	洪水	土砂災害	地震	洪水	土砂災害
39	村松さくらこども園	(福)みどり心育会	161	997	村松甲6288	58-2401	コンクリート造1F	○	○	○	○	○	○
40	五泉市立大蒲原保育園	市長	160	831	南田中甲390	58-6919	コンクリート造1F	○	○	○	○	○	○
41	五泉市村松公民館	市長	538	952	村松乙130-1	58-5082	コンクリート造1F	○	○	○	○	○	○
42	五泉市戸倉コミュニティ会館	教育委員会	383	3,900	上戸倉1640	58-2939	その他1F	○	○	※3	○	○	※3
43	五泉市五箇スポーツ会館	教育委員会	1,074	3,470	笹野町甲2117-2	58-1555	その他1F	○	-	○	○	-	○
44	五泉市立村松こども園	市長	261	1,356	村松乙118-3	58-6544	その他1F	○	○	○	○	○	○
45	五泉市立村松小学校	教育委員会	1,821	15,665	城下1-865	58-6050	コンクリート造その他2F	○	○	○	○	○	○
46	五泉市立愛宕小学校	教育委員会	1,516	13,802	石曽根8074-2	58-6302	コンクリート造2F	○	○	○	○	○	○
47	五泉市立大蒲原小学校	教育委員会	825	9,164	南田中646-2	58-6306	その他1F	○	○	○	○	○	○
48	五泉市立十全体育館	教育委員会	684	7,726	安出156-1	42-5194	その他1F	○	○	○	○	○	○
49	五泉市川内体育館	教育委員会	719	7,043	川内194	42-5194	その他1F	○	○	○	○	○	○
50	五泉市立村松桜中学校	教育委員会	2,283	28,045	愛宕甲2705-1	58-6530	コンクリート造2F	○	○	○	○	○	○
51	五泉市山王体育館	教育委員会	1,380	28,348	村松甲6441-14	42-5194	その他2F	○	○	-	○	○	-
52	特別養護老人ホーム山王苑	(福)茨塚福祉会	266	0	村松203-1	58-8989	コンクリート造3F	○	○	○	○	○	○
53	村松公園	市長	0	48,280	愛宕甲2631-1	58-2147	-	-	-	-	○	○	-
54	城跡公園	市長	0	21,096	村松乙19	43-3911	-	-	-	-	○	-	○
55	日枝公園	市長	0	3,266	村松甲5976	43-3911	-	-	-	-	○	○	○
56	村松西公園	市長	0	5,183	村松乙33-1	43-3911	-	-	-	-	○	-	○
57	村松東児童遊園	市長	0	4,075	石曽根7943-4	43-3911	-	-	-	-	○	○	○
58	千原農村公園	市長	0	2,306	千原甲414-1	43-3911	-	-	-	-	○	-	○

番号	施設名	管理者名	避難施設の面積		所在地	電話番号	構造階数	指定避難所			指定緊急避難場所		
			屋内(m ²)	屋外(m ²)				地震	洪水	土砂災害	地震	洪水	土砂災害
59	矢津農村公園	市長	0	2,406	矢津701	43-3911	-	-	-	-	○	-	○
60	五箇農村公園	市長	0	2,457	笹野町甲2117-1	43-3911	-	-	-	-	○	-	○
61	蛭野農村公園	市長	0	1,361	蛭野387	43-3911	-	-	-	-	○	○	○
62	十全農村公園	市長	0	1,387	大原875	43-3911	-	-	-	-	○	○	○
63	蒲原農村公園	市長	0	2,159	下大蒲原963	43-3911	-	-	-	-	○	-	-
64	五泉市村松工業団地公園	市長	0	3,855	村松工業団地1-2-21	43-3911	-	-	-	-	○	-	○
65	五泉市村松野球場	教育委員会	0	14,227	愛宕甲2712-1	42-5194	-	-	-	-	○	○	○
66	五泉市陸上競技場	教育委員会	0	30,766	愛宕甲2660	42-5194	-	-	-	-	○	○	○
67	村松テニスコート	市長	0	3,270	石曾根7943-2	42-5194	-	-	-	-	○	○	○
68	南田中農村公園	市長	0	3,135	南田中甲257	43-3911	-	-	-	-	○	-	○
69	五泉市教育支援センター村松教室	教育委員会	116	500	村松乙75-7	47-5033	コンクリート造1F	○	-	○	○	-	○

※1 普通教室棟○ セミナーハウス○ 大体育館○ 小体育館× 武道場× グラウンド○

※2 普通教室棟○ 大体育館○ 小体育館× 柔剣道場× グラウンド○

※3 土砂災害警戒区域内であることに留意し利用

※4 大ホール○ 中ホール○ 第1～6会議室○ 野球練習場× 多目的練習場× トレーニングルーム× 控室× 各技館1F× 各技館2F○

3-2 医療施設

(五泉地域)

病 院 名	住 所	診 療 科 目	病床数	電話番号
五泉中央病院	太田489-1	内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・内分泌代謝内科・腎臓内科・外科・心臓血管外科・脳神経外科・整形外科・泌尿器科・肛門科・小児科・眼科・リハビリテーション科・麻酔科・放射線科・歯科	199	47-8150
佐藤医院	本町3-2-30	内科・外科・消化器科	0	43-2100
渡辺内科	吉沢1-9-19	内科・消化器科・小児科	0	43-6860
北五泉クリニック	三本木3042-2	内科・小児科・リウマチ科・リハビリテーション科	0	43-3880
篠川内科医院	本町6-2-33	内科・消化器科・小児科	0	42-2319
たかうち医院	赤海2-6-2	産婦人科・内科・小児科	6	43-6222
五泉六島クリニック	三本木2-8-14	内科・小児科・人工透析	0	43-6233
佐野眼科医院	南本町1-5-3	眼科	3	43-7755
五十嵐整形外科・歯科	南本町3-948-1	整形外科・リハビリテーション科・歯科	0	43-3000
こやま整形外科	駅前1-3-31	整形外科・リハビリテーション科	0	41-0321
やまむら整形外科	太田2-2-14	整形外科	0	41-0555
大日方医院	寺沢3-2-1	内科・外科・消化器内科・肛門外科・リハビリテーション科	0	48-5151
わたべ子どもクリニック	太田975-1	小児科・アレルギー科	0	41-0811
中谷医院	太田2-6-39	内科・消化器内科・婦人科	0	47-7741
ひろせ内科クリニック	東本町2-9-6	内科・リウマチ科・腎臓内科	0	47-8890
五泉皮ふ科	本町1-10-3-3	皮膚科	0	42-4112
五泉キッズクリニック ／五泉耳鼻科・音声嚥下 クリニック	東本町2-106-3	小児科・耳鼻咽喉科	0	47-5226

医療施設（村松地域）

病 院 名	住 所	診 療 科 目	病床数	電話番号
石曽根医院	石曽根7990	内科・消化器科・循環器科	0	58-6335
金子医院	村松甲1772	内科・小児科・循環器内科	0	58-6073
南部郷厚生病院	愛宕甲2925-2	内科・神経内科・心臓、高 血圧内科・腎臓内科・皮膚 科・人工透析・緩和ケア内 科	120	58-6111
梁取医院	村松乙655-1	消化器科（胃腸科）内科	0	58-6809
たけだ内科クリニック	村松1288-1	内科・消化器科・循環器内 科・小児科・内視鏡内科	0	58-2113

3-3 ヘリポート適地

番号	施設名	所在地	長さ×幅 m	施設の管 理者又は 責任者	管理者等の電話
1	栗島公園	栗島 4866	110×95	市長	0250-43-3911
2	西公園	土深	95×95	市長	0250-43-3911
3	県立五泉高校グラウンド	栗島 1-23	110×80	校長	0250-43-3314
4	五泉中学校グラウンド	南本町 2-1-87	140×90	校長	0250-43-3036
5	五泉北中学校グラウンド	三本木 2-7-1	140×130	校長	0250-43-0150
6	川東中学校グラウンド	中川新 2431	110×100	校長	0250-42-3577
7	矢津河川公園グラウンド	矢津早出川河川敷	100×100	市長	0250-58-7181
8	五泉市陸上競技場	愛宕甲 2660	110×100	五泉市教 育委員会	0250-58-6373
9	県立村松高校グラウンド	村松甲 5545	180×90	校長	0250-58-6003
10	村松小学校グラウンド	城下 1-865	130×85	校長	0250-58-6050
11	十全グラウンド	安出 156-1	105×75	市長	0250-42-5194
12	市営野球場	丸田字金甲 5 5 9	115×110	五泉市教 育委員会	0250-42-5194
13	五泉南小学校グラウンド	駅前 2-5-53	130×60	校長	0250-43-0345
14	五泉東小学校グラウンド	赤海 3714	160×60	校長	0250-42-2674
15	橋田小学校グラウンド	橋田 1016	120×70	校長	0250-41-0055
16	巢本小学校グラウンド	論瀬 47-1	110×60	校長	0250-42-4076
17	大蒲原小学校グラウンド	南田中 646-2	120×70	校長	0250-58-6306
18	川内グラウンド	川内 197	110×50	市長	0250-42-5194
19	山王グラウンド	村松甲 6441-14	120×65	市長	0250-42-5194
20	川東小学校グラウンド	中川新 2431	110×60	校長	0250-42-3737

番号	施設名	所在地	長さ×幅 m	施設の管理 者又は 責任者	管理者等の電話
21	愛宕ヘリポート	村松甲 7211-1	35×35	市長	0250-43-3911
22	東公園駐車場	赤海 3631-9	92×32	市長	0250-43-3911
23	愛宕小学校グラウンド	石曽根 8074-2	120×60	校長	0250-58-6302
24	村松桜中学校グラウンド	愛宕甲 2705-1	120×80	校長	0250-58-6350
25	上戸倉スポーツ広場	上戸倉 1640	46×40	市長	0250-43-3911
26	早出川三本木 ヘリポート	早出川堤防上 (三本木地内)	20×20	市長	0250-43-3911

4. 危険区域及び防災施設等に関する資料

4-1 災害危険箇所集計表

	合計	内訳		備考
		旧五泉市	旧村松町	
山腹崩壊危険地区	53	24	29	
崩壊土砂流出危険地区	68	20	48	
計	121	44	77	
雪崩危険箇所 I	32	8	24	
雪崩危険箇所 II	9	3	6	
雪崩危険箇所 準ずる斜面 III	6	2	4	
雪崩危険箇所 (新潟県農林水産部)	14	7	7	
計	61	20	41	
保安林指定箇所 水源かん養保安林	30	14	16	
保安林指定箇所 土砂流出防備保安林	83	40	43	
保安林指定箇所 土砂崩壊防備保安林	13	8	5	
保安林指定箇所 雪崩防止保安林	21	2	19	
保安林指定箇所 保健保安林	3	1	2	
保安林指定箇所 落石防止保安林	1	0	1	
計	151	65	86	

雪崩危険箇所

I	雪崩危険区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある場合を含む）ある箇所
II	雪崩危険区域内に人家が1～4戸ある箇所
準ずる溪流（III）	雪崩危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

4-2 山地に起因する災害危険箇所

(1) 山腹崩壊危険地区

危険地区 番号	大字	字	危険 地区 の危険 度	面積 (ha)	公 共 施 設 等						
					人家 50戸 以上	人家 49~10 戸	人家 9~5 戸	人家 4戸 以下	公共施設 (道路除く)	道路	
218	0001	丸田	上ノ山戌	B	1.00	0	14	0	0	0	市
218	0002	丸田	上ノ山戌	B	4.00	0	0	9	0	1	市
218	0003	橋田	四十九	A	3.00	0	10	0	0	0	市
218	0004	橋田	寺本	B	1.00	0	0	8	0	0	市
218	0005	橋田	寺入	A	3.00	0	0	6	0	1	市
218	0006	橋田	門前	A	2.00	0	0	5	0	0	市
218	0007	橋田	大橋	A	3.00	0	0	9	0	0	無
218	0008	橋田	滝ノ入己	A	2.00	0	12	0	0	0	県
218	0009	橋田	峠己	B	1.00	0	0	5	0	1	無
218	0010	橋田	浦ノ山	A	6.00	0	15	0	0	1	市
218	0011	西四ッ屋	根土場	A	6.00	0	10	0	0	1	市
218	0012	菅ノ沢	家ノ前	C	1.00	0	0	8	0	0	県
218	0013	尻上	三十刈	A	1.00	0	0	8	0	1	市
218	0014	不動堂	浦山	A	2.00	0	13	0	0	1	県
218	0015	馬下	鳴沢	A	7.00	0	0	0	1	1	県
218	0017	橋田		A	1.00	0	10	0	0		県
218	0018	橋田		C	1.00	0	0	0	0		農
218	0019	橋田		B	1.00	0	0	0	0		農
218	0020	橋田	啞ノ古木	B	3.00	0	0	0	0	0	林
218	0021	橋田	寺本	C	1.00	0	0	7	0	0	県
218	0022	橋田	岡田入	C	2.00	0	0	9	0	0	他
218	0023	橋田	寺本	B	1.00	0	0	7	0	1	市
218	0024	丸田	柿沢	B	3.00	0	25	0	0	0	県
218	0025	西四ッ屋	根土場	B	3.00	0	0	0	1	1	市
322	0001	中名沢		C	8.00	0	0	0	4	0	市
322	0002	中名沢		B	3.00	0	0	0	1	1	市
322	0003	長橋		B	11.00	0	0	0	2	0	市
322	0004	刈羽		B	5.00	0	0	0	1	0	県
322	0005	刈羽		B	6.00	0	0	0	2	0	無
322	0006	刈羽	十二乙	B	3.00	0	0	0	1	0	市
322	0007	牧		C	2.00	0	0	0	1	0	無
322	0008	牧		C	3.00	0	0	0	3	0	国
322	0009	牧	埃沢	A	1.00	0	0	9	0	1	市
322	0010	高松		A	5.00	0	0	5	0	1	国
322	0011	高松		B	4.00	0	0	0	1	0	市
322	0012	高松		A	1.00	0	0	5	0	0	市
322	0013	上大蒲原		A	3.00	0	14	0	0	1	市
322	0014	上大蒲原	上山	B	4.00	0	0	0	3	0	県
322	0015	貉沢		B	3.00	0	0	0	3	1	市
322	0016	愛宕原		A	1.00	0	0	0	0	3	無
322	0017	愛宕原		A	1.00	0	0	0	0	2	無
322	0018	仙見谷		C	1.00	0	0	0	0	0	林
322	0019	横渡		A	3.00	0	0	6	0	0	市
322	0020	牧	高松	B	6.00	0	0	0	4	0	市
322	0022	小面谷	小落	C	3.00	0	0	0	0	0	県
322	0023	刈羽	大沢	C	4.00	0	0	0	0		県
322	0024	牧	平	C	3.00	0	0	0	0	0	他
322	0025	石曾根	愛宕原	C	3.00	0	0	0	0	0	市
322	0026	中名沢	家の浦	B	2.00	0	0	0	0	0	林
322	0027	牧	埃沢	C	5.00	0	0	0	0	0	他
322	0028	上杉川	向山	C	2.00	0	0	0	0	0	他
322	0029	松野	端場上	B	2.00	0	0	0	3	1	他
322	0030	下杉川	十二ノ脇	C	2.00	0	0	0	1	0	他

(2) 地すべり危険地区

危険地区 番号	大字	字	危険 地区 の危険 度	面積 (ha)	公 共 施 設 等						
					人家 50戸 以上	人家 49～10 戸	人家 9～5 戸	人家 4戸 以下	公共施設 (道路除く)	道路	
218	1	菅沢	下原	A	33.68	0	20	0	0	0	県
322	1	笹目	沼越道	B	14.27	0	0	0	0	0	県
322	2	笹目	濁沢	A	104.06	0	23	0	0	1	県
322	3	笹目	長尾道下	A	49.70	0	23	0	0		県

(3) 崩壊土砂流出危険地区

危険地区 番号	大字	字	危険 地区 の危険 度	面積 (ha)	公 共 施 設 等						
					人家 50戸 以上	人家 49～10 戸	人家 9～5 戸	人家 4戸 以下	公共施設 (道路除く)	道路	
218	2	丸田	日光寺	B	1.20	0	13	0	0	1	県
218	3	丸田	館の内沢	B	6.30	0	27	0	0	1	県
218	4	丸田	峯の坂	B	1.20	0	20	0	0	0	県
218	6	橋田	岡田入	B	0.60	0	21	0	0	1	県
218	7	橋田	シコンガ入	B	4.50	0	20	0	0	1	市
218	8	橋田	寺入	B	2.25	0	15	0	0	1	市
218	9	橋田	滝の入	A	10.80	0	18	0	0	0	県
218	10	橋田	八反坂	B	9.90	0	14	0	0	0	県
218	21	不動堂	城沢	B	13.50	0	20	0	0	1	市
218	22	柄沢	蛇ノ木	A	12.60	0	22	0	0	1	県
218	23	大蔵	風越	A	14.67	0	40	0	0	1	県
218	24	大蔵	大沢	A	35.10	62	0	0	0	1	県
218	27	馬下	草ヶ入	A	6.00	0	48	0	0	0	県
218	28	馬下	大沢	A	14.40	0	0	8	0	2	県
218	29	馬下	葎ヶ沢	B	2.70	0	0	0	0	1	県
218	32	馬下	葎ヶ沢	B	2.10	0	0	0	0	1	県
218	33	馬下	成沢	A	17.40	0	0	0	0	1	県
218	35	佐取	水上沢	A	1.44	0	10	0	0	2	県
218	38	大須郷	田ノ頭	C	0.04	0	0	0	0	0	他
218	39	中川新	かに沢	C	0.65	0	0	7	0	0	市
218	40	柄沢	五十沢	C	0.90	0	0	0	2	0	
322	1	土渕	裏山	C	0.06	0	0	5	0	0	市
322	2	松野	松ノ沢	A	1.50	0	25	0	0	1	市
322	3	小面谷	居平	B	3.90	0	0	0	0	0	県
322	4	小面谷	トクイ沢	C	4.80	0	0	0	0	0	県
322	5	小面谷	ヨクカイ	C	1.47	0	0	0	0	0	県
322	6	笹目	熊卸道下	C	2.70	0	0	0	0	0	県
322	9	小面谷	布沢	C	4.68	0	0	0	0	0	市
322	10	笹目	忍沢	C	7.20	0	0	0	3	0	市
322	11	小面谷	上ノ平	A	5.40	0	12	0	0	0	市
322	12	横渡	高立	C	0.24	0	0	6	0	0	県

危険地区 番号	大字	字	危険 地区 の危 険度	面積 (ha)	公 共 施 設 等						
					人家 50戸 以上	人家 49~10 戸	人家 9~5 戸	人家 4戸 以下	公共施設 (道路除く)	道路	
322	13	下杉川	割岩	C	0.42	0	0	0	0	0	市
322	14	下杉川	沢入	C	7.50	0	0	0	1	0	市
322	15	暮坪	ケナベトウ	A	3.00	0	10	0	0	0	市
322	16	水戸野	大沢口	A	4.80	0	10	0	0	0	市
322	17	水戸野	水戸野黒沢	B	0.74	0	20	0	0	1	市
322	19	仙見谷	井戸入沢	B	0.90	0	0	0	0	0	林
322	20	仙見谷	裏ノ沢	C	2.10	0	0	0	0	0	林
322	22	仙見谷	向山	B	0.84	0	0	0	0	0	林
322	24	仙見谷	水上	C	33.30	0	0	0	0	0	市
322	25	夏針	岩井谷	A	2.73	0	0	5	0	0	市
322	26	夏針	姥ヶ瀬	C	0.18	0	0	8	0	0	市
322	27	安出	長沢	C	1.05	0	0	0	0	0	農
322	29	蛭野	植木	C	1.26	0	0	7	0	0	県
322	30	蛭野	白山	C	0.30	0	0	0	3	0	県
322	31	蛭野	遅沢	B	2.97	0	0	0	2	0	県
322	33	上戸倉	野出	A	5.70	0	0	0	2	1	林
322	34	上戸倉	砥ノ入	A	13.77	0	0	0	0	1	林
322	35	高松	中坪	C	3.00	0	0	7	0	0	市
322	37	刈羽	大沢	C	2.55	0	0	0	3	0	県
322	38	中名沢	家ノ浦	B	1.50	0	30	0	0	0	林
322	39	刈羽	大登	C	8.10	0	0	0	0	0	林
322	40	刈羽	大沢	C	1.44	0	0	0	1	0	県
322	41	蛭野	植木	C	0.12	0	0	0	3	0	県
322	43	蛭野	白山	B	0.30	0	0	0	0	1	県
322	44	蛭野	白山	B	1.56	0	0	0	0	1	市
322	45	蛭野	岩割	C	0.24	0	0	0	4	0	無
322	46	上戸倉	野出	A	0.90	0	15	0	0	0	県
322	47	上戸倉	野出	C	0.42	0	0	0	0	0	県
322	48	上戸倉	野出	B	1.17	0	0	0	0	0	県
322	49	上戸倉	砥ノ入	B	0.54	0	0	0	0	0	林
322	50	上戸倉	砥ノ入	B	1.56	0	0	0	0	0	林
322	51	夏針	山下	A	0.75	0	27	0	0	1	市
322	52	小面谷	井戸沢	A	0.63	0	14	0	0	1	県
322	53	下戸倉	城ノ入	A	12.16	54	0	0	0	1	県
322	54	仙見谷	タテ平	C	1.34	0	0	0	0	0	他
322	55	下杉川	日高沢	B	0.85	0	0	0	0	0	他
322	56	小面谷	井戸沢	B	0.41	0	10	0	0	0	県
322	57	笹目	下平	C	0.29	0	0	0	0	0	県
322	58	水戸野	大沢口	C	0.24	0	0	0	3	0	

4 - 3 雪崩危険箇所

(1) 雪崩危険箇所 I

箇所番号	位置		危険箇所名	地形		人家戸数	公共的施設		
	市町村	大字小字等地名		平均傾斜度	雪崩危険斜面面積 (m ²)		鉄道	県道	市道
218.02	五泉市	丸田	柿沢(1)	31	4500	7			70
218.03	五泉市	丸田	館ノ内	33	3320	6		120	
218.04	五泉市	橋田	四十九沢	27	5500	5			155
218.06	五泉市	山居	山居	19	36000	12			
218.07	五泉市	先鼻地	佐取	30	83000	31	430	380	430
218.08	五泉市	丸田	柿沢(2)	36	14000	6			140
218.10	五泉市	菅沢	菅沢(1)	27	42406	17		510	660
218.12	五泉市	不動堂	不動堂(1)	29	19483	9		300	495
322.03	五泉市	長橋	中村	23	8100	4			35
322.10	五泉市	牧	下栃林	22	17000	6			
322.11	五泉市	牧	上栃林	27	69500	9		250	
322.12	五泉市	牧	堤屋敷	27	12800	4			100
322.15	五泉市	御堂入	公園裏道	23	9900	12			
322.16	五泉市	焰硝蔵	学校裏	32	3100				
322.17	五泉市	大口	大口	29	34700	7			400
322.18	五泉市	別所	上別所	32	42600	7			
322.25	五泉市	高松	高松(1)	39	13000	8			200
322.28	五泉市	高松	高松(2)	36	15400	9			
322.29	五泉市	山谷	山谷	24	19300	4			
322.35	五泉市	夏針	夏針(1)	31	26000	7		150	430
322.36	五泉市	夏針	夏針(2)	32	234000	33		750	
322.37	五泉市	土渕	土渕	31	104000	12			1000
322.41	五泉市	下杉川	高牧	23	127400	9			350
322.42	五泉市	笹目	笹目	32	65000	19		400	350
322.45	五泉市	小面谷	小面谷	30	178600	21		450	
322.46	五泉市	笹目	高石	30	57800	26		250	250
322.48	五泉市	小面谷	田川内	28	92400	19		350	
322.49	五泉市	下杉川	杉川発電所	40	17300	1			200
322.53	五泉市	茨塚	山王中学	35	15400	20			240
322.55	五泉市	釜ノ罫	釜ノ罫	32	33778				403
322.59	五泉市	上大蒲原	上大蒲原(1)	25	22459	11			231
322.62	五泉市	蛭野	蛭野(2)	47	12655			86	79

(2) 雪崩危険箇所Ⅱ

箇所番号	位置		危険箇所名	地形		人家戸数	公共の施設		
	市町村	大字小字等地名		平均傾斜度	雪崩危険斜面面積 (㎡)		鉄道	県道	市道
218.01	五泉市	山崎	下野	25	46500	4			40
218.05	五泉市	尻上	金山	31	17000	4			50
218.13	五泉市	不動堂	不動堂 (2)	32	8070	4		314	145
322.31	五泉市	上戸倉	掛札	34	4400	3			
322.38	五泉市	松野	新水	24	190500	3			120
322.39	五泉市	松野	涌井	25	54600	2			
322.56	五泉市	高松	高松 (3)	39	22970	1			495
322.58	五泉市	小面谷	小面谷 (2)	30	14844	2			205
322.61	五泉市	川内	川内	39	16174	1		125	125

(3) 雪崩危険箇所Ⅲ

箇所番号	位置		危険箇所名	地形		人家戸数	公共の施設		
	市町村	大字小字等地名		平均傾斜度	雪崩危険斜面面積 (㎡)		鉄道	県道	市道
218.09	五泉市	佐取	佐取 (2)	30	177322		530		350
218.11	五泉市	菅沢	菅沢 (2)	31	13651				280
322.30	五泉市	蛭野	蛭野	29	16500				
322.54	五泉市	夏針	夏針 (3)	36	74293				2026
322.57	五泉市	高松	高松 (4)	35	17287				257
322.60	五泉市	上大蒲原	上大蒲原 (2)	32	51263				

(4) なたれ危険地区 (新潟県農林水産部)

調査番号	位 置			危険度等		
	市町村	大字	小字	発生危険度	保全対象重要度	危険箇所 の危険度
な 218-2	五泉市	佐取	先鼻地	b	H	A
な 218-3	五泉市	山崎	下野	b	H	A
な 218-4	五泉市	丸田	柿沢	c	H	B
な 218-5	五泉市	丸田	館の内	d	H	C
な 218-6	五泉市	橋田	四十九沢	d	H	C
な 218-7	五泉市	尻上	金山	d	H	C
な 218-8	五泉市	尻上	山居	d	H	C
な 322-2	五泉市	下杉川	高立	b	L	C
な 322-3	五泉市	下杉川	割岩	b	L	C
な 322-5	五泉市	阿弥陀瀬	塔ヶ平	b	L	C
な 322-6	五泉市	高松	下坪	d	L	C
な 322-7	五泉市	高松	中坪	d	H	C
な 322-8	五泉市	熊沢	中山	d	L	C
な 322-9	五泉市	川内	熊ノ沢	b	L	C

4-4 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
				(イエローゾーン)	(レッドゾーン)
1	上大蒲原	上大蒲原	急傾斜地の崩壊	2016/1/19	2016/1/19
2	上大蒲原	多羅ノ木	急傾斜地の崩壊	2016/1/19	2016/1/19
3	上大蒲原	長仙沢	土石流	2016/1/19	2016/1/19
4	上戸倉	シイナシ沢	土石流	2015/3/20	—
5	上戸倉	上戸倉(1)	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
6	上戸倉	上戸倉(2)	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
7	上戸倉	下の沢	土石流	2015/3/20	—
8	上戸倉	堂神川	土石流	2015/3/20	2015/3/20
9	上戸倉	掛札	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
10	上戸倉	荒沢	土石流	2015/3/20	—
11	上戸倉	道灌川	土石流	2015/3/20	2015/3/20
12	上戸倉	野出川	土石流	2015/3/20	—
13	上戸倉	香ヶ見沢	土石流	2015/3/20	—
14	下大蒲原	ラント沢	土石流	2016/1/19	—
15	下大蒲原	下大蒲原	土石流	2016/1/19	2016/1/19
16	下大蒲原	向山	急傾斜地の崩壊	2016/1/19	2016/1/19
17	下戸倉	下戸倉	急傾斜地の崩壊	2016/1/19	2016/1/19
18	下戸倉	下戸倉沢	土石流	2016/1/19	—
19	下杉川	下杉川(1)	急傾斜地の崩壊	2015/7/31	—
20	下杉川	下杉川(1)	土石流	2015/7/31	2015/7/31
21	下杉川	下杉川(H25)	地滑り	2015/9/29	—
22	下杉川	杉川発電所	急傾斜地の崩壊	2015/7/31	2015/7/31
23	下杉川	無沢	土石流	2015/7/31	—
24	下条	桐ノ木沢(1)	土石流	2009/6/5	2009/6/5
25	下条	桐ノ木沢(2)	土石流	2009/6/5	2009/6/5
26	不動堂	不動堂(1)	急傾斜地の崩壊	2015/2/24	2015/2/24
27	不動堂	不動堂(2)	急傾斜地の崩壊	2015/2/24	2015/2/24
28	不動堂	不動堂(3)	急傾斜地の崩壊	2015/2/24	2015/2/24

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
				(イエローゾーン)	(レッドゾーン)
29	不動堂	不動堂1	急傾斜地の崩壊	2015/2/24	2015/2/24
30	不動堂	不動堂2	急傾斜地の崩壊	2015/2/24	2015/2/24
31	不動堂	不動堂川	土石流	2015/2/24	2015/2/24
32	不動堂	不動沢	土石流	2015/2/24	—
33	不動堂	菅沢	土石流	2015/2/24	—
34	中名沢	上中名沢	急傾斜地の崩壊	2014/12/9	2014/12/9
35	中名沢	上中名沢	土石流	2014/12/9	2014/12/9
36	中名沢	中名沢	地滑り	2014/12/9	—
37	中名沢	中名沢(1)	急傾斜地の崩壊	2014/12/9	2014/12/9
38	中名沢	中名沢(1)	土石流	2014/12/9	—
39	中名沢	中名沢(2)	急傾斜地の崩壊	2014/12/9	2014/12/9
40	中名沢	中名沢(2)	土石流	2014/12/9	2014/12/9
41	中名沢	中名沢(3)	土石流	2014/12/9	—
42	中名沢	中名沢(4)	土石流	2014/12/9	—
43	中名沢	六人山沢	土石流	2014/12/9	—
44	中名沢	北田入	土石流	2014/12/9	—
45	中名沢	石投	急傾斜地の崩壊	2014/12/9	2014/12/9
46	中名沢	竜耕寺川	土石流	2014/12/9	2014/12/9
47	中名沢	袋沢(1)	土石流	2014/12/9	—
48	中名沢	袋沢(2)	土石流	2014/12/9	—
49	中名沢	袋沢(3)	土石流	2014/12/9	2014/12/9
50	中川新	新江川	土石流	2008/10/21	2008/10/21
51	中川新	竹ノ子沢	土石流	2013/11/5	2013/11/5
52	中川新	飲井沢	土石流	2013/11/5	2013/11/5
53	丸田	丸田	急傾斜地の崩壊	2012/10/12	2012/10/12
54	丸田	右館之内沢	土石流	2012/10/12	2012/10/12
55	丸田	小沢(1)	土石流	2012/10/12	2012/10/12
56	丸田	小沢(2)	土石流	2012/10/12	2012/10/12

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
				(イエローゾーン)	(レッドゾーン)
57	丸田	左館之内沢	土石流	2012/10/12	2012/10/12
58	丸田	日光寺川右支川	土石流	2012/10/12	—
59	丸田	日光寺川左支川	土石流	2012/10/12	—
60	丸田	柿沢	土石流	2012/10/12	2012/10/12
61	丸田	柿沢（1）	急傾斜地の崩壊	2012/10/12	2012/10/12
62	丸田	柿沢（2）	急傾斜地の崩壊	2012/10/12	2012/10/12
63	丸田	柿沢（3）	急傾斜地の崩壊	2012/10/12	2012/10/12
64	丸田	森林公園	急傾斜地の崩壊	2012/10/12	2012/10/12
65	丸田	館之内	急傾斜地の崩壊	2012/10/12	2012/10/12
66	丸田	館之内沢北沢	土石流	2012/10/12	2012/10/12
67	丸田	館之内沢右支川（1）	土石流	2012/10/12	2012/10/12
68	丸田	館之内沢右支川（2）	土石流	2012/10/12	2012/10/12
69	丸田	館之内沢左支川	土石流	2012/10/12	2012/10/12
70	丸田	館之内（2）	急傾斜地の崩壊	2012/10/12	2012/10/12
71	仙見谷	仙見谷(1)	急傾斜地の崩壊	2015/9/11	2015/9/11
72	仙見谷	仙見谷(1)	土石流	2015/9/11	2015/9/11
73	佐取	佐取（1）	急傾斜地の崩壊	2013/3/26	2013/3/26
74	佐取	佐取（2）	急傾斜地の崩壊	2013/3/26	2013/3/26
75	佐取	加生上沢川	土石流	2013/3/26	—
76	佐取	御蔵川	土石流	2013/3/26	—
77	佐取	成沢川（1）	土石流	2013/3/26	2013/3/26
78	佐取	成沢川（2）	土石流	2013/3/26	2013/3/26
79	佐取	水上沢川	土石流	2013/3/26	—
80	佐取	首戸沢川	土石流	2013/3/26	2013/3/26
81	刈羽	中丸1	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
82	刈羽	中丸2	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
83	刈羽	中丸4	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
84	刈羽	中丸5	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
				(イエローゾーン)	(レッドゾーン)
85	刈羽	中丸6	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
86	刈羽	中丸7	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
87	刈羽	亀徳	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
88	刈羽	二本松沢	土石流	2015/2/10	2015/2/10
89	刈羽	刈羽	地滑り	2015/2/10	—
90	刈羽	刈羽(1)	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	—
91	刈羽	刈羽(1)	土石流	2015/2/10	2015/2/10
92	刈羽	刈羽(2)	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
93	刈羽	刈羽(2)	土石流	2015/2/10	—
94	刈羽	刈羽(3)	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
95	刈羽	刈羽(3)	土石流	2015/2/10	2015/2/10
96	刈羽	刈羽(4)	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
97	刈羽	刈羽(4)	土石流	2015/2/10	—
98	刈羽	前の沢(1)	土石流	2015/2/10	2015/2/10
99	刈羽	前の沢(3)	土石流	2015/2/10	—
100	刈羽	前の沢(5)	土石流	2015/2/10	—
101	刈羽	勘兵衛沢(1)	土石流	2015/2/10	2015/2/10
102	刈羽	勘兵衛沢(2)	土石流	2015/2/10	—
103	刈羽	勘兵衛沢(3)	土石流	2015/2/10	—
104	刈羽	十二沢	土石流	2015/2/10	—
105	刈羽	十二社沢川	土石流	2015/2/10	2015/2/10
106	刈羽	宮畑沢	土石流	2015/2/10	2015/2/10
107	刈羽	羽場	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
108	刈羽	羽場	土石流	2015/2/10	2015/2/10
109	別所	別所(2)	土石流	2016/2/9	—
110	別所	別所(3)	急傾斜地の崩壊	2016/2/9	2016/2/9
111	別所	別所(3)	土石流	2016/2/9	—
112	別所	別所(4)	急傾斜地の崩壊	2016/2/9	2016/2/9

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
				(イエローゾーン)	(レッドゾーン)
113	別所	別所(5)	急傾斜地の崩壊	2016/2/9	2016/2/9
114	別所	別所乙1	急傾斜地の崩壊	2016/2/9	2016/2/9
115	別所	別所乙2	急傾斜地の崩壊	2016/2/9	2016/2/9
116	別所	別所甲1	急傾斜地の崩壊	2016/2/9	2016/2/9
117	別所	別所甲2	急傾斜地の崩壊	2016/2/9	2016/2/9
118	夏針	城沢	土石流	2015/2/10	2015/2/10
119	夏針	夏針(1)	土石流	2015/2/10	—
120	夏針	夏針(2)	土石流	2015/2/10	—
121	夏針	夏針丙	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
122	夏針	夏針乙	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
123	夏針	夏針沢	土石流	2015/2/10	2015/2/10
124	夏針	夏針甲	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
125	夏針	宮の沢	土石流	2015/2/10	2015/2/10
126	夏針	神明入川	土石流	2015/2/10	—
127	夏針	神明沢	土石流	2015/2/10	2015/2/10
128	大口	大口	急傾斜地の崩壊	2008/10/21	2008/10/21
129	大口	大口(2)	急傾斜地の崩壊	2016/2/9	2016/2/9
130	大沢	大沢(1)	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
131	大沢	大沢(1)	土石流	2015/2/10	2015/2/10
132	大沢	大沢(2)	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
133	大蔵	大蔵(1)	急傾斜地の崩壊	2013/10/4	2013/10/4
134	大蔵	大蔵(2)	急傾斜地の崩壊	2013/10/4	2013/10/4
135	大蔵	大蔵川	土石流	2013/10/4	—
136	大蔵	風越川	土石流	2013/10/4	2013/10/4
137	大谷	大谷小沢	土石流	2012/8/3	—
138	大須郷	中ノ沢	土石流	2013/11/5	—
139	大須郷	中ノ沢(2)	土石流	2013/11/5	2013/11/5
140	大須郷	中ノ沢(3)	土石流	2013/11/5	—

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
				(イエローゾーン)	(レッドゾーン)
141	大須郷	中ノ沢(4)	土石流	2013/11/5	—
142	大須郷	大須郷(3)	土石流	2013/11/5	—
143	安出	安出	急傾斜地の崩壊	2016/2/9	2016/2/9
144	安出	安出(2)	土石流	2016/2/9	2016/2/9
145	寺田	オオサワ	土石流	2016/1/19	—
146	寺田	寺田(1)	急傾斜地の崩壊	2016/1/19	2016/1/19
147	寺田	寺田(2)	急傾斜地の崩壊	2016/1/19	2016/1/19
148	寺田	寺田1	土石流	2016/1/19	—
149	寺田	寺田2	土石流	2016/1/19	2016/1/19
150	寺田	寺田3	土石流	2016/1/19	2016/1/19
151	寺田	寺田4	土石流	2016/1/19	—
152	寺田	寺田5	土石流	2016/1/19	2016/1/19
153	寺田	寺田6	土石流	2016/1/19	—
154	寺田	寺田7	土石流	2016/1/19	—
155	寺田	寺田甲	急傾斜地の崩壊	2016/1/19	2016/1/19
156	寺田	新造沢	土石流	2016/1/19	—
157	寺田	諏訪沢	土石流	2016/1/19	—
158	新潟市秋葉区小口	桐ノ木沢(3)	土石流	2009/6/5	2009/6/5
159	小山田	大須郷(1)	土石流	2013/11/5	—
160	小山田	大須郷(2)	土石流	2013/11/5	2013/11/5
161	小山田	尾白川	土石流	2009/12/11	
162	小熊	小熊乙	急傾斜地の崩壊	2012/9/21	2012/9/21
163	小熊	小熊沢	土石流	2012/9/21	—
164	小熊	小熊甲	急傾斜地の崩壊	2012/9/21	2012/9/21
165	小熊	稻荷山沢	土石流	2012/9/21	—
166	小面谷	ドクイ沢	土石流	2015/9/15	2015/9/15
167	小面谷	中川原沢	土石流	2015/9/15	2015/9/15
168	小面谷	中沢	土石流	2015/9/15	—

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
				(イエローゾーン)	(レッドゾーン)
169	小面谷	井戸沢	土石流	2015/9/15	—
170	小面谷	小面谷	急傾斜地の崩壊	2015/9/15	2015/9/15
171	小面谷	小面谷(2)	急傾斜地の崩壊	2015/9/15	2015/9/15
172	小面谷	田川内1	急傾斜地の崩壊	2015/9/15	2015/9/15
173	小面谷	田川内2	急傾斜地の崩壊	2015/9/15	2015/9/15
174	小面谷	田川内沢	土石流	2015/9/15	—
175	尻上	中の沢	土石流	2015/2/24	—
176	尻上	大沢越	土石流	2012/2/21	2012/2/21
177	尻上	宮古	急傾斜地の崩壊	2015/2/24	2015/2/24
178	尻上	宮古(1)	急傾斜地の崩壊	2015/2/24	2015/2/24
179	尻上	宮古(1)	土石流	2015/2/24	2015/2/24
180	尻上	宮古(2)	急傾斜地の崩壊	2015/2/24	2015/2/24
181	尻上	宮古(2)	土石流	2015/2/24	—
182	尻上	宮古(3)	急傾斜地の崩壊	2015/2/24	2015/2/24
183	尻上	宮古(3)	土石流	2015/2/24	—
184	尻上	尻上	急傾斜地の崩壊	2012/2/21	2012/2/21
185	尻上	尻上(1)	急傾斜地の崩壊	2015/2/24	2015/2/24
186	尻上	尻上沢	土石流	2015/2/24	2015/2/24
187	尻上	山際1	急傾斜地の崩壊	2012/2/21	2012/2/21
188	尻上	山際2	急傾斜地の崩壊	2012/2/21	2012/2/21
189	尻上	火葬沢	土石流	2015/2/24	—
190	尻上	竹ノ沢	土石流	2015/2/24	—
191	尻上	辻ヶ入1	急傾斜地の崩壊	2015/2/24	2015/2/24
192	尻上	辻ヶ入2	急傾斜地の崩壊	2015/2/24	2015/2/24
193	尻上	辻ヶ入3	急傾斜地の崩壊	2015/2/24	2015/2/24
194	尻上	金山	急傾斜地の崩壊	2015/2/24	2015/2/24
195	尻上	金山沢	土石流	2015/2/24	—
196	尻上	金田沢	土石流	2012/2/21	2012/2/21

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
				(イエローゾーン)	(レッドゾーン)
197	尻上	金田沢1	土石流	2012/2/21	2012/2/21
198	山崎	スワダ沢	土石流	2012/8/3	—
199	山崎	加王寺沢	土石流	2012/8/3	2012/8/3
200	山崎	北スワダ沢	土石流	2012/8/3	—
201	山崎	山崎沢	土石流	2012/8/3	—
202	山崎	山崎(1)	急傾斜地の崩壊	2012/8/3	2018/12/21
203	山崎	山崎(2)	急傾斜地の崩壊	2012/8/3	2012/8/3
204	山崎	樺谷	急傾斜地の崩壊	2012/8/3	2012/8/3
205	山崎	藤釣	土石流	2012/8/3	—
206	山崎	高田沢右支川	土石流	2012/8/3	—
207	山崎	高田沢左支川	土石流	2012/8/3	—
208	山谷	山谷	急傾斜地の崩壊	2016/1/19	2016/1/19
209	山谷	山谷(1)	土石流	2016/1/19	—
210	山谷	山谷(2)	急傾斜地の崩壊	2016/1/19	2016/1/19
211	山谷	山谷(2)	土石流	2016/1/19	—
212	山谷	深沢	土石流	2016/1/19	2016/1/19
213	川内	寺川(1)	土石流	2015/2/10	—
214	川内	寺川(2)	土石流	2015/2/10	—
215	川内	川内	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
216	川内	川内(1)	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
217	川内	川内(1)	土石流	2015/2/10	—
218	新屋	新屋	急傾斜地の崩壊	2016/2/9	2016/2/9
219	暮坪	暮坪(1)	土石流	2016/1/19	—
220	暮坪	暮坪(2)	土石流	2016/1/19	—
221	村松	上宝町	急傾斜地の崩壊	2016/3/1	2016/3/1
222	村松	公園通・学校町	急傾斜地の崩壊	2016/3/1	2016/3/1
223	村松	学校町	土石流	2016/3/1	—
224	村松	寺町(1)	急傾斜地の崩壊	2016/3/1	2016/3/1

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
				(イエローゾーン)	(レッドゾーン)
225	村松	寺町(2)	急傾斜地の崩壊	2016/3/1	2016/3/1
226	村松	山王体育館	急傾斜地の崩壊	2016/3/1	—
227	村松	春日小路	急傾斜地の崩壊	2016/3/1	2016/3/1
228	村松	曙町	急傾斜地の崩壊	2016/3/1	—
229	村松	村松高校前	急傾斜地の崩壊	2016/3/1	2016/3/1
230	村松	深沢	急傾斜地の崩壊	2016/3/1	2016/3/1
231	村松	深沢	土石流	2016/3/1	—
232	村松	薬師小路	急傾斜地の崩壊	2016/3/1	2016/3/1
233	松野	宮の沢	土石流	2015/2/24	—
234	松野	新水	急傾斜地の崩壊	2015/2/24	2015/2/24
235	松野	松野(1)	土石流	2015/2/24	—
236	松野	松野沢	土石流	2015/2/24	—
237	松野	涌井	急傾斜地の崩壊	2015/2/24	2015/2/24
238	柄沢	上の入川	土石流	2015/2/10	2015/2/10
239	柄沢	柄沢(1)	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
240	柄沢	柄沢(1)	土石流	2015/2/10	2015/2/10
241	柄沢	柄沢(2)	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
242	横渡	横渡沢	土石流	2015/9/29	—
243	橋田	シュンガ入沢	土石流	2011/2/22	2011/2/22
244	橋田	シュンガ入沢②	土石流	2011/2/22	2011/2/22
245	橋田	下の沢(1)	土石流	2011/2/22	2011/2/22
246	橋田	下の沢(2)	土石流	2011/2/22	2011/2/22
247	橋田	下の沢(3)	土石流	2011/2/22	2011/2/22
248	橋田	中山沢	土石流	2011/2/22	2011/2/22
249	橋田	仙道沢(1)	土石流	2011/2/22	2011/2/22
250	橋田	仙道沢(2)	土石流	2011/2/22	2011/2/22
251	橋田	八反坂(1)	土石流	2011/2/22	2011/2/22
252	橋田	八反坂(2)	土石流	2011/2/22	2011/2/22

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
				(イエローゾーン)	(レッドゾーン)
253	橋田	八反坂（3）	土石流	2011/2/22	2011/2/22
254	橋田	十ヶ沢	土石流	2011/2/22	2011/2/22
255	橋田	四十九	土石流	2011/2/22	2011/2/22
256	橋田	四十九沢	急傾斜地の崩壊	2011/2/22	2018/12/21
257	橋田	四十九沢	土石流	2011/2/22	2011/2/22
258	橋田	妖怪沢	土石流	2012/2/21	2012/2/21
259	橋田	寺入	急傾斜地の崩壊	2011/2/22	2018/12/21
260	橋田	寺本	急傾斜地の崩壊	2011/2/22	2011/2/22
261	橋田	寺本沢①	土石流	2011/2/22	2011/2/22
262	橋田	寺本沢②	土石流	2011/2/22	2011/2/22
263	橋田	寺本沢③	土石流	2011/2/22	2011/2/22
264	橋田	寺本沢（1）	土石流	2011/2/22	2011/2/22
265	橋田	寺本沢（2）	土石流	2011/2/22	2011/2/22
266	橋田	寺本1	急傾斜地の崩壊	2011/2/22	2011/2/22
267	橋田	山の越	土石流	2012/2/21	2012/2/21
268	橋田	後田川（1）	土石流	2012/2/21	2012/2/21
269	橋田	後田川（2）	土石流	2012/2/21	2012/2/21
270	橋田	後田川（3）	土石流	2012/2/21	2012/2/21
271	橋田	後田川（4）	土石流	2012/2/21	2012/2/21
272	橋田	橋田	急傾斜地の崩壊	2011/2/22	2011/2/22
273	橋田	橋田2	急傾斜地の崩壊	2011/2/22	2011/2/22
274	橋田	滝の入川（1）	土石流	2011/2/22	2011/2/22
275	橋田	滝の入川（2）	土石流	2011/2/22	2011/2/22
276	橋田	牧ノ入川	土石流	2011/2/22	2011/2/22
277	橋田	門前2	急傾斜地の崩壊	2011/2/22	2011/2/22
278	橋田	門前3	急傾斜地の崩壊	2011/2/22	2011/2/22
279	橋田	黒加茂入沢	土石流	2011/2/22	2011/2/22
280	水戸野	水戸野沢	土石流	2015/2/10	2015/2/10

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
				(イエローゾーン)	(レッドゾーン)
281	熊沢	大門先1	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
282	熊沢	大門先2	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
283	熊沢	寺入	土石流	2015/2/10	2015/2/10
284	熊沢	熊沢(1)	急傾斜地の崩壊	2015/2/10	2015/2/10
285	熊沢	熊沢(1)	土石流	2015/2/10	2015/2/10
286	熊沢	鴻沢	土石流	2015/2/10	2015/2/10
287	牧	下土倉沢	土石流	2019/5/31	2019/5/31
288	牧	与右エ門沢	土石流	2015/3/13	—
289	牧	埃沢(1)	急傾斜地の崩壊	2015/3/13	2015/3/13
290	牧	埃沢(2)	急傾斜地の崩壊	2015/3/13	2015/3/13
291	牧	城ヶ沢	土石流	2015/3/13	2015/3/13
292	牧	寺下(1)	急傾斜地の崩壊	2015/3/13	2015/3/13
293	牧	寺下(2)	急傾斜地の崩壊	2015/3/13	2015/3/13
294	牧	平	急傾斜地の崩壊	2015/3/13	2015/3/13
295	牧	林の沢	土石流	2015/3/13	2015/3/13
296	牧	栃林	急傾斜地の崩壊	2015/3/13	2015/3/13
297	牧	福昌寺	土石流	2015/3/13	—
298	番坂	番坂(1)	急傾斜地の崩壊	2016/3/1	—
299	番坂	番坂(2)	急傾斜地の崩壊	2016/3/1	—
300	番坂	番坂(3)	急傾斜地の崩壊	2016/3/1	—
301	笹目	二の沢	土石流	2015/9/15	2015/9/15
302	笹目	大沢	土石流	2015/9/15	2015/9/15
303	笹目	小木谷沢	土石流	2015/9/15	2015/9/15
304	笹目	小木谷沢川	土石流	2015/9/15	2015/9/15
305	笹目	小高石川	土石流	2015/9/15	2015/9/15
306	笹目	濁沢	地滑り	2015/9/15	—
307	笹目	笹目	急傾斜地の崩壊	2015/9/15	2015/9/15
308	笹目	笹目(1)	土石流	2015/9/15	—

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
				(イエローゾーン)	(レッドゾーン)
309	笹目	笹目(2)	急傾斜地の崩壊	2015/9/15	2015/9/15
310	笹目	高石	地滑り	2015/9/15	—
311	笹目	高石甲	急傾斜地の崩壊	2015/9/15	2015/9/15
312	菅出	柳沢	土石流	2008/10/21	2008/10/21
313	菅沢	井戸上沢	土石流	2015/2/24	2015/2/24
314	菅沢	宮の沢	土石流	2015/2/24	2015/2/24
315	菅沢	小沢	土石流	2015/2/24	—
316	菅沢	菅沢	地滑り	2015/2/24	—
317	菅沢	菅沢(1)	急傾斜地の崩壊	2015/2/24	2015/2/24
318	菅沢	菅沢(2)	急傾斜地の崩壊	2015/2/24	2015/2/24
319	菅沢	菅沢(3)	急傾斜地の崩壊	2015/2/24	2015/2/24
320	菅沢	菅沢(4)	急傾斜地の崩壊	2015/2/24	2015/2/24
321	蛭野	カヤ山沢	土石流	2016/2/9	2016/2/9
322	蛭野	ホホヅキ沢	土石流	2016/2/9	—
323	蛭野	モグラ沢	土石流	2016/2/9	2016/2/9
324	蛭野	滝谷川	土石流	2016/2/9	—
325	蛭野	蛭野	急傾斜地の崩壊	2016/2/9	2016/2/9
326	蛭野	蛭野	土石流	2016/2/9	2016/2/9
327	蛭野	蛭野(10)	土石流	2016/2/9	—
328	蛭野	蛭野(11)	土石流	2016/2/9	2016/2/9
329	蛭野	蛭野(2)	急傾斜地の崩壊	2016/2/9	2016/2/9
330	蛭野	蛭野(2)	土石流	2016/2/9	—
331	蛭野	蛭野(3)	急傾斜地の崩壊	2016/2/9	2016/2/9
332	蛭野	蛭野(3)	土石流	2016/2/9	—
333	蛭野	蛭野(4)	急傾斜地の崩壊	2016/2/9	—
334	蛭野	蛭野(4)	土石流	2016/2/9	—
335	蛭野	蛭野(5)	土石流	2016/2/9	—
336	蛭野	蛭野(6)	土石流	2016/2/9	—

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
				(イエローゾーン)	(レッドゾーン)
337	蛭野	蛭野(7)	土石流	2016/2/9	2016/2/9
338	蛭野	蛭野(8)	土石流	2016/2/9	—
339	蛭野	蛭野(9)	土石流	2016/2/9	—
340	蛭野	門前川	土石流	2016/2/9	—
341	蛭野	門前川(2)	土石流	2016/2/9	2016/2/9
342	蛭野	鳥沢	土石流	2016/2/9	—
343	長橋乙	中村	急傾斜地の崩壊	2008/10/21	2008/10/21
344	長橋乙	中村	土石流	2008/10/21	2008/10/21
345	長橋乙	中村川	土石流	2008/10/21	—
346	阿弥陀瀬	内の沢	土石流	2015/9/29	—
347	阿弥陀瀬	塔ヶ平	急傾斜地の崩壊	2015/9/29	2015/9/29
348	阿弥陀瀬	阿弥陀瀬(1)	急傾斜地の崩壊	2015/9/29	2015/9/29
349	馬下	下谷大沢川	土石流	2011/2/22	2011/2/22
350	馬下	加治ヶ入沢	土石流	2011/2/22	—
351	馬下	大谷川	土石流	2012/8/3	2012/8/3
352	馬下	大谷田沢(1)	土石流	2012/8/3	2012/8/3
353	馬下	大谷田沢(2)	土石流	2012/8/3	2012/8/3
354	馬下	水頭沢	土石流	2011/2/22	2011/2/22
355	馬下	田頭沢	土石流	2012/8/3	2012/8/3
356	馬下	竹林沢	土石流	2011/2/22	2011/2/22
357	馬下	草ヶ入沢川右支溪流	土石流	2011/2/22	2011/2/22
358	馬下	草ヶ入沢(1)	土石流	2012/8/3	2012/8/3
359	馬下	草ヶ入沢(2)	土石流	2012/8/3	2012/8/3
360	馬下	葦ヶ成沢川	土石流	2011/2/22	2011/2/22
361	高松	下の沢(1)	土石流	2015/3/20	2015/3/20
362	高松	下の沢(2)	土石流	2015/3/20	2015/3/20
363	高松	下坪	土石流	2015/3/20	—
364	高松	中の沢	土石流	2015/3/20	—

番号	所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
				警戒区域	特別警戒区域
				(イエローゾーン)	(レッドゾーン)
365	高松	中坪	土石流	2015/3/20	—
366	高松	中坪1	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
367	高松	中坪2	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
368	高松	大入川	土石流	2015/3/20	2015/3/20
369	高松	高松	地滑り	2015/3/20	—
370	高松	高松(1)	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
371	高松	高松(2)	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
372	高松	高松(3)	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
373	高松	高松(3)	土石流	2015/3/20	2015/3/20
374	高松	高松(4)	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
375	高松	高松(4)	土石流	2015/3/20	—
376	高松	高松(5)	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
377	高松	高松(5)	土石流	2015/3/20	2015/3/20
378	高松	高松(6)	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
379	高松	高松(6)	土石流	2015/3/20	2015/3/20
380	高松	高松(7)	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
381	高松	高松(7)	土石流	2015/3/20	—
382	高松	高松丁	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20
383	高松	高松甲	急傾斜地の崩壊	2015/3/20	2015/3/20

4-5 土砂災害警戒区域・特別警戒区域内の要配慮者利用施設

番号	施設名	住所	設置主体
1	五泉はじめデイサービスセンター 0250-47-1066	馬下1381	(福) 親永会 025-247-0794
2	特別養護老人ホーム菅名の里 0250-47-1080	馬下1814-19	(福) 中東福祉会 0250-47-4500
3	特別養護老人ホームまおろしの郷 0250-47-1070	馬下1429	
4	障害者支援施設いずみの里 0250-47-2213	中川新1498	
5	障害者支援施設ふなおか更生園 0250-47-7070	尻上118	新潟県中東福祉事務組合 0250-42-0833
6	福祉型障害児入所施設ふなおか学園 0250-47-7860	尻上118	
7	フレンズポートふなおか 0250-42-0860	尻上118	
8	障害者グループホーム青空 0250-42-1399	尻上192-2	
9	新潟県立五泉特別支援学校 0250-43-4370	尻上173	新潟県
10	特別養護老人ホームみどりの園 0250-47-5700	村松甲5551-1	(福) みどり心育会 0250-58-6144
11	特別養護老人ホーム愛松園 0250-58-5725	番坂新174-2	さくら福祉保健事務組合 0250-58-5725
12	はしだ保育園 0250-43-1290	橋田1422-1	五泉市 (こども家庭課) 0250-43-3911

4-6 保安林指定箇所

(1) 水源かん養保安林

指定番号	位 置			指定面積 (ha)
	市町村	大 字	字 地 番	
218-0260	五泉市	大 蔵	風 越 4349	135800
218-0261	五泉市	大 蔵	風 越 4350	245500
218-0262	五泉市	大 蔵	風 越 4345	41100
218-0263	五泉市	大 蔵	風 越 4345	65800
218-0264	五泉市	大 蔵	風 越 4346	57800
218-0265	五泉市	大 蔵	風 越 4347-1外2	619500
218-0266	五泉市	大 蔵	大 沢 4339-3外1	931700
218-0267	五泉市	大 蔵	大 沢 4339-1	806500
218-0200	五泉市	小山田	永徳畑 1388-54外11	86890
218-0230	五泉市	小山田	トコ沢 1364-181	107600
218-0231	五泉市	小山田	トコ沢 1364-174外3	389900
218-0232	五泉市	小山田	トコ沢 1364-181外1	358000
218-0150	五泉市	馬 下	水 頭 1890-己2外4	124425
218-0500	五泉市	丸 田	館ノ内 戊197外71	184990
322-0421	五泉市	小面谷	布沢飛石 外4 3045 外5	771600
322-0430	五泉市	小面谷	ホト原ヨリ谷 外2 2957 外5	2327381
322-0420	五泉市	小面谷	飛 石 2966	792500
322-0400	五泉市	仙見谷	水 上 外1 1365 外2	68000
322-0470	五泉市	仙見谷	ケイシ山 外4 2505-乙 外269	3098900
322-0155	五泉市	上戸倉	無 沢 1934 外 1	1617200
322-0153	五泉市	上戸倉	野 出 1679-1 外3	114500
322-0150	五泉市	上戸倉	野 出 外1 1233 外43	1868372
322-0151	五泉市	上戸倉	砥ノ入 外1 1067 外109	1492522
322-0170	五泉市	山 谷	岩 割 1 外5	118300
322-0060	五泉市	牧	平 3368-1 外44	283200
322-0050	五泉市	中野橋	八 石 乙454 外387	3260403
322-0051	五泉市	中野橋	大 登 外1 乙209 外47	24391
322-0154	五泉市	下戸倉	城ノ入 1597-3 外14	3730273
322-0152	五泉市	上戸倉	砥ノ入 外1 1049 外66	226986
322-0600	五泉市	下大蒲原	大 倉 1522 外20	49800

(2) 土砂流出防備保安林

指定番号	位 置			指定面積 (ha)
	市町村	大 字	字 地 番	
218-0240	五泉市	柄 沢	上ノ入 1011外2	80500
218-0250	五泉市	柄 沢	牧ノ入 998-1外3	266600
218-0139	五泉市	小山田	一ト村木 1366	274170
218-0180	五泉市	小山田	蟹 沢 1298-35外81	58700
218-0190	五泉市	小山田	悪戸ガリ 1379-21外10	17365
218-0210	五泉市	小山田	トコ沢 1364-113外10	01063
218-0220	五泉市	小山田	トコ沢 1364-161外2	00168
218-0138	五泉市	小栗山	大 沢 759	82474
218-0170	五泉市	大 谷	片平沢 398-1外3	00954
218-0130	五泉市	馬 下	大 沢 1868卯外3	00633
218-0131	五泉市	馬 下	大 沢 1869外1	00517
218-0132	五泉市	馬 下	大 沢 1870-子外1	02290
218-0133	五泉市	馬 下	大 沢 1870-2外1	02200
218-0134	五泉市	馬 下	大 沢 1870-1外2	91000
218-0135	五泉市	馬 下	大 沢 1872-2外1	76800
218-0136	五泉市	馬 下	大 沢 1871-1	164201
218-0140	五泉市	馬 下	大 沢 1866-1外21	37000
218-0160	五泉市	馬 下	草ヶ入 1910-2	85831
218-0161	五泉市	馬 下	草ヶ入 1910-1	162700
218-0162	五泉市	馬 下	草ヶ入 1910-3	83100
218-0137	五泉市	馬 下	鳴沢山 6885-1外1	1036263
218-0060	五泉市	橋 田	四十九沢 戊70外2	16060
218-0300	五泉市	橋 田	四十九沢 戊75外6	12120
218-0021	五泉市	橋 田	岡田入 戊267外20	17050
218-0030	五泉市	橋 田	門 前 己69外8	02400
218-0800	五泉市	橋 田	ナナトウ 己81外234	522900
218-0810	五泉市	橋 田	ナナトウ 己135-1外5	02000
218-0020	五泉市	橋 田	ナシノキ 戊222外30	65500
218-0050	五泉市	橋 田	タキノ入 己546外2	00145
218-0400	五泉市	橋 田	高 立 己649外70	80205
申請中	五泉市	橋 田	高 立 己744外1	06366
218-0070	五泉市	橋 田	八反坂 己799外25	48100
218-0071	五泉市	橋 田	八反坂 己825-1外7	01456
218-0820	五泉市	橋 田	八反坂 己857-1外37	64600
218-0080	五泉市	橋 田	護摩堂 辛262-1外9	81000
218-0090	五泉市	橋 田	護摩堂 丑44外5	05100
218-0091	五泉市	橋 田	護摩堂 丑58外10	13600

指定番号	位 置				指定面積 (ha)
	市町村	大 字	字	地 番	
218-0840	五泉市	橋 田	大 沢	庚131	01900
218-0022	五泉市	橋 田	ホトケチ	戊708外19	49800
218-0700	五泉市	尻 上	金 山	乙492外9	12603
322-0230	五泉市	笹 目	長淵 外2	1952-1 外151	204272
322-0290	五泉市	小面谷	小 落	2789	341800
322-0490	五泉市	小面谷	川内山	2965-乙	1013190
322-0491	五泉市	小面谷	川内山	2965-1 外2	101303
322-0210	五泉市	小面谷	浦山 外2	1285 外5	12600
322-0200	五泉市	小面谷	井戸沢	1210-子 外39	270600
322-0201	五泉市	小面谷	下ノ沢 外1	1104 外48	119200
322-0280	五泉市	小面谷	林キハ 外1	328 外26	273700
322-0202	五泉市	小面谷	井戸沢	1207-2 外14	00972
322-0240	五泉市	小面谷	布 沢	3151 外2	00560
322-0220	五泉市	小面谷	上ノ平 外1	531 外1	00684
322-0450	五泉市	仙見谷	向 山	1750 外11	65800
322-0460	五泉市	仙見谷	タテ平	1974 外8	80300
322-0390	五泉市	仙見谷	下屋敷 外1	157-2 外9	02500
322-0451	五泉市	仙見谷	向 山	1753	04900
322-0360	五泉市	仙見谷	名 古	19 外1	00023
322-0370	五泉市	仙見谷	十二裏 外1	905-1 外1	00240
322-0380	五泉市	仙見谷	草場ヨリ横道通 外1	655-1 外6	01127
322-0340	五泉市	夏 針	山 下	386 外3	01185
322-0330	五泉市	夏 針	川 原 外3	1591 外9	01368
322-0120	五泉市	蛭 野	白 山	876-3	00960
322-0110	五泉市	蛭 野	植木 外1	917 外8	00995
322-0121	五泉市	蛭 野	白 山	876-3	01750
322-0100	五泉市	安 出	長 沢	1677	01500
322-0040	五泉市	刈 羽	北 山	丙311	00185
322-0190	五泉市	松 野	涌井 外3	587 外7	01560
322-0480	五泉市	下杉川	カイワ淵	730 外4	69700
322-0161	五泉市	蛭 野	白 山	860	202000
322-0080	五泉市	村 松	愛宕原 外1	甲3300 外9	140600
322-0530	五泉市	小面谷	小 落	2828 外6	17891
322-0540	五泉市	笹 目	前岩山 外3	3129 外11	1095600
322-0560	五泉市	水戸野	屋敷添 外2	273 外48	127600
322-0550	五泉市	夏 針	山 下	243 外35	64300
322-0580	五泉市	夏 針	姥ヶ瀬	1345 外3	43100
322-0140	五泉市	蛭 野	白 山	872-1 外1	01871

指定番号	位			置	指定面積 (ha)
	市町村	大字	字	地番	
322-0160	五泉市	蛭野	中田	805-1 外14	419200
58	五泉市	蛭野	白山	866	421400
322-0461	五泉市	仙見谷	タテ平	1968 外5	09100
322-0462	五泉市	仙見谷	タテ平	2004 外6	12900
322-0180	五泉市	土淵	裏田 外1	270 外11	59000
322-0500	五泉市	笹目	沼越道	3364-10	62500
322-0590	五泉市	小面谷	居平 外1	122 外50	48900
322-0610	五泉市	笹目	ソフ沢 外1	2791 外7	40700

(3) 土砂崩壊防備保安林

指定番号	位			置	指定面積 (ha)
	市町村	大字	字	地番	
218-0120	五泉市	佐取	水上沢	6733-2	09900
218-0040	五泉市	橋田	門前	己61	02000
218-0830	五泉市	橋田	寺入	戊887外4	13400
218-0092	五泉市	橋田	家ノ前	丑285外1	11500
218-0100	五泉市	橋田	啞ノ古木	己265外2	01199
申請中	五泉市	橋田	寺本	戊132外2	04051
218-1000	五泉市	尻上	山居	丙45-1外4	07540
218-0010	五泉市	丸田	日光寺	戊553外8	19550
322-0010	五泉市	中名沢	家ノ浦	己105-1 外1	09400
322-0020	五泉市	刈羽	北山	丙234 外2	04700
322-0030	五泉市	牧	挨沢	2491-4 外10	08400
322-0130	五泉市	上戸倉	掛札	575-3	02459
322-0570	五泉市	上大蒲原	上山	865-1 外1	14900

(4) 雪崩防止保安林

指定番号	位			置	指定面積 (ha)
	市町村	大字	字	地番	
218-0110	五泉市	佐取	先鼻地	6886	01300
218-0280	五泉市	尻上	山居	丙49-1外2	01800
322-0271	五泉市	下杉川	高立	1702-1 外6	04917
322-0270	五泉市	下杉川	割岩	1564-1 外1	00229
322-0272	五泉市	下杉川	割岩	1570-1 外12	44877
322-0273	五泉市	下杉川	高立	1701-3 外8	05141
322-0440	五泉市	仙見谷	フキノマ	3144-1 外1	04386
322-0441	五泉市	仙見谷	フキノマ	3145-1 外1	05199
322-0410	五泉市	仙見谷	フキノマ	3176-1 外1	04100
322-0411	五泉市	仙見谷	フキノマ	3175 外7	23876

指定番号	位			置	指定面積 (ha)
	市町村	大 字	字	地 番	
322-0442	五泉市	仙見谷	フキノマ	3142-1 外2	01731
322-0350	五泉市	仙見谷	名 古	1-1 外2	05580
322-0351	五泉市	仙見谷	名 古	2-1 外57	97353
322-0310	五泉市	夏 針	中 山	312	09900
322-0320	五泉市	夏 針	名 古	999-1	02155
322-0321	五泉市	夏 針	名 古	999 外 4	06371
322-0300	五泉市	熊 沢	中 山	1068-甲 外27	19900
322-0260	五泉市	笹 目	用水山	791	14800
322-0250	五泉市	笹 目	イノ花 外1	1245-1 外8	08586
322-0090	五泉市	高 松	中 坪	728-2	11107
322-0510	五泉市	土 渕	城山下	48-1	02300

(5) 保健保安林

指定番号	位			置	指定面積 (ha)
	市町村	大 字	字	地 番	
218-0600	五泉市	丸 田	館ノ内	戊197外71	184990
322-0070	五泉市	村 松	愛宕原 外1	甲3300 外9	140600
322-0071	五泉市	村 松	御堂入	甲3482-1 外3	01700

(6) 落石防止保安林

指定番号	位			置	指定面積 (ha)
	市町村	大 字	字	地 番	
322-0520	五泉市	上杉川	向 山	1935 外2	61600

令和7年4月末

集落名	世帯数	人口	備考
佐取	40	72	
菅沢	14	37	
宮古	38	101	
高松	26	73	
夏針	33	92	
土淵	12	32	
高牧	5	8	
笹目	13	29	
中川原	12	26	
小面谷	12	31	
高石	14	28	
田川内	13	20	
計	232	551	

4-8 消防に関する資料

(令和6年3月末現在)

(1) 市内防火水槽、耐震性貯水槽設置数

防火水槽の規模	設置数(本署)	設置数(分署)
40立方メートル以上	74基	35基
20立方メートル以上 40立方メートル未満	43基	38基
20立方メートル未満	14基	4基
合計	131基	77基

(2) 消防団の現状

消防団本部					
団長 1人					
五泉方面隊		村松方面隊		女性分団	
分団数	6分団	分団数	8分団	分団数	1分団
部数	34部	部数	38部	部数	1部
団員数	328人	団員数	299人	団員数	19人
小型動力ポンプ	34台	小型動力ポンプ	38台		
小型動力ポンプ付積載車	34台	小型動力ポンプ付積載車	38台		

(3) 五泉市消防本部が締結している広域消防相互応援協定

消防応援協定	2市
新潟県広域消防相互応援協定	19消防本部
北陸、磐越及び日本海東北自動車道 消防相互応援協定	3市
阿賀野市消防相互応援協定	2消防本部
加茂市、田上町消防衛生保育組合消防 相互応援協定	2消防本部

(4) 五泉市内危険物所有施設の現状

本署管内

製造所等		貯 蔵 所							取 扱 所				事業所数	
年 別	合 計	屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	屋 外	給 油			一 般		第 一 種 販 売
									屋 外	屋 内	自 家 用			
令和5年	78	3	6	1	17		22	1	8	3	6	11		39

分署管内

製造所等		貯 蔵 所							取 扱 所				事業所数	
年 別	合 計	屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	屋 外	給 油			一 般		第 一 種 販 売
									屋 外	屋 内	自 家 用			
令和5年	73	4	4	1	17		18		9	2	9	9	1	45

4-9 市道一覧表

単位：km (R7.4.1現在)

市道の現況（全体）

管理者別	道路種別	実延長	改良・未改良別		種 類 別			舗装率 (%)
			改良済	未改良	道路	橋・高架	トンネル	
五泉市	一級	88.6	78.9	8.7	86.3	1.5	0.0	98.31
〃	二級	47.8	37.9	9.8	47.0	0.7	0.0	84.75
〃	その他	533.1	325.7	203.1	525.7	3.1	0.0	71.80
計		669.5	442.5	221.6	659.0	5.3	0.0	76.22

市道の現況（五泉地域）

管理者別	道路種別	実延長	改良・未改良別		種 類 別			舗装率 (%)
			改良済	未改良	道路	橋・高架	トンネル	
五泉市	一級	51.9	42.8	7.7	49.7	0.9	0.0	98.29
〃	二級	24.6	20.1	4.4	24.1	0.4	0.0	88.61
〃	その他	340.4	199.9	136.2	334.2	1.8	0.0	75.73
計		416.9	262.8	148.3	408.0	3.1	0.0	79.26

市道の現況（村松地域）

管理者別	道路種別	実延長	改良・未改良別		種 類 別			舗装率 (%)
			改良済	未改良	道路	橋・高架	トンネル	
五泉市	一級	37.2	36.1	1.0	36.6	0.6	0.0	98.34
〃	二級	23.2	17.8	5.4	22.9	0.3	0.0	80.75
〃	その他	192.7	125.8	66.9	191.5	1.3	0.0	65.00
計		253.1	179.7	73.3	251.0	2.2	0.0	71.34

4-10 ため池施設一覧表

(1) 五泉地域

番号	名 称	名称カナ	所在地	構 造	堤長 (m)	堤高 (m)	貯水量 (m ³)
1	大沢	おおさわ	西四ツ屋	土堰堤	66.9	6.4	40500
2	五斗山	ごとやま	橋田	土堰堤	52.1	8.6	39600
3	竹の沢	たけのさわ	尻上	土堰堤	37.2	7.8	31800
4	岩の沢	いわのさわ	橋田	土堰堤	73.9	12.9	163000
5	シュンガ入	しゅんがいり	橋田	土堰堤	53.5	13.3	78800
6	四十九沢	しじゅうくさわ	橋田	土堰堤	65.9	10.1	48000
7	館の内	たてのうち	丸田	土堰堤	87.2	10.6	48000
8	小熊	おぐま	小熊	土堰堤	45	5.2	2300
9	加王寺	かのうじ	山崎	土堰堤	83.2	4.7	31200

(2) 村松地域

番号	名 称	名称カナ	所在地	構 造	堤長 (m)	堤高 (m)	貯水量 (m ³)
1	蛇が尾	へびがお	刈羽	土堰堤	76.4	5.2	14000
2	中山堤	なかやまつつみ	中名沢	土堰堤	81.7	9.7	64000
3	石投堤 (上)	いしなごつつみ	中名沢	土堰堤	38.8	3.0	17000
4	石投堤 (下)	いしなごつつみ	中名沢	土堰堤	50.9	2.5	6000
5	勘六堤	かんろくつつみ	御堂入	土堰堤	81.8	3.3	11400
6	焼堤	やけつつみ	深沢	土堰堤	58.3	2.5	10000
7	車池	くるまいけ	深沢	土堰堤	128.5	3.2	20000
8	猪沢堤	むじなさわつつみ	山王前	土堰堤	73.4	3.4	9100
9	猪ノ沢堤	いのさわつつみ	大口	土堰堤	20	4	9000
10	中島堤	なかじまつつみ	中島	土堰堤	25.4	2.9	10000
11	関山用水溜	せきやまようすいた め	別所	土堰堤	84	5.8	20000
12	池の平用水溜	いけのひらようす いため	別所	土堰堤	39.3	4.3	26000
13	砥窪用水溜	とのくぼようすい ため	別所	土堰堤	74.9	8.6	60000
14	新保堤	しんぼつつみ	安出	土堰堤	126.4	2.2	6400
15	五十嵐堤	いからしつつみ	安出	土堰堤	21	2.1	17000
16	あたらし堤	あたらしつつみ	安出	土堰堤	68	4.2	9300
番号	名 称	名称カナ	所在地	構 造	堤長 (m)	堤高 (m)	貯水量 (m ³)

17	古堤	ふるつつみ	安出	土堰堤	105.7	5.4	15000
18	新堤	しんつつみ	安出	土堰堤	65.3	5.6	12000
19	長仙坊堤	ちょうせんぼうつつみ	大原	土堰堤	253	8.2	160000
20	弁天山堤	べんてんやまつつみ	蛭野	土堰堤	117.3	8.9	75000
21	蛇化堤（1）	じゃのげつつみ	山谷	土堰堤	52.6	7.5	15000
22	蛇化堤（2）	じゃのげつつみ	山谷	土堰堤	31.3	6.6	15000
23	中常堤	なかづねつつみ	山谷	土堰堤	35.2	3.3	4300
24	谷地堤	やちつつみ	山谷	土堰堤	53.9	5.5	10000
25	一ノ沢堤	いちのさわつつみ	寺田	土堰堤	74.4	8.3	1300
26	寺田堤	てらだつつみ	寺田	土堰堤	83.2	4.8	24000
27	高松堤	たかまつつつみ	高松	土堰堤	56.6	3.4	16000
28	見坂堤	みさかつつみ	上大蒲原	土堰堤	33.6	4.0	9000
29	平堤	だいらつつみ	牧ノ平	土堰堤	46.7	8.3	19000
30	内ノ沢堤	うちのさわつつみ	阿弥陀瀬	土堰堤	105.9	7.8	45000
31	大谷地堤	おおやちつつみ	阿弥陀瀬	土堰堤	163.3	8.4	405000

4-11 防災上重要な公共建築物一覧

防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける

(ア) 災害対策本部が設置される施設（市役所庁舎）

番号	施設名	住所	電話番号 (0250)
1	五泉市役所 本庁舎	太田 1094-1	43-3911

(イ) 応急対策活動の施設（警察署、消防署、県・市等の出先機関庁舎等）

番号	施設名	住所	電話番号 (0250)
1	五泉市役所 村松支所	村松乙 130-1	58-7181
2	五泉市消防本部 五泉市消防署	栗島 1-28	42-0119
3	五泉市消防署 村松分署	愛宕 6961-1	58-6001
4	五泉警察署	東本町 2-8-16	42-0110

(ウ) 医療救護活動の施設（病院等）

番号	施設名	住所	電話番号 (0250)
1	五泉中央病院	太田 489-1	47-8150
2	佐藤医院	本町 3-2-30	43-2100
3	渡辺内科	吉沢 1-9-19	43-6860
4	北五泉クリニック	三本木 3042-2	43-3880
5	篠川内科医院	本町 6-2-33	42-2319
6	たかうち医院	赤海 2-6-2	43-6222
7	五泉六島クリニック	三本木 2-8-14	43-6233
8	佐野眼科医院	南本町 1-5-3	43-7755
9	五十嵐整形外科・歯科	南本町 3-948-1	43-3000
10	こやま整形外科	駅前 1-3-31	41-0321
11	やまむら整形外科医院	太田 2-2-14	41-0555
12	大日方医院	寺沢 3-2-1	48-5151
13	わたべこどもクリニック	太田 975-1	41-0811
14	中谷医院	太田 2-6-39	47-7741
15	ひろせ内科クリニック	東本町 2-9-6	47-8890
16	石曾根医院	石曾根 7990	58-6335
17	金子医院	村松甲 1772	58-6073
18	南部郷厚生病院	愛宕甲 2925 - 2	58-6111
19	梁取医院	村松乙 655 - 1	58-6809
20	たけだ内科クリニック	村松 1288-1	58-2113
21	五泉皮ふ科	本町 1-10-3-3	42-4112
22	五泉キッズクリニック ／五泉耳鼻科・音声嚙下クリニック	東本町 2-106-3	47-5226

(エ) 要配慮者利用施設（老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設等）

番号	設置主体	施設名	住所	電話番号 (0250)	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
1	(医)五十嵐整形外科・歯科 0250-43-3000	デイサービスひまわり・ショートステイひまわり	南本町 3-948-1	41-0303		
2	(医)真仁会 0250-47-7915	介護老人保健施設 愛宕の里	村松 1409-1	58-6891		
3	(株)介護サービス虹 0250-25-7416	ケアサポート虹	船越 130-2	25-7416	○	
		グループホームふれ愛	船越 26-1	25-7772	○	
4	(株)きずな 0250-41-3636	きずな	村松 363	41-3636	○	
5	(株)はあとふるあたご 025-228-5000	はあとふるあたごグループホーム五泉	太田 2-1-3	41-1610	○	
6	(株)ラカスタ 0250-43-7044	小規模多機能型居宅介護アイカ・グループホーム楓の杜	南本町 2-3-2	43-7044		
7	(福)茨塚福祉会 0250-58-8989	特別養護老人ホーム山王苑・デイサービスひなたぼっこ	村松 203-1	58-8989	○	
8	(福)ごせん福祉会 0250-43-5107	特別養護老人ホームすもとの里・生活支援ハウスすもとの里	論瀬 5975-12	43-5307	○	
9	(福)親永会 025-247-0794	五泉はじめデイサービスセンター	馬下 1381	47-1066		○
10	(福)中東福祉会 0250-47-4500	特別養護老人ホーム菅名の里	馬下 1814-19	47-1080		○
11		五泉中央デイサービスセンター	太田 1133	41-1212	○	
12		特別養護老人ホームうずらはし・デイサービスセンターうずらはし	橋田丙 497-2	48-5577		
13		特別養護老人ホームまおろしの郷	馬下 1429	47-1070		○
14		特別養護老人ホーム帛の郷	本町 6-7-7	47-4300	○	
15		小規模多機能型居宅介護施設 幸老吉清水	中川新 5541-1	47-3361		
16		小規模多機能型居宅介護菜の花	猿和田 534-1	47-3147		
17	(株)菜の花 0250-58-0212	小規模多機能型居宅介護とういし菜の花	東石曾根 5651	58-1767	○	
18		グループホーム菜の花		58-0212		
19		小規模多機能輝亀菜の花	東石曾根 5657-1	58-0168	○	
20	(福)五泉市社会福祉協議会	五泉市村松デイサービスセンター	愛宕甲 7211-1	58-1141		

	0250-41-1000					
21		グループホームありがとうの家	村松甲 5604-1	58-8313		
22	NPO 法人みどり心育会 0250-58-6700	グループホームありがとうの家 小新保	村松 1289-1	58-7890		
23		グループホームみどりの家	村松甲 5600-1	58-5827		
24	(福)みどり心育会 0250-58-6700	デイサービスセンターこころつ くしの家	村松甲 5600-1	58-8312		
25		特別養護老人ホームみどりの園	村松甲 5551-1	47-5700		○
26		みどり多機能ホーム	村松甲 5592-1	58-6400		
27	五泉市(高齢福祉課) 0250-43-3911	五泉市老人福祉センター翠泉園	横町 3-3-9	42-3414	○	
28		五泉市村松老人福祉センターか がやきの郷	石曾根 8074-1	58-2659		
29	さくら福祉保健事務組合 0250-58-5725	養護老人ホーム桜花寮	愛宕甲 7203	58-6315		
30		特別養護老人ホーム愛松園	番坂新 174-2	58-5725		○
31	(福)厚志会 0250-42-6000	特別養護老人ホーム結の里・デイ サービスセンター結の里	五十嵐新田 855-1	42-6000	○	
32	(株)ツクイ 045-842-4217	ツクイ五泉赤海デイサービス	赤海 2-6-14	43-8800	○	
33	(株)まごころネット 0250-25-7253	まごころデイサービスおぎそね	荻曾根 227	25-7253	○	
34	グランシェア(株) 0250-47-8772	宮の森デイサービスセンター	本町 4-3-12	47-8772	○	
35		HALUリハビリデイ	五十嵐新田 846-1	47-8829	○	
36	(株)ぶらんこ 0250-47-8255	多機能ホームぶらんこ北五泉	北五泉駅前 2-13	47-8255	○	
37	(株)縁 0250-47-7826	街なかデイサービスたからばこ	村松甲 2197-1	47-7826		
38	(株)ワールドステイ 0284-70-6200	サービス付き高齢者向け住宅ワ ールドステイ船越・デイサービス センター春日和船越	船越 973-48	58-9515	○	
39	(株)ビジュアルビジョン 048-640-4300	けあビジョンホーム五泉	村松丙 122-1	41-5115		
40	(福)中東福社会 0250-47-4500	障害者支援施設いずみの里	中川新 1498	47-2213		○
41		障害者支援施設第二いずみの里		47-2280		
42		障害者グループホーム陽だまり	橋田 1482-1	42-2999		
43		障害者グループホームグリーンハイツ	村松 1105	58-6440		
44		障害者グループホームなずな	木越乙 2933-1	43-5112		
45		自立就労センターいずみ	中川新 5545-1	48-3085		
46		障害者グループホームはしだ	橋田 1482-1	41-1144		
47		きなせ家	寺沢 3-1-45	58-9300		

48		障害者地域活動支援センターてらざわ				
49		障害者地域活動支援センター さくらの里	石曽根 309-3	47-6510		
50	五泉市(健康福祉課) 0250-43-3911	障害者地域活動支援センター あさひの家	旭町 8-43	41-1510	○	
51		障害者地域活動支援センター 虹工房	旭町 7-44	42-3905	○	
52		障害者地域生活支援センター こすもすの家	石曽根 7091-2	58-1065		
53		五泉市村松保健センター	村松乙 116-1	58-8811		
54	新潟県中東福祉事務組合 0250-42-0833	障害者支援施設 ふなおか更生園	尻上 118	42-7070		○
55		福祉型障害児入所施設 ふなおか学園	尻上 118	47-7860		
56		フレンズポートふなおか	尻上 118	42-0860		○
57		障害者グループホーム青空	尻上字中田 192-2	42-1399		○
58		障害者グループホームもかハウスⅠ	橋田己 321-10	43-3560		
59		障害者グループホームもかハウスⅡ	橋田 59-2	43-4660		
60	(株)まごころネット	障害者グループホームまごころハイツ吉沢	吉沢 3-4-11	42-3383	○	
61	0250-25-7253	ピオニ〜	赤海字下久保 3827-1	47-3322	○	
62	(株)いんくる 025-311-1891	障害者グループホームいんくる五泉にじいろ船越	船越 1165-8	0256-64-8693	○	
63	百一(株) 050-3637-7587	障害者グループホーム一二三	村松甲 4550-1	050-3637-7587		
64	(株)ハイタッチ	ハイタッチ	宮野下 5984	58-7211	○	
65	新潟県	新潟県立五泉特別支援学校	尻上 173	43-4370		○
66		新潟県立五泉特別支援学校 村松分校	村松甲 5545	47-3100		
67	五泉市(こども家庭課) 0250-43-3911	きらきらこども園	白山 2-35	42-2366	○	
68		かわひがし保育園	中川新 880-1	43-1602		
69		総合保育園	三本木 3131	25-7544	○	
70		こぼと保育園	太田 1-10-28	43-1051	○	
71		あさひ保育園	猿和田 27	43-2837		
72		つくし保育園	木越乙 2863	42-2756		
73		すもと保育園	一本杉 306-2	43-3530	○	
74		はしだ保育園	橋田 1422-1	43-1290		○
75		大蒲原保育園	南田中甲 390	58-6919		
76		五泉市子育て支援センター	寺沢 3-1-45	42-2002		

77		五泉市白山子育て支援センター	白山 2-35	43-2588	○	
78		五泉市総合保育園子育て支援センター	三本木 3131	25-7541	○	
79		学童クラブ げんき童夢	駅前 2-6-24	43-1880	○	
80		いずみ学童クラブ	本町 6-6-17	42-3365	○	
81		東っこ学童クラブ	赤海 3714	42-2134	○	
82		あわしま学童クラブ	栗島 1-58	43-1050	○	
83		みどりっ子学童クラブ	城下 1-865	58-6106	○	
84		だしっ子学童クラブ	中川新 2431	42-3786		
85		南っ子学童クラブ	南本町 1-1-29	43-0370		
86		あたご学童クラブ	石曾根 8074-2	58-6356		
87		すもと学童クラブ	一本杉 2341-1	43-2934	○	
88		第2いずみ学童クラブ	学校町 3-52	42-2601 (43-5670)	○	
89		村松こども園	村松乙 118-3	58-6544		
90	(福)みどり心育会 0250-41-5070	私立五泉みどりこども園	本田屋 1002-1	41-5070		
91		私立ひまわりこども園	荻曾根 187-1	42-3234	○	
92		私立村松さくらこども園	村松甲 6288	58-2401		
93	(学)エービーシー学園 0250-42-5372	私立エービーシー幼稚園	五泉 2483-2	42-5372		
94	(学)五泉いずみ学園 0250-42-3366	私立五泉いずみこども園	東本町 2-8-41	42-3366	○	
95	(福)敬世会 025-259-6100	私立すみれこども園	駅前 2-6-19	42-2647	○	
96	(福)克己会 0250-47-7447	私立五泉どんぐり小規模保育所	東本町 2-3-22	47-4427	○	
97		私立五泉どんぐり小規模保育所太田園	太田 904	47-7447	○	
98	医療法人社団 真仁会 0250-47-7916	私立めだかこども園	太田 482	47-7916	○	

(1) 国指定文化財

番号	種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
1	天然記念物	小山田ヒガンザクラ樹林		S3.11.30	小山田字蟹沢	五泉市

(2) 県指定文化財

番号	種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
1	建造物	八幡宮本殿	1棟	S61.3.28	矢津 1896	矢津八幡宮
2	彫刻	銅造観音菩薩立像	1軀	S35.3.28	川瀬 518	願成寺
3	天然記念物	切畑の乳イチョウ	1本	S33.3.5	切畑前田 18	星野忠
4	天然記念物	慈光寺のスギ並木	136本	S50.3.29	蛭野 870	慈光寺
5	天然記念物	まき えもり 牧の衛守スギ	1本	S50.3.29	牧 1515	牧八幡宮
6	天然記念物	上郷屋のオハツキイ チョウ	1本	H19.3.23	論瀬 字上郷屋 3900	諏訪神社

(3) 市指定文化財

番号	種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
1	建造物	住吉神社(本殿・拝殿)	1棟	H4.6.29	村松甲 5959	住吉神社
2	彫刻	子安延命地藏尊	1軀	S43.5.4	栗島	世話人会
3	彫刻	薬師如来仏	1軀	S45.1.14	三本木 2-137	隆善寺
4	書跡	大江広海歌碑	1個	S45.1.14	宮町 5-45	八幡宮
5	書籍	なんえいけんしゅう (伝)南英謙宗真筆 へきがんじこう 碧巖事考	6巻	H1.7.21	蛭野 870	慈光寺
6	古文書	村松城下図	1幅	S47.6.5	村松乙 2-乙(郷土資料館)	市教育委員会
7	古文書	村松城城郭図及び 南御殿の図	2舗	H23.9.29	村松乙 2-乙(郷土資料館)	市教育委員会
8	古文書	村松御城絵図面	1舗	H23.9.29	村松乙 2-乙(郷土資料館)	市教育委員会

9	古文書	山境裁定絵図	1 式	H23.9.29	郷屋川 1-1-8 (図書館)	市教育委員会
10	考古資料	五輪線刻塔婆	1 基	S51.2.27	東石曾根 5624	善明寺
11	考古資料	五輪線刻塔婆	11 基	S51.2.27	村松甲 6335-1	正円寺
12	考古資料	五輪線刻塔婆	3 基	S51.2.27	矢津 1659	泉福寺
13	考古資料	五輪線刻塔婆	1 基	S51.2.27	新屋 240	勝泉寺
14	考古資料	五輪線刻塔婆	1 基	S51.2.27	村松甲 5797	英林寺
15	考古資料	五輪線刻塔婆	2 基	S51.2.27	村松甲 6353	清水寺
16	考古資料	五輪線刻塔婆	3 基	S51.2.27	熊野堂 5351	禅定院
17	考古資料	五輪線刻塔婆	3 基	S51.2.27	川内 1430	永谷寺
18	考古資料	五輪線刻塔婆	1 基	S51.2.27	矢津 1798	石川正太郎
19	考古資料	五輪線刻塔婆	2 基	S54.7.16	石曾根 7978	伊志曾弥神社
20	考古資料	板碑 (五輪線刻塔婆)	1 基	S57.3.24	馬下 1517	相田正男
21	考古資料	経筒	2 口	S52.4.19	川瀬 518	願成寺
22	考古資料	村松藩主第 10 代 ほりなおやす 堀直休副葬品	106 点	S52.4.27	村松乙 2-乙 (郷土資料館)	市教育委員会
23	考古資料	骨蔵器	2 個	H1.11.15	村松甲 6335-1	正円寺
24	無形文化財	はくのび 帛の帯		S60.10.31	赤海 2-1-19	帛の帯保存会
25	有形民俗文化財	布袋町布袋屋台及び び付属文書	1 基 117 冊	S48.12.17	栗島	世話人会
26	有形民俗文化財	しきさんばじょうまち 式三番城町屋台	1 式	S53.1.19	村松乙 2-乙 (郷土資料館)	市教育委員会
27	無形民俗文化財	蒲原神楽		H2.1.16	下大蒲原	蒲原神楽保存会
28	史跡	大蔵遺跡		S43.5.4	大蔵字大沢	五泉市
29	名勝	しごへい 視後平の滝	1 ヶ所	H12.8.22	小面谷字朽木谷 2930 外	斉藤國男 外
30	名勝	衣岩	1 ヶ所	H12.8.22	小面谷字布沢 2374 外	五十嵐昭三 外
31	天然記念物	すおうすぎ 周防杉	1 本	S51.2.27	長橋乙 800	羽黒神社
32	天然記念物	館之内の大杉	1 本	S60.10.31	丸田字館之内 45	桐生公治

33	天然記念物	大沢鍾乳洞	1 洞	H5.11.19	刈羽字大沢乙 1195 外	佐藤道治
----	-------	-------	-----	----------	------------------	------

(4) 国登録有形文化財

番号	種 別	名 称	員数	指定年月日	所 在 地	所有者・管理者
1	建築物	伊藤家住宅 主屋 三階土蔵 米蔵 家財蔵及び計量場 納屋 表門及び内堀	1 棟 1 棟 1 棟 1 棟 1 棟 1 棟	H17.7.12	羽下 122	伊藤恭裕
2	建築物	新潟県立村松高等学校(旧新潟県立工業学校)正門	1 基	H20.3.7	村松甲 5545	新潟県
3	建築物	坂田家住宅 主屋 新倉 土蔵 古土蔵 堆肥舎	1 棟 1 棟 1 棟 1 棟 1 棟	H23.1.26	土堀 295	坂田 恒衛
4	建築物	慈光寺 本堂 庫裏 禅堂及び衆寮 山門 回廊 経蔵	1 棟 1 棟 1 棟 1 棟 1 棟 1 棟	H24.2.23	蛭野 870	慈光寺
5	建築物	慈光寺虚空蔵堂	1 棟	H24.2.23	別所 1318	慈光寺

5. その他資料

5-1 給食施設

番号	施設名	住所	電話番号	炊き出し 処理能力	備考
1	きらきらこども園	白山 2-35	0250-42-2366	141食/回	
2	ひまわりこども園	荻曾根 187-1	0250-42-3234	125食/回	
3	かわひがし保育園	中川新 880-1	0250-43-1602	75食/回	
4	総合保育園	三本木 3131	0250-25-7544	262食/回	
5	こぼと保育園	太田 1-10-28	0250-43-1051	141食/回	
6	あさひ保育園	猿和田 27	0250-43-2837	72食/回	
7	すみれこども園	駅前 2-6-19	0250-42-2647	97食/回	
8	つくし保育園	木越乙 2863	0250-42-2756	109食/回	
9	すもと保育園	一本杉 306-2	0250-43-3530	65食/回	
10	はしだ保育園	橋田 1422-1	0250-43-1290	52食/回	
11	村松さくらこども園	村松甲 6288	0250-58-2401	112食/回	
12	大蒲原保育園	南田中甲 390	0250-58-6919	86食/回	
13	五泉小学校	学校町 3-14	0250-43-3101	810食/回	
14	五泉南小学校	駅前 2-5-53	0250-43-0345	742食/回	
15	五泉東小学校	赤海 3714	0250-42-2674	405食/回	
16	川東小学校	中川新 2431	0250-42-3737	607食/回	
17	巢本小学校	論瀬 47-1	0250-42-4076	202食/回	
18	橋田小学校	橋田 1016	0250-41-0055	202食/回	
19	大蒲原小学校	南田中 646-2	0250-58-6306	135食/回	
20	村松小学校	城下 1-865	0250-58-6050	607食/回	
21	愛宕小学校	石曾根 8074-2	0250-58-6302	315食/回	
22	五泉中学校	南本町 2-1-87	0250-43-3036	742食/回	
23	五泉北中学校	三本木 2-7-1	0250-43-0150	742食/回	
24	村松桜中学校	愛宕甲 2705-1	0250-58-6530	810食/回	
25	村松こども園	村松乙 118-3	0250-58-6544	150食/回	

(1) 旧五泉市の既往の主な災害

（『五泉消防のあゆみー消防本部創設30周年記念誌』
『新潟県警察史』『阿賀野川史』『市広報』より作成）

1. 豪雪による災害

昭和36年1月	昭和35年12月27日より昭和36年1月1日まで数年ぶりの豪雪で、2mなりになり、消防団が出動し1月1日五泉駅、1月2日公共物の除雪を行う。
昭和38年1月	豪雪により五泉市に災害救助法が発動される。（38年1月豪雪）除雪作業などに消防団員延べ1,907名が出動、交通の確保にあたった。 1月末現在の積雪1.6m。
昭和44年1月13日	豪雪により雪害が発生し消防団が出動する。建物の倒壊等、各方面に被害が発生、除雪等に消防団員が出動した。
昭和58年2月8日 ～14日	豪雪により被害発生、2月8日から14日まで雪が降り続き、雪1.38mに達した。
昭和59年12月	豪雪により被害発生。年末年始にかけて豪雪となり、家屋の倒壊など被害が発生した。年末から翌年2月までの降雪量の累計は7.93mを記録。
昭和61年1月 ～2月	異常豪雪のため、除雪車がフル稼働し、除雪作業が昼夜におよぶ。月間降雪量1月363cm、2月223cm
昭和62年1月	大雪となる。月間降雨量219cm
平成12年1月	寒波により、近年になかった程の大雪となる。 月間降雪量は184cm

2. 大雨・台風による洪水・暴風雨災害

明治30年7月14日	阿賀野川の洪水により、論瀬地先字吉和田の堤防が120日間に渡り破堤。巢本村内の流失戸数5戸、浸水家屋283戸、土砂流入田畑149町3反。
明治45年7月	豪雨のため、早出川堤防が決壊、消防組が防御活動に当たった。
大正2年8月27日 ～28日	阿賀野川上流の豪雨により、論瀬・一本杉・高山の堤防で13カ所、延長426間が破堤、家屋流失2戸、床上浸水340戸、荒廃田畑42町9反。
大正14年8月15日	早出川の川東村早出端で破堤し、続いて藤原川で破堤、濁流が論瀬から流下し一本杉に流入した。
昭和17年8月6日	豪雨のため、国鉄、五泉～馬下間の赤海地内、橋梁翼壁決壊の際に警防団が応援出動する。
昭和19年7月16日	水害が起こり、警防団が防御活動に出動。
昭和25年4月2日	早出川では融雪と降雨により出水、善願地先で54mが決壊。
昭和27年7月1日	豪雨のため消防団が水防作業を行う。 前夜来の豪雨により早出川堤防（三本木地内）が決壊する。水害が発生したため、消防団が水防作業を実施した。
昭和31年7月17日	豪雨のため消防団が警戒にあたる。前夜来の強い雨で各河川とも増水、いずれも警戒水位を突破した。堤防の決壊7カ所、床上浸水643戸、安田橋、不動堂橋が流失した。
昭和33年9月18日	台風21号による阿賀野川の大洪水のため馬下で24.8m（流量8.930m ³ /秒）の過去最高水位を記録した。（馬下での警戒水位は20.15m）

昭和34年7月3日	阿賀野川、早出川、能代川が氾濫し、早出川の堤防（太田新田、川瀬地内）が決壊、このため消防団が出動し防御にあたる。
昭和36年9月16日	第2室戸台風が襲来 被害状況 住 家……………全壊190戸、半壊970戸 小壊4,058戸 非住家……………全壊521戸、半壊1,729戸 小壊6,219戸 重傷者14人、軽傷者141人。災害救助法が発動された。
昭和39年7月13日	水害が起こり防御活動に出動 被害総額47,948千円、建物の浸水277戸（床下）
昭和41年7月17日	7・17水害。7月16日から豪雨により各河川が氾濫した。林地崩壊により、住家1棟倒壊、非住家3棟半壊。重傷者1人、軽傷者1人。 7月11日から7月18日までの総降雨量366.2mm。床上浸水62戸、床下浸水1,054戸。消防団出動人員628名、新発田市（加治川）水防応援作業に109名を派遣。
昭和42年8月28日	8・28水害起こる。 8月26日よりの雨で各河川が増水し、28日夕刻より豪雨となり、河川が増水と土石流、山地崩壊などにより佐取及び川東、橋田地区で被害が発生。 被害総額2,125,906千円、死者1名、負傷者10名、行方不明5名 住 家…………… 全壊21戸、半壊5戸、流失1戸 非住家…………… 破損21棟 浸 水…………… 床上926戸、床下1344戸、土砂流入21戸（住家） このため、8月29日13時30分、五泉市に災害救助法発動される。 消防署の観測した五泉市の累計降雨量は、304mmであった。この水害に出動した延べ人員は、消防署員231名、消防団員1,571名
昭和44年8月12日	ゲリラ豪雨（44・8水害）による水防のため消防署員38名と消防団員延べ260名が出動する。咲花温泉の旅館6棟が床上浸水。
昭和45年7月18日	豪雨災害が発生 被害総額45,476千円、建物の浸水442戸（床上21戸、床下421戸）
昭和46年7月18日	豪雨災害発生により消防署・消防団出動する。 被害総額48,540千円、建物の浸水70戸（床上1戸、床下69戸）
昭和49年7月10日	豪雨（51・8水害）災害発生により消防署・消防団が出動する。 降雨量71mm、被害総額15,888千円、浸水59戸 （床上1戸、床下58戸）
昭和51年8月6日	豪雨（51・8水害）災害発生により消防署・消防団が出動する。 4日間にわたる豪雨により市内各河川が増水し、不動堂橋、羽下大橋が流出し、また不動堂地先早出川堤防が決壊するなどしたため、消防団等による水防作業が行われた。（降雨量61mm） 被害総額213,411千円、床下浸水22戸
昭和53年6月26日	豪雨災害（6・26水害） 6月25日夕刻より豪雨となり、各河川が増水で佐取及び水島町と川東・橋田地区の各所で被害が発生、降り始めからの総降雨量は341mm。このため、6月27日、午前8時に災害救助法が発動される。 床上浸水325戸、床下浸水427戸、土砂流入430戸、県道咲花温泉線が決壊、田畑冠水1.257ha、田畑浸水515ha、農林被害総額6億885万円、早出川最高水位15.70m（善願）

- 昭和54年7月28日 豪雨災害
集中豪雨のため市内各所で水害が発生、このため消防署・消防団が出動防御にあたる（降雨量115mm）
早出川最高水位 12.80m（三本木）
能代川最高水位 11.90m（土深）
- 昭和56年6月22日 大雨災害
午前3時より降り始めた雨が次第に激しくなって大雨となり、佐取、赤海地区などで水害が発生、消防署・消防団が防御活動を行う。
累計降雨量 134.5mm
床上浸水 14戸、床下浸水 125戸
阿賀野川最高水位 23.95m（馬下）
早出川最高水位 12.41m（善願）
- 昭和56年8月23日 台風15号による水害
雨台風のため早出川沿線で水害が発生、消防署・消防団が防御活動を行う。床上浸水15戸
- 昭和57年9月13日 台風18号による水害
台風による大雨のため阿賀野川が増水し、佐取地区で水害が発生、消防署・消防団が防御活動を行う。
被害総額20,300千円、建物の浸水3戸、
農作物冠水被害 8ha
- 昭和58年9月16日 降ひょう災害
夕方4時頃、中木越・下木越・五十嵐新田・川瀬などに電（ひょう）が降り、レンコンなどに被害が発生する。
被害総額 7億9千万円
住宅 窓ガラス破損 53戸、
木越小学校 窓ガラス破損180枚、
ビニールハウス破損200棟
農作物被害 水稻600ha、里芋15ha、イチゴなど27ha
- 昭和62年7月28日 集中豪雨水害
早朝に集中豪雨があり、菅沢・桑山地内で土砂崩れ・漏水など発生、消防署・消防団が防御活動にあたる。
- 昭和63年8月26日 集中豪雨災害
午後1時頃より降り始め、午後2時から3時までの1時間の雨量が36mmといういまだかつて経験のないほどの異常豪雨を記録し市街地を流れる中小河川、側溝等が瞬時にして増水、いっすい状態となり、床上浸水24戸、床下浸水280戸という被害に襲われた。
- 平成3年8月8日 立秋豪雨
午前4時から午前5時の間に46.5mmの集中豪雨があり、市街地の各所でマンホール等より溢水して住民等の床下に浸水被害が出た。
- 平成7年8月2日 大雨被害
8月2日から3日にかけて降り続いた大雨で、市内の中小河川があふれ、累計降雨量250.5mmを記録。
床上浸水5戸、床下浸水65戸、その他、土砂崩れ4ヶ所田畑の冠水56.08haの被害が発生した。

- 平成10年8月4日 集中豪雨災害
未明からの集中豪雨のため、市内各所で水害が発生、消防署・消防団が出動、防御にあたる。(降雨量149.5mm)
床上浸水19戸、床下浸水127戸の被害がでた。
- 平成10年8月12日 集中豪雨災害
午前6時から7時の1時間あたりの降雨量が45.5mmに達する集中豪雨があり、市内各所で水害が発生、消防署・消防団が出動、防御にあたる。
床上浸水20戸、床下浸水268戸
- 平成12年7月15日 集中豪雨災害
～16日 深夜から未明にかけ、局地的な大雨に襲われ、能代川が氾濫、市内各所で甚大な被害が発生した。
被害状況、床上浸水56戸、床下浸水237戸
その他住宅以外 床上浸水56戸、床下浸水153戸、田畑の冠水、林道の土砂崩れなど。
- 平成13年7月19日 雷雨災害
午後2時頃より豪雨となり、午後5時までの降雨量は128.5mm
午後4時から午後5時までの1時間降雨量は57.0mmを記録。
このため、市街地で道路冠水被害が発生した。
被害状況は、床上浸水18戸、床下浸水169戸
- 平成14年7月11日 台風6号被害
10日午後4時～11日午前7時までの累計雨量は175mm
1時間当たりの最大雨量26mmを記録、揚川ダム放流量、毎秒5,600トン、馬下観測所水位最高21.95メートル
阿賀野川増水により堤外地の田畑が冠水、水稻42ヘクタール
花木、球根7.2ヘクタール、野菜類20.8ヘクタール、発動機40台、合計70ヘクタールで9,757万円の被害が発生した。
- 平成14年7月16日 台風7号被害
14日午後11時から1時間で20mm、15日能代川上流の上戸倉観測所で累計雨量150mm超、消防本部で132mmを記録
橋田地区の林道、作業道4路線で路肩崩壊被害が発生。
被害額概算800万円。
- 平成16年7月13日 新潟県梅雨前線豪雨(7・13水害)
新潟県三条地域を中心に豪雨災害発生。応援要請により、消防本部救急隊2隊、消防団から幹部7名が災害応援活動に参加。深夜からの集中豪雨により、午前6時から7時の1時間あたりの降雨量が23mm、降り始めから21時までの累計雨量は124.5mmを記録。このため、能代川が越水し、町屋地内で3棟の床下浸水。早出川では善願観測所で警戒水位の12.9mを超えた。阿賀野川では揚川ダム放流量、最大で毎秒6,820t、馬下観測所水位最高22.71m。これにより、佐取地区防災連絡部を設置、旅館7軒を含む25世帯45人に対し避難指示を発し、避難場所である柳水園に26人が避難。3棟が床上浸水、3棟が床下浸水。農業・林業等被害水稻111ha、大豆40ha、その他花木・野菜30ha被害総額1億2500万円

- 平成17年6月27日 集中豪雨災害
午後8頃より豪雨となり、28 日午前6時までの降雨量は消防本部で152mm、6月27日午後10時から11時までの1時間降雨量は29mmを記録。
このため、早出川五十嵐新田地内の平成産業より上流側300m付近左岸堤防より漏水発見。消防署・消防団・市職員が出動土のう積工法による防御にあたる。
- 平成17年8月10日 集中豪雨災害
午前12時から13時の1時間あたりの菅の沢観測所の降雨量が53mmに達し、降り始めからの降雨量も147mmを記録する集中豪雨があり、市内各所で水害が発生、消防署・市職員が出動防御にあたる。
床下浸水3戸
- 平成17年8月15日 集中豪雨災害
午前7時から8時の1時間あたりの降雨量は消防本部で26.5mmに達し、降り始めからの降雨量も92mmを記録する集中豪雨があり、市内各所で水害が発生、消防署・市職員が出動防御にあたる。
床下浸水12戸
- 平成17年8月18日 集中豪雨災害
午後4時から5時の1時間あたりの降雨量が42.5mmに達する集中豪雨があり、市内各所で水害が発生、消防署・市職員が出動防御にあたる。
床下浸水13戸

3. 市街地における大火災

明治39年5月2日
(1906年)

下町大火

午後10時40分、大川前（現在の本町6丁目）納屋と毘沙門の間より出火、当日は、数日來の天気続きで空気は乾燥し、そのうえ東風が激しく吹いており、瞬時に猛火となって四方に燃え広がり、五泉町全戸数（約1,200戸）の4分の1を焼き、翌3日、午前2時鎮火した。焼失区域は永楽町・指柳・下町（現在の本町6丁目）と大川前で、面積は約15,000㎡（4,455坪）に及んだ。

被災状況

家屋全焼	257戸	}	焼失戸数
家屋半焼	2戸		
土蔵全焼	7棟		
納屋全焼	20棟		
家屋の破損（消防破壊）	26戸		
電柱焼失	11本		
損害額	8万4千円（当時 米1俵5円28銭）		
負傷者	1名		

大正2年10月3日
(1913年)

中町大火

午後8時30分、中町（現在の本町3丁目）物置から出火、この日は北東の強い風が吹いていたが、火災拡大とともに風は次第に北西に変わり（午前10時頃風向きが変わったとされている）風速を増したため大火災になったもので、焼失区域は東郷屋川・西郷屋川・馬場町・西裏（現在の錦町）・西大門・神明町（現在の横町）・横町・吉沢の一部で、町の中心部の3分の1を焼き、翌朝午前1時10分鎮火した。なお、原因はランプを転倒させたものである。

被害状況

家屋全焼	55戸	家屋半焼	13戸
土蔵全焼	35棟	納屋全焼	61棟
損害額	30万円（当時 米1俵8円32銭）		
死者	1名（消防手）		

この火災では、五泉町消防組をはじめ隣接の各町村消防組約700名が消火活動にあたったといわれ、また、いかに猛火であったかを物語る記録として、全焼した35棟の土蔵すべてが倒壊し、中には原形をとどめないものもあったとのことである。

大正5年5月18日
(1916年)

三本木大火

午後9時30分、三本木の住宅から出火、火は東よりの烈風（当時、強いダシの風を阿賀嵐と呼んでいた）にあおられ五泉から新津に至る県道沿いの住家を焼き払い、翌朝午前0時、鎮火にいたった。原因は、自宅裏の低地で使用した薪がまの残火が飛び火し、近くにおいてあったわらや柴木等に着火、更に自宅に燃え移ったもの。この火災で県道は猛火のため通行不能となった。消火活動面では、水利が悪かったと記録されている。村松消防組をはじめ、近郷の消防組が応援出動した。（焼失区域は別図参照）

被災状況

家屋全焼 29戸、 家屋半焼 1戸、 電柱焼失 6本

被害額 1万円（当時米1俵5円12銭）
死者 なし

昭和3年8月3日
（1928年）

中町大火

午後4時頃、本町通六番町（現在の本町4丁目）住宅より出火、連日の炎天続きに加え、南東の風（風速15m/S）があり、火勢はまたたくまに拡大して風下は火の海と化し、火炎は5時間も燃え続け、新潟・新津・村松等、近郷の各消防・警察はすべて出動、更に村松大隊より軍隊の一部も出動して必死の消火活動を行った結果、午後9時頃鎮火した。

原因は煙突の掃除が不十分であったため、火の粉が飛散したものである。この火災が起こると村松等、近郷の町村も含め木材や屋根木羽（こば）等の買占めが行われ、罹災者は住宅の再建に苦労したという。

焼失区域は、本町五・六番町、八幡小路、百観音小路、泉町、馬場町、捧町（現在の本町4・5丁目、宮町、泉町、馬場町）に及んだ。

被災状況

家屋全焼512戸、土蔵全焼13棟、納屋全焼51棟

損害額 150万円（当時米1俵10円60銭）

焼失面積 49,500㎡（15,000坪）

死者 1名、負傷者 250名

罹災人員 3,000名

昭和8年5月26日
（1933年）

中町大火（六番町火災）

午後5時30分頃、本町通六番町の西通り（現在の本町4丁目）の薪小屋から出火、折から東よりの強い風が吹いており、火はたちまち近隣に燃え広がり、六番町の西通り（西側の町並）、百観音小路、西住吉町、頼朝町一円（現在の本町4丁目、宮町付近）を焼き尽くして、午後8時30分頃鎮火した。原因は七輪こんろの残火を木炭箱に入れたため発火したものである。

罹災状況

住家全焼 80戸（内空家1戸）、罹災世帯79世帯（人員490名）

損害額 20万円（当時米1俵10円80銭）

焼失面積 7,500㎡

負傷者 4名

この火災は新潟市消防ポンプ車隊の威力ある放水と近隣の消防も含めた破壊消防が功を奏し鎮火に至ったと、当時の新聞は報じている。消失区域は、昭和3年の大火で罹災したところが多く、各方面から罹災者に同情が集まった。

昭和20年4月16日
（1945年）

五泉大火

午後0時15分頃、上新道（現在の本町1丁目）物置小屋から出火、この日は南高北低の春型の気圧配置に加え、日本海北部に前線が停滞していた等の影響もあって、出火後に南西の風（風速13m/S）が強まり、火勢は激しさを増し、風下一帯に延焼した。

焼失区域は、上新道・停車場通・谷地・一番町・太田・赤海・東大門・昭和通に及び、更に飛び火を生んで焼失区域は広範にわたり、遠く早出川を越え善願集落の3戸も焼けた。

消防力の不備もさることながら、いかに風が強く、猛火であったか推察される。なお主要消防水利であった河川等の自然水利に

は水がなく、消火活動に困難をきわめたといわれる。鎮火は午後4時30分頃であった。

罹災状況

焼失戸数 799戸、死者1名
損害額 8千万円～1億円（当時米1俵60円）
焼失面積 72,400㎡（21,939坪）
罹災者 4,053名
焼失した主な建物
県立まゆ研究所、織物組合、絹糸精錬所、栄養食糧配給所、
神社2、寺院1

火災の原因は列車の煤煙であったが、当時は宅地内のたき火であるかどうかははっきりせず、国鉄は見舞金として954,500円を町に支払った。

町当局は罹災者の救済及び復興対策を種々実施したが、何分戦時中の統制経済のため、一切の資材が不足し、町当局・罹災者とも復興に大変な苦労があった。

この火災には、新潟市・新津市、川東・橋田・巢本・菅名の各村等から35台のポンプが応援出動した。

昭和40年6月7日
(1965年)

織物町火災

午後5時30分、郷屋川3（現在の郷屋川1丁目）メリヤス工場から出火した。火災発生地区は、市内の中心部に位置し民家・工場が密集する地域であり、加えて数日前から晴天で空気が乾燥していた等、悪条件が重なったため延焼速度が早く、火勢は激しさを増して次々と隣接する建物に延焼し大火災となった。

原因は不明、鎮火は午後8時

罹災者状況

全 焼 5棟（工場併用住宅2棟、住宅2棟、工場1棟）
半 焼 3棟（工場併用住宅2棟、住宅1棟）
部分焼 2棟（工場併用住宅、住宅各1棟）
焼失面積 1,935.9㎡
損害額 3,864万円
負傷者 1名

なお、7月12日、県消防防災課の主催により「織物町火災防御行動検討会」が市役所議場で開催された。

昭和47年10月14日

山五建設製材工場火災

午後10時55分、寺沢1丁目、山五建設製材工場（現在の五泉服装専門学校付近）から出火、消防隊到着時すでに火元建物全体が火につつまれており、火勢は拡大、火元建物をはじめ、山五建設所有の共同住宅併用倉庫及び山賀商店の3棟を全焼して、翌日の午前2時に鎮火した。

原因は、製材機の電氣的不良。

罹災状況

焼損面積 1,572㎡
損害額 1億3,305万円

昭和48年6月21日

浅井ニット工場火災

午前1時55分、吉沢1丁目、浅井ニット工場から出火、出火場所が建物密集地であったため、次々に延焼、ニット工場等5棟を全半焼して、午前3時に鎮火した。

原因は、ニット編機のモーターの過熱。

罹災状況

工場併用住宅1棟全焼（浅井ニット）

工場1棟全焼（大湊工場）

工場併用住宅半焼（長路繊維）、住宅2棟全焼

建物焼失面積1,246㎡、損害額 8,507万円

罹災世帯4世帯、罹災人員20名

昭和49年11月18日 関木工所火災

午前2時40分、泉町1丁目、関木工所の製材工場から出火、火元建物を全焼した。鎮火は午前4時55分、原因は不明。

罹災状況

工場、作業場、倉庫各1棟全焼、住宅1棟半焼

焼損面積1,231㎡、損害額 2,825万円

昭和50年4月1日

丸忠ニットの火災

午前0時45分、東本町2丁目、丸忠ニットの工場併用住宅から出火、火元建物を全焼し、更に隣接する倉庫（東本町2丁目、捧機業所有）1棟及び、住宅2棟を焼損して、午前1時40分鎮火、住宅部分からの出火と就寝中であつたため、11才と8才の男の子供が逃げる途中、煙にまかれ焼死するとともに3名が熱傷等の負傷をおつた五泉の火災史上かつてない同一火災で2名の焼死者を出すという痛ましい惨事となつた、原因は不明。

罹災状況

焼失面積 549㎡

損害額 6,436万円

死者 2名（いずれも小学生）

負傷者 3名

(2) 旧村松町の既往の主な災害

1. 豪雪による災害

昭和44年	44.1豪雪 <ul style="list-style-type: none">・被害概要 住家一部破損 3世帯 1.7積雪量 大蒲原小140cm 戸倉小190cm・災害対策・その他 雪害対策本部設置 1.7～2.15
昭和51年	豪雪 <ul style="list-style-type: none">・被害概要 1/23積雪量 役場 132cm 戸倉小 200cm 居平分校200cm 愛宕中 150cm・災害対策・その他 豪雪対策本部開設 1.20～2.20 水道水による消雪、凍結防止のため配水池の水位異常低下のため、全町節水広報のち全町断水
昭和55年	豪雪 <ul style="list-style-type: none">・被害概要 2/16積雪 消防署 147cm 戸倉 195cm・災害対策・その他 豪雪対策本部 (2.15～2.26)
昭和59年	豪雪 <ul style="list-style-type: none">・被害概要 12/30積雪 消防署158cm 暮坪178cm 戸倉175cm 住家一部 破損62世帯・災害対策・その他 豪雪対策本部設置 (12.30～2.18) 雪害防止のチラシを全戸緊急配布

2. 大雨・台風による洪水・暴風雨災害

明治24年7月	洪水 洪水のため早出川出水、川内村字前川原の堤防20軒位破堤
明治24年 9月30日	洪水 洪水のため、早出川筋の東村字東四ツ屋地内へ切箇所が破壊され内堤間程度破壊される。
明治27年 8月12日	洪水 早出川筋堤防6箇所破壊、田面10余町歩流潰家屋10戸流出
明治42年 7月	洪水 早出川筋洪水、川内村字横渡村道架設橋梁流出

昭和42年 8月28日

8. 28水害

・被害概要

大蒲原小、川内小（居平分校）、山王中、村松幼に被害
最大日雨量294ミリ 川内地区 橋流失、
能代川・滝谷川19箇所堤防決壊 橋流失、
仙見川橋流失、堤防決壊
住家全壊 1世帯 住家半壊 21世帯 床上浸水 567世帯
床下浸水 2,231世帯 農林水産業施設被害103,773万円
公共土木施設被害 32,510万円 農林畜水産被害 18,628万円
商工その他被害 17,413万円

・災害対策・その他

災害対策本部8.29 災害救助完了報告10.20
消防車による広報 仙見川・早出川・能代川
滝谷川・その他小河川堤防~~メ~~切作業
給水178世帯 にぎりめし・パンを支給
床上浸水以上の世帯に日用 品衣類（毛布・タオル・石鹼）を支
給 教科書・学用品を流出した 小・中学校生徒30名に学用品を
支給 水害見舞金の処理

昭和44年 8月12日

8月水害

・被害概要

7月末日以降の降雨により県北部、8月9日～10日上越地方、12日
から中越地方に被害を及ぼした。
熊沢地内、南田中地内、中野橋地内堤防決壊 夏針地内町道決壊
交通不能 仙見川橋流失 住家流失 2世帯 住家一部破損 2
世帯 床上浸水 70世帯 床下浸水 142世帯
農林水産業施設被害 12,930万円 公共土木施設被害 44,740
万円 農林畜水産被害 8,450万円 商工その他被害 10,049万
円

・災害対策・その他

災害対策本部 8.12～9.1 広報車による広報 見舞金支給
床上浸水@2,000×52件

昭和45年 7月18日

集中豪雨

災害対策本部設置 7.18～7.30

昭和51年 8月

51. 8水害

・被害概要

滝谷川搦木戸橋下流左岸破堤 不動堂橋流失 上戸倉・下戸倉・
山谷断水 床上浸水 4世帯 床下浸水 133世帯
農林水産業施設被害 24,692万円 公共土木施設被害 67,854
万円 農林畜水産被害 6,200万円 商工その他被害 2,166万
円

・災害対策・その他

臨時休校3 保育所一部休園 消石灰配布 交通規制

- 昭和53年 6月26日 6.26梅雨前線豪雨
- ・被害概要

6月22日から24日まで本州の太平洋岸に停滞していた梅雨前線は、25日15時には西日本で北上しはじめ、25日夜から新潟県内の雨はやや強まった。25日夜半から26日朝方にかけて、佐渡と下越地方で大雨となり28日の朝まで降り続いた。

6.18 18時～28日7時までの雨量累計331ミリ 床上浸水6世帯
 床下浸水288世帯 農林水産業施設被害55,710万円
 公共土木施設被害5,208万円 農林畜水産被害9,532万円
 商工その他被害120万円
 - ・災害対策・その他

課長会議 クレゾール液 消石灰 見舞金
- 昭和54年 7月28日 7.28大雨災害
- ・被害概要

7.28日 9時から29日9時まで 早出川ダム 累計146ミリ
 上戸倉地内 累計289ミリ 消防本部累計 117ミリ
 床上浸水 22世帯 床下浸水 179世帯
 農林水産業施設被害 20,280万円 公共土木施設被害 71,093万円
 農林畜水産被害 3,169万円
 - ・災害対策・その他

課長会議開催 危険河川各箇所土嚢積み クレゾール液
 消石灰配布
- 昭和56年 6月22日 大雨災害
- 梅雨前線停滞による大雨 床下浸水 13世帯
- 昭和56年 8月23日 台風15号
- 台風15号による水害 午前7時通過 瞬間風速 26m/s
 総雨量 106ミリ 床上浸水 8世帯 床下浸水 29世帯
 農林水産業施設被害 80万円
- 昭和57年 8月2日 台風10号
- 午前4時45分頃 瞬間風速 29m/s 住家一部破損 2世帯
 農産被害 6935万円
- 平成3年 8月8日 立秋豪雨
- ・被害概要

上空に寒気が入り、阿賀野川沿いの下越地方に強い雨が降った。一時間当たりの雨量が36mm（4時から5時）、33mm（16時から17時）を記録 床下浸水 14世帯 農林水産業施設被害 360万円
 公共土木施設被害 800万円
 - ・災害対策・その他

課長会議開催

平成3年 9月28日	台風19号 28日零時頃から南西の風が吹き始め、午前4時53分には瞬間最大風速30mに達する。農林水産業施設被害 275万円 農産物被害 3,520万円
平成4年 6月21日	豪雨 牧川120㎡欠壊 降水 35時間80m/m 公共土木施設被害780万円
平成7年 7月21日	豪雨 農林水産業施設被害 2,125万円 公共土木施設被害 4,800万円
平成7年 8月 2日	大雨被害 ・被害概要 2日の午後5時から降り始め24時間雨量は182.5ミリを記録。 滝谷川 別所地内・安出地内決壊川内簡易水道送水管破損 床下浸水 26世帯 農林水産業施設被害 1,215万円 公共土木施設被害 4,500万円 その他公共施設被害 70万円 農林畜水産被害 250万円 ・災害対策・その他 滝谷川、能代川、牧川等の流域では消防団員が出動し、積土のう工法等を施し、越水、決壊などの被害を最小限に食い止めた。
平成10年 8月 4日	集中豪雨 ・被害概要 床下浸水 22世帯 農林水産業施設被害 6,000万円 公共土木施設被害 1,000万円 農林畜水産被害 90万円 ・災害対策・その他 石灰配布
平成10年 8月12日	集中豪雨 ・被害概要 床下浸水 2世帯 ・災害対策・その他 石灰配布
平成10年 9月22日	台風7号 当町には午後7時から影響が出はじめた。瞬間風速27m、雨量10mm以下の風台風市街中心部において、建物被害（一部損壊）8棟 停電約400世帯 農産被害1,282万円
平成11年 5月25日	暴風 午前8時30分 瞬間風速25.0m（8：30） 建物被害2軒 突風による転倒により重傷1名

- 平成12年7月15日 集中豪雨
 15日夕方から夜半にかけて、中越・下越で3時間100ミリを越す激しい雨が降り、被害は五泉市・村松町に集中した。15日に一日降った雨量は176ミリに達し、最大1時間雨量は59ミリを記録した。
 床上浸水 22世帯 床下浸水 302世帯
 農林水産業施設被害 16,820万円 公共土木施設被害 43,900万円
 その他公共施設被害 1,607万円 農林畜水産被害 746万円
 商工その他被害 1,111万円
- 平成13年7月19日 雷雨災害
 日本海上空の寒気を伴った気圧の谷の通過に伴い、強い雨が降った。一時間あたりの降雨量59ミリ（総雨量114ミリ）
 町内各地で浸水 床下浸水17世帯
- 平成13年10月10日 暴風
 瞬間風速 27.0m 住家（一部損壊）1世帯 農林水産業施設被害70万円
 農林畜水産被害 48万円
- 平成14年7月15日 梅雨前線豪雨・台風7号
 農林水産業施設被害 30万円 農作物被害 30万円
 公共土木施設被害600万円
- 平成16年7月13日 7.13水害
 ・被害概要
 7月10日から13日にかけて、日本海から東北南部に停滞する梅雨前線の活動が活発化し、新潟・福島の両県で豪雨となった。特に13日朝から昼過ぎにかけて、新潟県の長岡地域、三条地域を中心に非常に激しい雨が降った。破堤能代川 1カ所 町内各地で浸水 床上浸水 1世帯 床下浸水 54世帯
 ・災害対策・その他
 被災地三条市で救援活動
- 平成17年8月10日 集中豪雨災害
 村松町消防本部で午前12時から午後1時までの間58.5mm、午後2時から3時までの間34.5mmの降雨量を記録した。このため町内各所で水害の発生が予測されたことからパトロール並びに砂・マタイのほか消石灰（10～12日）の配布を実施。
 午後3時35分、滝谷川（新丁の一部）が越水し、破堤の危険性が生じたことから、当地域（15世帯36名（住民票上））に避難指示を発令。避難所を村松町公民館に設けた。
 避難者は最大時、避難所に7世帯11人、知人宅1世帯2名、計8世帯13人となった。
 午後5時水防対策会議を開催。午後11時20分避難指示解除。
 床上浸水1戸、床下浸水25戸、住家以外浸水28戸
- 平成17年8月15日 集中豪雨災害
 床下浸水1戸

3. 市街地における大火災

昭和21年5月8日 村松大火

- ・被害概要

午後6時半頃、高札小路の鮮魚商から出火した火事は、折からのだしの風（東南風）に煽られ、当時横町にあった花火屋の火薬庫に引火し、被害がさらに拡大した。翌9日午前2時半頃ようやく鎮火となった。

罹災所帯数 1,208

罹災人口 4,000

死者 2

負傷者 59

焼損むね数 1,337

焼損面積 40,977坪

損害額 16,541万円

- ・災害対策・その他

9日 緊急町会召集され、罹災者に飯米、乾パンの配布が決められた。

県では救助対策を樹立し、日用雑貨、毛布等が村松に運ばれた。

4. 地震における災害

平成16年10月23日 新潟県中越大震災

- ・被害概要

17時56分頃、長岡市（川口町）を震源とするマグニチュード6.8の地震が発生。村松町では震度4を記録し、幾度か震度3の余震が続いた。

町内での被害は住家・倉庫の壁にひびが入ったとの軽微な報告がされた。

- ・災害対策・その他

課長会議を開催

県内被災市町村において救援活動並びに救援物資の提供

1. 豪雪による災害

平成23年度冬期	<p>冬期間累計降雪量 消防本部 468cm 村松分署 582cm</p> <p>年間の最大積雪深 消防本部 106cm (2月) 村松分署 120cm (2月)</p> <p>雪害対策本部を設置</p>
平成29年度冬期	<p>冬期間累計降雪量 消防本部 391cm 村松分署 526cm</p> <p>年間の最大積雪深 消防本部 84cm (2月) 村松分署 110cm (2月)</p> <p>雪害警戒本部を設置</p> <p>平成30年1月11～12日の降雪が、非常に重い雪質であったことから、市内各所で倒木による停電・通行止めが発生。 倒木による通行止めにより、菅沢、夏針、高松地区が一時孤立状態に。帰宅困難者対応のため、橋田小学校、村松支所を避難所として開設。17名が避難。 水道管の凍結、破損が多数発生。(1月で約1,600件の修理依頼。)</p>
令和2年度冬期	<p>冬期間累計降雪量 消防本部 429cm 村松分署 482cm</p> <p>年間の最大積雪深 消防本部 120cm (1月) 村松分署 115cm (1月)</p> <p>雪害警戒本部を設置</p> <p>令和3年1月8日からの降雪により市内各所で停電・通行止め等が発生。</p>

2. 大雨・台風による洪水・土砂・暴風災害

平成18年7月13日	<p>橋田地内において土砂崩れにより著しい危険が切迫している為、1世帯5人に避難勧告を発令</p>
平成18年7月18日	<p>橋田地内(寺元)において土砂崩れにより著しい危険が切迫している為、5世帯9人に避難指示を発令 橋田小学校に避難所を開設 累計雨量 7月11日19時から7月18日20時まで、雨量382mm</p>
平成23年7月27日 ～30日	<p>新潟福島豪雨 新潟県に停滞した前線の影響により県内全域で豪雨となった。29日9時から10時の1時間あたり降雨量が暮坪で69mm、菅の沢で57mm、降り始めからの累計雨量は五泉で404.5mm、村松で360.5mmを記録。 佐取地区54世帯124人に避難指示、その他4地区2,133世帯7,703人に避難勧告を発令した。避難所5箇所延べ925人が避難。 床上浸水37棟、床下浸水382棟。土木関係被害は道路25箇所、橋梁2橋。農業被害は水稻198ha、野菜類119ha、被害総額3億8300万円、林道作業道302箇所</p>

平成24年4月3日 暴雨被害
 ～4日 最大瞬間風速 消防本部 28.8m 村松分署 31.0m
 公共施設被害額 8,000千円
 住宅・倉庫等破損 31棟
 農業施設 倒壊、破損等多数
 自主避難者 1世帯3名（市役所休養室）
 停電 駅前、緑町、寺沢 418戸 高松、牧 333戸

平成24年8月6日 暴風雨被害
 最大瞬間風速 消防本部 34.4m 村松分署 28.0m
 時間雨量 消防本部 34.0mm 村松分署 23.5m
 人的被害 1名負傷
 公共施設被害額 2,635千円
 住宅等半壊 1棟 一部損壊 16棟 床下浸水 6棟
 農業被害 農舎、ビニールハウス等 9棟
 れんこん30ha さといも113ha その他15ha
 停電 川瀬、五十嵐新田ほか 271戸

平成25年7月30日 大雨被害
 時間雨量 消防本部 17.5mm 村松分署 16.0mm 早出川ダム 43.0mm
 24時間雨量 消防本部 65.0mm 村松分署 79.5mm 早出川ダム 169.0mm
 早出川善願水位 14.48m（はん濫注意水位）
 公共施設被害額 25,715千円
 床下浸水 4棟
 農業被害 農業施設土砂流入 水稻1.0ha冠水等

平成26年7月9日 大雨被害
 時間雨量 消防本部 28.5mm 村松分署 22.0mm 戸倉 44.0mm
 24時間雨量 消防本部 115.0mm 村松分署 98.0mm 戸倉 136.0mm
 早出川善願水位 14.63m（避難判断水位）
 戸倉地区に土砂災害警戒情報発令
 避難準備情報発令 2,146世帯
 戸倉コミュニティーセンター、五泉小学校、五泉北中学校を避難所として開設。合計91名が避難。
 公共施設被害額 4,300千円
 農業被害 水田土砂流入 2a
 停電 木越、石曾根等 1.075戸

平成27年8月25日 台風第15号による暴風被害
 ～26日 最大瞬間風速 消防本部 29.1m 村松分署 34.0m
 公共施設被害額 2,268千円
 トラック横転による馬下橋通行止めが発生
 住宅等被害 9棟
 農業被害 パイプハウス一部損壊 39棟
 水稻 1,300ha脱粒 さといも葉の損傷78ha 等

平成28年7月6日 梅雨前線豪雨
24時間雨量 五泉55.0mm 村松59.0mm 戸倉97.0mm
早出川善願水位 14.87m (避難判断水位)
戸倉・蛭野地区に土砂災害危険レベル3発表
避難準備情報発令 73世帯
避難勧告発令 3,005世帯
床下浸水2件
公共施設被害 9,800千円

平成29年7月3日 梅雨前線豪雨
～5日 累計雨量 五泉189.5mm 村松179.0mm
早出川善願水位14.03m (はん濫注意水位)
阿賀野川馬下水位20.51m (はん濫注意水位)
避難準備・高齢者等避難開始発令 8,889世帯
床上浸水1件 (非住宅)
公共施設被害 3,700千円

平成29年7月18日 梅雨前線豪雨
～19日 24時間雨量 五泉29.0mm 村松81.0mm 戸倉242.0mm
早出川善願水位15.23m (はん濫危険水位)
阿賀野川馬下水位21.31m (はん濫注意水位)
市内広い範囲で土砂災害危険レベル3発表
避難準備・高齢者等避難開始発令 6,358世帯
避難勧告発令 18,456世帯
避難指示 (緊急) 発令 288世帯
床上浸水1件、非住宅6件 床下浸水4件
公共施設被害 30,420千円
県所管施設 河川護岸ブロック崩壊等多数

平成29年7月24日 梅雨前線豪雨
累計雨量 五泉147.5mm 村松176.0mm 戸倉207mm
早出川善願水位14.04m (はん濫注意水位)
川東、橋田地区、村松地域全域で土砂災害危険レベル1
避難準備・高齢者等避難開始発令 8,912世帯
公共施設被害 16,600千円

平成29年9月17日 台風第18号による暴風被害
～18日 最大瞬間風速 消防本部 35.6m 村松分署 29.5m
公共施設被害 東小学校ほか一部破損多数
共同住宅 半壊1棟 住宅等被害 12棟
農業被害 パイプハウス倒壊 1棟 一部損壊 22棟
水稲 300ha脱粒 さといも葉の損傷70ha 等

平成30年3月1日 暴風被害
～2日 最大瞬間風速 消防本部 29.2m 村松分署 35.0m
公共施設被害 総合会館屋根一部破損ほか
住宅等被害 9棟 電線のスパーク 5件
農業被害 パイプハウス一部損壊 18棟

令和元年10月12日 台風第19号による暴風被害
 ～13日 最大瞬間風速 消防本部 24.9m 村松分署 24.0m
 公共施設被害 総合保育園外壁破損ほか
 農業被害 農業用ハウス1棟
 阿賀野川堤外地120ha冠水 羽下地内 4ha冠水
 累計雨量 消防本部 86mm 早出川ダム 173mm
 阿賀野川馬下水位 23.18m
 避難準備、高齢者等避難開始 473世帯 1,031人
 避難勧告 473世帯 1,031人

3. 市街地における大火災

平成26年6月21日 本町6丁目大火
 午前4時15分、本町6丁目笹川畔の住宅より出火、住宅密集地であることから、周辺の住宅や倉庫10棟を焼失して、3時間後の7時30分に鎮火。最大で9世帯24名が五泉小学校に避難。
 火元住宅に住む73歳の男性が逃げ遅れて死亡し、同居の70歳の妻が火傷を負った。原因は不明。
 罹災状況
 全 焼 9棟（住宅6棟、土蔵2棟、倉庫1棟）
 部分焼 1棟（事務所1棟）
 ぼ や 5棟（住宅5棟）
 焼失面積 1,780㎡、被害額 5,286万円
 罹災世帯 17世帯、罹災人員 44名
 死 者 1名、負傷者 1名

4. 地震における災害

令和6年1月1日 能登半島地震
 午後4時10分頃、石川県能登地方を震源として発生したマグニチュード7.6、最大震度7の地震が発生。
 五泉市では本庁舎で震度5弱、村松支所で震度4を記録。
 災害救助法適用
 基幹避難所8ヶ所開設 避難者 6世帯 13人
 人的被害 軽症者 1名
 公共施設被害 35,195千円
 一般住宅被害 準半壊43件、一部損壊452件

5-4 地域防災計画 節別担当課一覧表
 (1) 風水害等対策編

節番号	五泉市地域防災計画 (風水害等対策編) 章・節名	課名																							
		総務課	企画政策課	財政課	会計課	税務課	市民課	環境保全課	健康福祉課	高齢福祉課	こども家庭課	農林課	農業委員会	商工観光課	都市整備課	上下水道局	議会事務局	監査委員事務局	学校教育課	生涯学習課	スポーツ推進課	図書館	消防本部	地域振興課	支所
	第1章 総則																								
1	計画作成の趣旨等	◎																							
2	防災関係機関等の責務と処理すべき事項または事務の大綱	◎																							
	第2章 五泉市の概況と防災対策の推進方向																								
1	五泉市の概況	◎	◎																					◎	
2	五泉市の社会的条件	◎	◎																						
3	防災対策の推進方向	◎	◎																						◎
	第3章 気象注意報・警報等の発表及び伝達																								
1	気象注意報・警報等の種類及び発表基準	◎																							◎
2	気象等防災観測体制の整備	◎																							◎
3	気象注意報・警報等の伝達体制の整備	◎																							◎
	第4章 災害に関する情報の収集及び伝達																								
1	情報の収集伝達のための通信の確保	◎																							◎
2	情報の収集伝達システムの確立	◎																							◎
3	収集情報の広報に関する措置	◎																							◎
	第5章 災害予防計画																								
1	防災教育・訓練計画	◎																							◎
2	自主防災組織育成計画	◎																							◎
3	防災都市計画	◎	◎																						◎
4	集落孤立対策計画	◎																							◎
5	建築物等災害予防計画			◎																					◎
6	道路・橋梁等の風水害対策																								◎
7	土砂災害警戒区域等に対する災害予防計画																								◎
8	河川災害予防計画	◎																							◎
9	農地・農業用施設等の災害予防計画																								◎
10	防災通信施設災害予防計画	◎																							◎
11	電気通信事業者の災害予防計画	◎																							◎
12	都市ガス施設災害予防計画	◎																							◎
13	上水道施設災害予防計画																								◎
14	下水道施設災害予防計画																								◎
15	危険物施設災害予防計画																								◎
16	火災予防計画																								◎
17	水防管理団体の体制整備	◎																							◎
18	廃棄物処理体制の整備																								◎
19	救急・救助計画	◎																							◎
20	医療救護計画																								◎
21	避難計画	◎																							◎
22	災害時要配慮者の安全確保計画	◎																							◎
23	食料・生活必需品等の確保計画	◎																							◎
24	文教施設における災害予防計画																								◎
25	文化財の風水害対策																								◎
26	ボランティアの受入れ計画	◎																							◎
27	豪雪に対する災害予防																								◎
28	台風に対する災害予防	◎																							◎
	第6章 災害応急対策																								
1	災害対策本部の組織・運営計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2	災害配備体制	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3	応援要請計画	◎																							◎
4	防災通信施設応急対策	◎	◎																						◎
5	被災状況等収集伝達計画	◎	◎																						◎
6	広報計画	◎	◎																						◎
7	避難及び避難所運営計画	◎																							◎
8	自衛隊の災害派遣計画	◎																							◎
9	輸送計画			◎																					◎
10	交通規制計画及び交通施設の応急対策																								◎
11	火災対策計画	◎																							◎
12	水防活動計画	◎																							◎
13	救急・救助活動計画	◎																							◎
14	医療救護活動計画																								◎
15	防疫及び保健衛生計画																								◎
16	こころのケア対策計画																								◎
17	廃棄物処理計画																								◎
18	トイレ対策計画																								◎
19	入浴対策計画																								◎
20	食料供給計画	◎	◎																						◎
21	生活必需品等供給計画	◎	◎																						◎
22	災害時要配慮者の応急対策	◎																							◎
23	文教施設における災害応急対策																								◎
24	障害物の処理計画																								◎
25	遺体の捜索・処理・埋葬計画																								◎
26	愛玩動物の保護対策																								◎
27	災害時の放送	◎	◎																						◎
28	公衆通信施設応急対策	◎	◎																						◎
29	電力施設応急対策	◎																							◎
30	都市ガス施設供給対策	◎																							◎
31	給水・上水道施設応急対策																								◎
32	下水道施設等応急対策																								◎
33	危険物等施設応急対策	◎																							◎
34	鉄道施設の応急対策	◎																							◎
35	道路及び橋梁応急対策																								◎
36	土砂災害・斜面災害応急対策																								◎
37	河川施設応急対策	◎																							◎
38	農業生産基盤施設の応急対策			◎																					◎
39	農林産業応急対策																								◎

5-4 地域防災計画 節別担当課一覧表
 (1) 風水害等対策編

節番号	五泉市地域防災計画 (風水害等対策編) 章・節名	課名														支所 地域振興課								
		総務課	企画政策課	財政課	会計課	税務課	市民課	環境保全課	健康福祉課	高齢福祉課	子ども家庭課	農林課	農業委員会	商工観光課	都市整備課		上下水道局	議会事務局	監査委員事務局	学校教育課	生涯学習課	スポーツ推進課	図書館	消防本部
40	商工業応急対策													◎										
41	応急住宅対策														◎									
42	ボランティア受入れ対策																							◎
43	義援金の受入れ・配分計画				◎																			◎
44	義援物資対策				◎																			◎
45	災害救助法による救助計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	第7章 火災・事故等の災害対策																							
1	林野火災対策	◎								◎				◎										◎
2	鉄道事故災害対策	◎												◎	◎									◎
3	道路事故災害対策	◎												◎										◎
	第8章 災害復旧・復興計画																							
1	公共施設の災害復旧	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2	民生安定化対策	◎				◎								◎	◎									◎
3	融資・貸付その他資金等による支援計画	◎								◎			◎											◎
4	災害復興対策	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

(2) 震災対策編

節番号	五泉市地域防災計画 (震災対策編) 章・節名	課 名																						
		総務課	企画政策課	財政課	会計課	税務課	市民課	環境保全課	健康福祉課	高齢福祉課	こども家庭課	農林課	農業委員会	商工観光課	都市整備課	上下水道局	議会事務局	監査委員事務局	学校教育課	生涯学習課	スポーツ推進課	図書館	消防本部	支所 地域振興課
	第1章 総則																							
1	計画作成の趣旨	◎																						
2	防災関係機関等の責務と処理すべき事項又は事務の大綱	◎																						
3	新潟県の特質と過去の地震被害	◎	◎																				◎	
4	積雪期における地震と対策	◎	◎																				◎	
5	地震被害の想定	◎	◎																				◎	
	第2章 災害予防計画																							
1	防災教育・訓練計画	◎							◎	◎	◎			◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎
2	自主防災組織育成計画	◎																					◎	◎
3	防災都市計画		◎											◎										◎
4	集落孤立対策計画	◎												◎										◎
5	地盤災害予防計画										◎													◎
6	建築物等災害予防計画			◎										◎										◎
7	道路・橋梁等の地震対策													◎										◎
8	河川施設の地震対策	◎												◎	◎									◎
9	農地・農業用施設等の地震対策										◎													◎
10	防災通信施設災害予防計画	◎																						◎
11	電気通信事業者の災害予防計画	◎																						◎
12	都市ガス施設災害予防計画	◎																						◎
13	上水道施設災害予防計画																◎							◎
14	下水道施設災害予防計画																◎							◎
15	危険物施設災害予防計画																							◎
16	地震時の火災予防計画		◎																					◎
17	廃棄物処理体制の整理							◎																◎
18	救急・救助計画	◎							◎															◎
19	医療救護計画	◎							◎															◎
20	避難計画	◎				◎		◎	◎	◎			◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎
21	災害時要配慮者の安全確保計画	◎				◎		◎	◎	◎														◎
22	食料・生活必需品等の確保計画	◎											◎											◎
23	文教施設における災害予防計画																			◎	◎			◎
24	文化財の地震災害対策																				◎			◎
25	ボランティア受入れ計画	◎							◎	◎	◎										◎			◎
26	積雪期の地震災害予防計画	◎									◎				◎									◎
	第3章 災害応急対策																							
1	五泉市災害対策本部の組織・運営計画及び職員の配備・召集体制	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2	応援要請計画	◎																						◎
3	防災通信施設応急対策	◎	◎																					◎
4	被災状況等収集伝達計画	◎	◎	◎		◎									◎									◎
5	広報計画	◎	◎																					◎
6	避難及び避難所運営計画	◎				◎		◎	◎	◎											◎	◎	◎	◎
7	自衛隊の災害派遣計画	◎																						◎
8	輸送計画			◎											◎	◎								◎
9	交通規制計画及び交通施設の応急対策														◎									◎
10	火災対策計画	◎																						◎
11	救急・救助活動計画	◎							◎															◎
12	医療救護活動計画	◎							◎															◎
13	防疫及び保健衛生計画							◎	◎															◎
14	こころのケア対策計画								◎	◎	◎										◎			◎
15	廃棄物処理計画							◎																◎
16	トイレ対策計画							◎																◎
17	入浴対策計画							◎	◎	◎														◎
18	食料供給計画	◎	◎											◎										◎
19	生活必需品等供給計画	◎	◎											◎										◎
20	災害時要配慮者の応急対策	◎						◎	◎	◎														◎
21	建物の応急危険度判定計画	◎						◎	◎	◎					◎									◎
22	宅地等の応急危険度判定計画	◎													◎									◎
23	文教施設における災害応急対策																				◎	◎	◎	◎
24	障害物の処理計画							◎							◎									◎
25	遺体の捜索・処理・埋葬計画							◎	◎															◎
26	愛玩動物の保護対策							◎																◎
27	災害時の放送	◎	◎																					◎
28	公衆通信施設応急対策	◎	◎																					◎
29	電力施設応急対策	◎																						◎
30	都市ガス施設供給対策	◎																						◎
31	給水・上水道施設応急対策																							◎
32	下水道施設等応急対策																							◎
33	危険物等施設応急対策	◎						◎																◎
34	鉄道施設の応急対策	◎																						◎
35	道路及び橋梁応急対策																							◎
36	土砂災害・斜面災害応急対策																							◎
37	河川施設応急対策	◎						◎							◎	◎								◎
38	農業生産基盤施設の応急対策			◎																				◎
39	農林産業等応急対策計画																							◎
40	商工業応急対策																							◎
41	応急住宅対策																							◎
42	ボランティア受入れ対策									◎														◎
43	義援金の受入れ・配分計画									◎														◎
44	義援物資対策									◎														◎
45	災害救助法による救助計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	第4章 災害復旧・復興計画																							
1	公共施設の災害復旧	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2	民生安定化対策	◎																						◎
3	融資・貸付その他資金等による支援計画	◎																						◎
4	災害復興対策	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

(3) 水防計画編

節番号	五泉市地域防災計画 (水防計画編) 章・節名	課 名													支所 地域振興課									
		総務課	企画政策課	財政課	会計課	税務課	市民課	環境保全課	健康福祉課	高齢福祉課	こども家庭課	農林課	農業委員会	商工観光課		都市整備課	上下水道局	議会事務局	監査委員事務局	学校教育課	生涯学習課	スポーツ推進課	図書館	消防本部
	第1章 総則																							
1	水防計画編の目的	◎																						
2	水防計画編の内容	◎																						
3	用語の定義	◎																						
	第2章 五泉市における水防組織																							
1	災害対策本部の設置及び組織事務分掌	◎																					○	
2	水防態勢における関係機関の連絡系統	◎													○									
	第3章 河川関係重要水防箇所																							
1	重要水防箇所評定基準	○																						
2	県管理河川	○													◎									
3	国土交通省直轄河川	○													◎									
4	水防上巡視を必要とする構造物箇所	○													◎	○								
	第4章 気象状況・洪水予報・雨量水位等の情報																							
1	気象状況の連絡	◎																						
2	洪水予報の連絡	◎														○	○							○
3	雨量水位等の情報	◎														○	○							○
	第5章 水防警報計画																							
1	水防警報を行う河川及び水防警報発表者	◎														○								○
2	水防警報の対象となる水位観測所	◎														○								○
3	水防警報の段階と範囲	◎														○								○
4	各対象量水標の水防警報範囲	◎														○								○
5	水防警報の例示	◎														○								○
6	消防団による水防巡視及び水防受持区域	○																						◎
	第6章 水防に関する心急対策																							
1	水防管理団体の出動	◎														○	○							○
2	決壊時の措置	◎														○	○							○
3	費用負担と公用負担	◎														○	○							○
4	水門の操作	◎														○	○							○
5	協力・応援	◎														○	○							○
6	水防報告	◎														○	○							○
7	通信・連絡	◎														○	○							○
	第7章 水防に関する予防計画																							
1	水防訓練	◎														○	○							○
2	五泉市防災マップ	◎														○	○							○
3	水防資材	○														◎								○
	第8章 出水期における特定地域の防災(水防)計画																							
1	佐取地域防災(水防)計画	◎														○								○
2	郷屋・大蔵・柄沢・不動堂地域防災(水防)計画	◎														○								○
3	防災(水防)に関する連絡系統図	◎														○								○

(4) 資料編

節番号	五泉市地域防災計画 (資料編) 章・節名	課 名														支所 地域振興課								
		総務課	企画政策課	財政課	会計課	税務課	市民課	環境保全課	健康福祉課	高齢福祉課	こども家庭課	農林課	農業委員会	商工観光課	都市整備課		上下水道局	議会事務局	監査委員事務局	学校教育課	生涯学習課	スポーツ推進課	図書館	消防本部
1 防災組織等に関する資料																								
1-1-1	五泉市防災会議委員	◎																						
1-1-2	五泉市防災会議条例	◎																						
1-2-1	五泉市災害対策本部条例	◎																						
1-2-2	五泉市災害対策本部長以下所属長	◎																						
1-2-3	五泉市災害対策本部運営規程	◎																						
1-3-1	五泉市災害救助条例	◎																						
1-3-2	新潟県災害救助法施行細則	◎																						
1-3-3	新潟県災害救助法施行細則第5条に関する基準	◎																						
1-4-1	五泉市災害弔慰金の支給等に関する条例	◎																						
1-4-2	五泉市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	◎																						
1-5	五泉市災害見舞金支給要綱	◎																						
1-6	五泉市雪害予防対策実施要領	◎																						
1-7	五泉市防災行政無線局管理運用規則	◎																						
1-8-1	五泉市消防団の設置等に関する条例																							◎
1-8-2	五泉市消防団規則																							◎
1-9-1	新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱																							◎
1-9-2	新潟県消防防災ヘリコプター緊急運航要領																							◎
2 情報伝達に関する資料																								
2-1	関係機関連絡表	◎																						
2-2	放送機関との協力体制	◎																						
2-3	通信施設の現況	◎																						
2-4	災害連絡票	◎																						
2-5	新潟県被害報告様式	◎																						
2-6	自衛隊災害派遣要請依頼書	◎																						
2-7	非常通信実施の要領	◎																						
3 避難所及び医療等に関する資料																								
3-1	緊急時の避難所	◎							○	○				○					○	○		○		○
3-2	医療施設							◎																○
3-3	ヘリポート適地	○												○					○	○				◎
4 危険区域及び防災施設等に関する資料																								
4-1	災害危険箇所集計表	◎																						
4-2	山地に起因する災害危険箇所										◎													
4-3	雪崩危険箇所										◎													
4-4	土砂災害計画区域・特別計画区域一覧	○													◎									
4-5	土砂災害警戒区域・特別警戒区域内の要配慮者利用施設	◎							○	○	○													
4-6	保安林指定箇所										◎													
4-7	災害時に孤立する可能性がある集落	◎									○			○										
4-8	消防に関する資料																							◎
4-9	市道一覧表														◎									
4-10	ため池施設一覧表										○													
4-11	防災上重要な公共建築物一覧	◎								○	○	○									○			○
4-12	五泉市指定・登録文化財一覧																					◎		
5 その他資料																								
5-1	給食施設及び業種別組合長名簿	◎									○			○										○
5-2	既往の主な災害(旧五泉市・旧村松町)	◎																						○
5-3	既往の主な災害	◎																						○
5-4	地域防災計画 節別担当課一覧表	◎																						
6 水防計画編に関する資料																								
6-1	河川等の概況																							
6-2	阿賀野川馬下量水標の水位	◎																						
6-3	早出川善願量水標の水位	◎																						
6-4	砂防指定河川																							
6-5	信濃川、阿賀野川洪水到達時刻表	◎																						
6-6	洪水時におけるダム及び水門の操作	◎																						
6-7	水防活動の巡視要領														◎									○

6. 水防計画編に関する資料

6-1 河川等の概況

(1) 阿賀野川水系 早出川

本河川は、沿川の地域開発などによる遊水地の減少などに加え、本河川に注ぐ支流の改修、農業排水路の改良などにより流水の加速も原因し、降雨出水時には急激な増水現象が生じ、加えて下流部は川幅が狭く曲がりくねっているため、度々災害が発生し、その都度災害復旧工事を行ってきた。

昭和46年に新潟県で早出川改修計画を策定し、その一貫として昭和47年に早出川ダムの建設工事に着手し、昭和55年に完成させた。一方国土交通省直轄管理区間5.1kmの流水能力の増大、水衝部の解消及び蛇行部の整正を図るため、下流部は堤防強化（腹付嵩上げ、引堤）、上流部は捷水路を開削する計画が策定され、堤防強化は昭和51年度から捷水路工事は昭和63年から着手し平成8年度で完成し、直轄管理区間は4.6kmとなった。

ダムの完成と新しい捷水路の完成により直轄管理区間は従来からの洪水に対する不安が一応解消された。しかし、善願橋から上流については平成7年8月出水で水衝部箇所等が被災し、災害復旧工事で完成しているが、水衝部の洗掘など重要水防箇所もあるため降雨出水時には巡視警戒が必要である。

(2) 阿賀野川水系 太田川

この河川の流域は、順次宅地化が進み、降雨時には急激な増水現象が生じて住宅、団地、公共施設等に被害が発生しやすいため増水時には速やかに排水ポンプを操作することが必要である。

(3) 阿賀野川水系 仙見川

仙見川は三条市（旧下田村）に源を発し、いくつもの小河川と合流し、川内地区を通り不動堂橋上流で早出川と合流する河川である。急流河川で蛇行しているため、降雨時には警戒が必要で、異常出水時には厳重な警戒が必要である。

(4) 阿賀野川水系 杉川

奥早出守門県立自然公園に源を発する杉川は、暮坪地内で早出川に合流する急流河川で、岩盤の地形を有する河床のため、出水時には注意が必要である。しかし家屋等は高台にあるため、水害被害の危険性は低い。

(5) 阿賀野川水系 高石川

その殆どが山間を流下し、高石集落を縦貫して早出川に合流する急流河川である。過去の水害で、堤防の嵩上げ等が施工されているため、越水による危険性は低い。

(6) 信濃川水系 能代川

能代川は五泉市の宝蔵山に源を発し、五部一川・牧川・滝谷川・辻川・宮古川・後田川及び荻曾根川の支川を合せて小阿賀野川に合流する流路延長33.4km流域面1.4km²の信濃川水系一級河川である。

本河川は全域にわたって蛇行、屈曲が多く無堤地区や堤防高不足等未施工箇所があったが、昭和53年6月の豪雨水害を契機に下流部の小阿賀野川合流部から改修事業を進め、概ね新津地内は完了した。平成12年7月下越地方を中心に局地的な集中豪雨が発生し流域に甚大な被害をもたらした。これを受け災害復旧助成事業及び災害復旧等関連緊急事業が採択され、五泉地内の捷水路工事が始まり平成17年3月に笹野町地内まで通水し、一部旧川処理工事を残し完了した。

なお、河川改修後の流域の動態については、十分な巡視警戒が必要である。

五部一川合流点より上流については、未改修区間で、カミソリ堤防・屈曲部が多数見られ降雨出水時には巡視警戒が必要である。

(7) 信濃川水系 荻曾根川

この河川は、能代川の支流で、増水時には川幅が狭く流下に支障をきたし度々冠水を生じてきた。近年流域の宅地化が進んでおり増水時には被害も生じている。このため、県では改修事業を進め、能代川合流点から月見橋まで暫定断面で完了している。その上流部については、改修計画を地元に諮り、事業を進めるべく準備をしているところである。

また、能代川本線の改修が進み荻曾根川合流部に水門が設置され、能代川の増水時には逆流を防ぐために適切な操作が必要である。

(8) 信濃川水系 宮古川

平成12年7月の集中豪雨により、流域に甚大な被害が発生した。これを受け災害復旧助成事業により、能代川合流部から改修工事を行い、川幅拡幅や蛇行改修を行い平成17年度に完成した。なお、改修後の降雨出水期については、河川施設等の状況を十分に監視して行く必要がある。

(9) 信濃川水系 滝谷川

能代川支川の滝谷川は千原地内から村松市街地をとおり白山を源とする河川である。

平成12年度からの災害復旧助成事業で能代川合流地点から1,280m（境橋まで）改修が終わり、市街地の一部も改修済みであるが、平成17年8月の豪雨により、未改修区間の市街地で越水被害が生じ避難指示が発令されるなど、出水時には非常に危険な状態になる。

平成18年度から未改修区間の一部を、災害復旧関連事業・広域河川改修事業で改修されることになるが当分の間、降雨等の出水時には、十分な巡視が必要になる。

(10) 信濃川水系 神戸川

蛭野地内を流れる神戸川は、山間地にあり急勾配を呈しているが、出水による越水等の危険性は少ない。

(11) 信濃川水系 辻川

能代川支川の辻川は、町屋地内を起点とし、農耕地を経て刈羽集落を通り、大沢まで達する河川である。

災害復旧助成事業で能代川合流地点から 3,610m（長橋まで）改修が終わっているが、上流部の刈羽地内の未改修区間は、川幅も狭く、曲がりくねっており、降雨等の出水時には、十分な巡視が必要になる。

(12) 信濃川水系 牧川

能代川支川の牧川は、千原地内から牧地内を通り加茂市土倉まで達する河川である。

平成 12 年の豪雨により、越水被害の元となった農道橋を含めた改修は、災害復旧助成事業で合流地点から 1,352m（笹野町まで）改修が終わり水害の危険性は少なくなった。しかし上流の牧地内では、一部改修区間において、旧河川との合流箇所屈曲部が点在し、降雨等の出水時には、十分な巡視が必要になる。

(13) 信濃川水系 五部一川・派川能代川

白山を源とし、十全地区の田園地帯を流れる五部一川と、上野地内で能代川から分流した派川能代川が合流し、千原地内で能代川に合流する河川で、能代川バイパスとして位置づけられている。

比較的安定した河川断面で、越水等の危険性は少ないが、国道 290 号五部一川橋上流にある家屋が湛水する危険があるため巡視が必要になる。

(14) 信濃川水系 城ノ入川

白山を源流とし、大蒲原地内で能代川に合流する河川で、その殆どが山間地を流れているため、危険性は低い。

(15) 川東地区溪流河川

昭和 53 年 6 月の災害以後国・県において積極的に災害防除につとめ、ダムの設置流路工などの整備がなされてきているが、それぞれの河川の下流部には集落もあるので気象状況に十分注意し、現況把握に努め降雨時には巡視警戒が必要である。

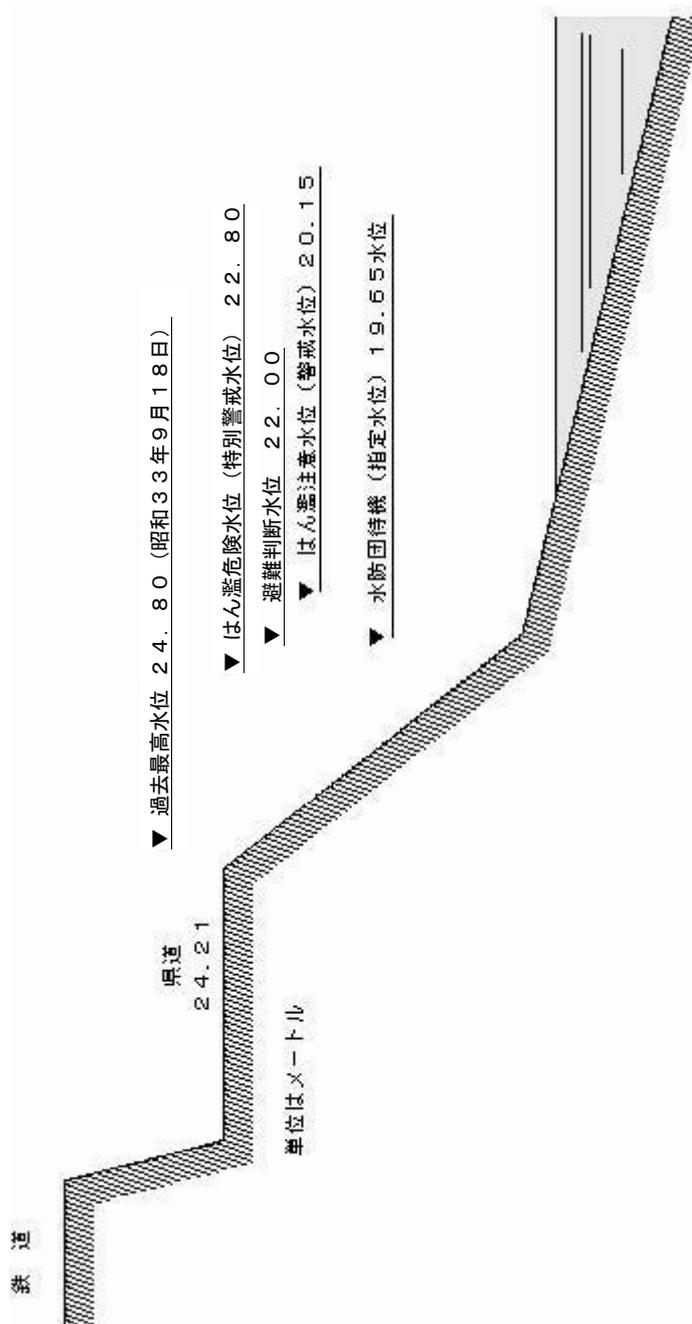
(16) 市内の橋梁について

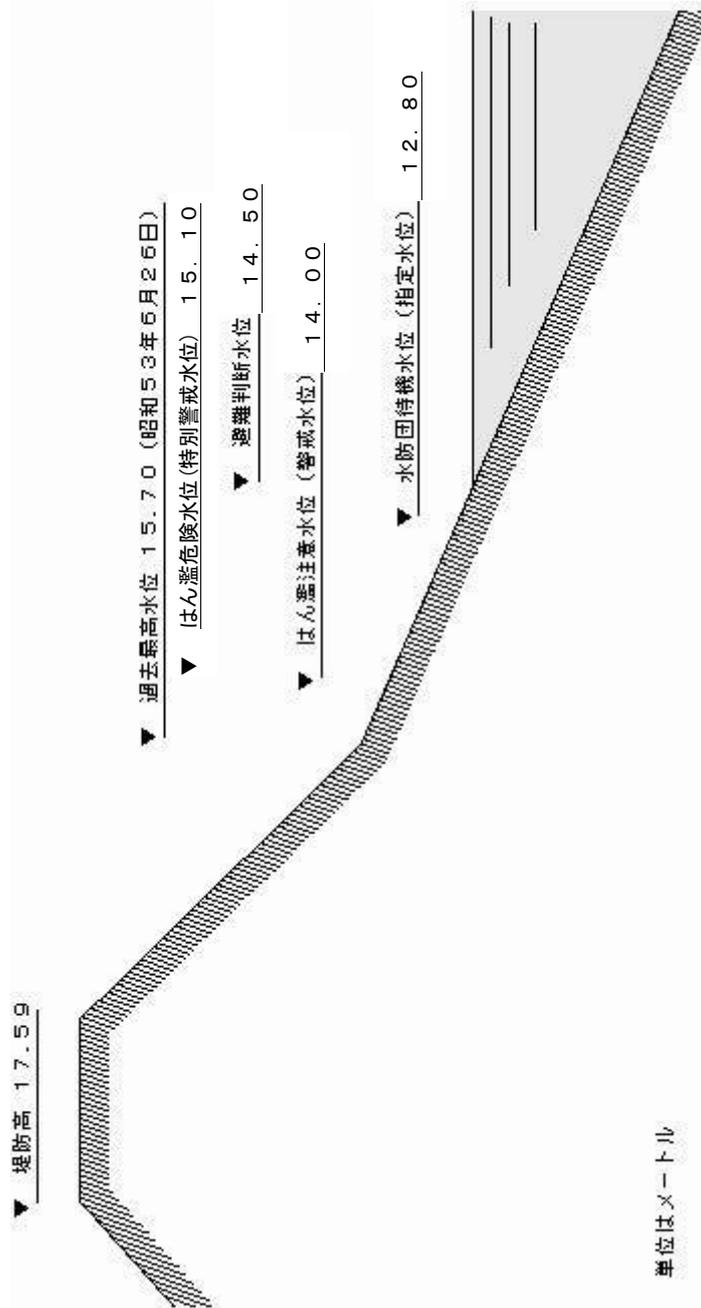
五泉市管内に架設してある橋梁については、毎年維持補修を行っているが、河川の増水時には十分な巡視警戒が必要であり、異常や危険を感じたときには直ちに関係機関と連絡をとり交通止めなどの処置を講ずる。

(17) 山沿いの道路について

五泉市管内の山沿いの道路としては、国道 290 号線、県道咲花温泉線、新潟五泉間瀬線、白根安田線、村松・田上線、出戸・村松線、白山・村松線、新潟・村松・三川線、小面谷・笹目線の 9 路線があるが、いずれも重要路線であるため、降雨出水時には十分な警戒が必要であり、通行上危険な状況となったときは、ただちに新潟地域振興局新津地域整備部、警察署、隣接市町村及び関係機関と連絡をとり、通行制限、交通止めなどの処置をとる。

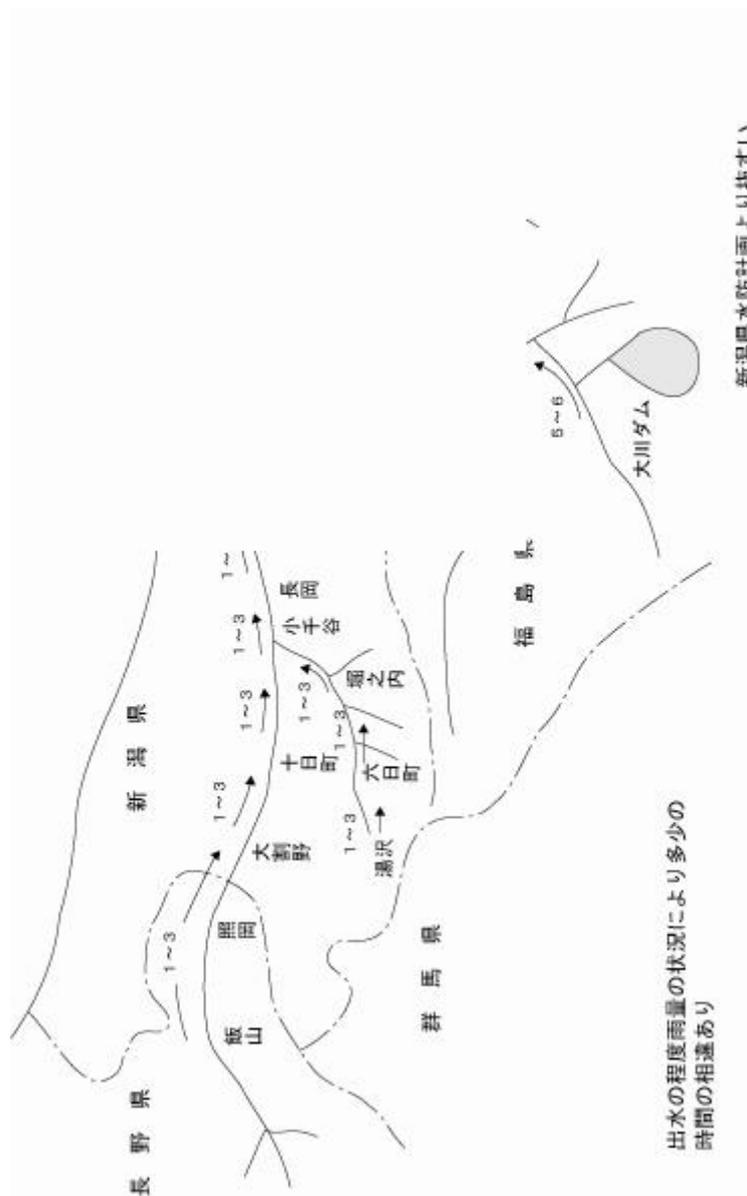
また、市内の山沿い地区は、ほとんどが急傾斜地崩壊、土石流発生の危険地帯である。しかも、昭和 42 年には各地区において災害が発生し、被害も出ているのでこれらのことからして雨期又は降雨時には十分な巡視警戒が必要であり、異状発見につとめ、認められたときには、ただちに関係機関に通報するとともに関係地域住民に周知させるなどの処置をとる。





6-4 砂防指定河川

整理 番号	河川名	ふりがな	告示年月日	告示番号	指定延長(m)	指定延長2(m)	指定面積(ha)
1	能代川	のうだい	S26.9.6	820	2,800		71.4
2	仙見川	せんみ	S27.8.6	1105	3,000		14.6
			S49.2.6	111	3,000		14.3
3	城之入川	じょうのいり	S31.3.3	357	2000		24.85
			H1.3.3	472	944		4.67
4	成沢川	なりさわ	S32.12.21	1694	1,000		1.45
			S63.6.28	1476	654		2.13
5	杉川	すぎ	S34.9.16	1760	1,200		11.88
6	風越川	かぜごし	S37.10.30	2731	230		0.62
			S43.2.20	203	700		2.95
7	大蔵川	おおくら	S38.10.14	2618	433		0.27
			S43.2.20	203	1100		1.23
			H16.6.9	626	240		0.9823
			H30.6.15	754	3.1		0.0357
8	牧ノ入川及び上ノ入川	まきのいり・じょうのいり	S41.8.16	2767	540	690	14.8
9	新江川	しんえ	S42.3.31	1155	860		4.85
			S43.5.8	1368	400		10.29
10	首戸沢川	くびとざわ	S42.12.28	4608	1,800		0.64
11	大谷川	おおたに	S42.12.28	4608	1,800		1.29
			S55.3.29	688	620		2.71
12	加治ヶ入沢川	かじがいらさわ	S43.2.20	203	650		4.03
13	不動堂川	ふどうどう	S43.2.20	203	550		2.31
14	水上沢川	みなかみさわ	S43.2.20	203	1,300		6.29
			S60.6.14	931	189.5		0.43
15	尾白川	おじろ	S43.2.20	203	1700		10.84
			S43.5.8	1368	1,000		0.08
			H27.11.17	1145	60		0.0561
16	土ノ入川	つちのいり	S43.2.20	203	580		2.32
17	水頭沢川	みずがいらさわ	S43.2.20	203	600		4.21
18	草ヶ入沢川	くさがいらさわ	S43.2.20	203	300		1.9
19	上ノ入川	じょうのいり	S43.2.20	203	550		2.46
20	下谷大沢川	しもだにおおさわ	S43.2.21	204	1,000		4.2
21	加生上沢川	かしょうじょうさわ	S44.3.14	584	360		1.25
22	山谷川	やまや	S45.7.8	1034	550		1.3
			H12.5.10	1282	1240		42.86
23	黒谷沢川	くろたにさわ	S45.7.8	1034	1,150		3.4
24	中ノ沢川	なかのさわ	S45.7.8	1034	900		2.3
25	滝谷川	たきや	S46.10.6	1673	1,000		1.6
			H5.3.25	935	658		1.7
26	神戸川	かんど	S46.10.6	1673	310		1.9
27	寺川	てら	S46.10.6	1673	800		2
28	小杉沢川	こすぎざわ	S49.2.6	111	500		1.6
29	穴沢川	あなさわ	S49.2.6	111	500		1.58
30	松野沢	まつのざわ	S49.2.6	111	500		1
31	五部一川	ごぶいち	S52.1.21	45	4,500		11.25
32	田川内沢川	たこうじざわ	S54.4.13	850	360		27.5
33	小木谷沢川	おぎたにさわ	S55.3.29	688	410		1.16
			H15.11.13	1449	72		0.1253
34	野出川	のいで	S56.6.13	1162	1480		23.86
			H1.3.7	540	1090		24.28
35	神明入川及び同右支川	しめのいり	S60.3.2	228	179	75	0.66
36	中坪	なかつぼ	H22.3.2	127	710		31.2294



(新潟県水防計画及び新潟地域振興局新津支局水防計画より)

(1) 早出川ダム

ア 基準水位置等

管理者	河川名	地 点	計画高水流量	洪水
新潟県	早出川	五泉市田川内	910 m ³ /s	130 m ³ /s以上

イ ゲート操作

(早出川ダム操作規則 抜粋)

(洪水警戒体制)

第15条 新潟地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 新潟地方气象台から五泉市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想される時。
- 二 その他洪水が予想される時。

(洪水警戒体制時における措置)

第16条 支局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 新潟県土木部、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所、新潟地方气象台、企業局発電管理センターその他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量を予測すること。
- 三 洪水調節計画をたて、予備放流水位を定めること。
- 四 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転、その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第17条 局長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第3号により定めた予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第18条 局長は、流入量が毎秒260立方メートルに達した後は、流入量がいったん最大に達した後、放流量と等しくなるまでの間コンジットゲートの開度を2.50メートルに保つことにより洪水調節を行わなければならない。

ただし、局長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認めた場合においては、これによらないことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第19条 局長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあって制限水位をこえているときは、すみやかに水位を制限水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(2) 揚川ダム

ア 基準数値等

管理者	河川名	地 点	計画洪水流量	洪水量	最大使用水量
東北電力株式会社	阿賀野川	東蒲原郡阿賀町黒岩	m ³ /s 9,400	m ³ /s 3,000	m ³ /s 460

イ ゲート操作

(揚川ダム操作規程抜すい)

第3章 洪水における措置に関する特則

(事前警戒時における措置)

第22条 事前警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、第14条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ 事前警戒時に至った時における貯水位が、第3条(2)へ①に規定する予備放流水位(以下本条において「予備放流水位」という。)をこえているときは、調整池からの放流を行い貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ロ 事前警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ハ 事前警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池から放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(2) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。

(3) 河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。

(4) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(予備警戒時における措置)

第23条 予備警戒時においては、前条第2号及び第3号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 洪水時においてダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。

(2) ダムを操作するために必要な機械及び器具(受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。)法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び拡声機、夜間に屋外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。

(3) 局長及び新潟県知事に対し、別表第1の例による、法第46条第1項の規定による通知をすること。

(4) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、第14条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ 予備警戒時に至った時における貯水位が、第3条(2)へ②に規定する予備放流水位(以下本条において「予備放流水位」という。)をこえているときは、調整池からの

放流を行い貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ロ 予備警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ハ 予備警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池から放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(5) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

(洪水警戒時における措置)

第24条 洪水警戒時においては、第22条第2号、第3号及び前条第1号から第3号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。

(2) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、第14条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、第3条(2)へ③に規定する予備放流水位(以下「予備放流水位」という。)をこえているときは、調整池からの放流を行い貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ロ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ハ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池から放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(洪水時における措置)

第25条 洪水時においては、第22条第2号、第23条第3号及び前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 洪水時に至った時から、流入量が最大となった時を経て洪水時が経過するまでの間は、すべての洪水吐ゲートを全開とし、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(洪水処理時における措置)

第26条 洪水処理時においては、第24条に規定する措置のほか、洪水処理時に至った時から、前条第1号の規定に基づき放流していた流量を継続し、すみやかに、貯水位を予備放流水位に等しくなるように努めることとし、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

附 則

この規程は、平成15年3月31日から施行する。

(3) 荻曽根川水門の操作

ア ゲート操作

(荻曽根川水門の操作 抜粋)

第2章 水門の操作方法等

(洪水時における操作の方法)

第3条 新潟県地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号に該当するときは水門を操作する。

- 一 新潟県五泉市五泉地先の荻曽根川水門下流で観測した能代川の水位（標高 T. P0.00メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「荻曽根川水門下流水位」という。）が 8.20メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるときに、水門地点で逆流が生じている場合は、水門を全閉とすること。
- 二 前項までの操作において、水門の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにする。

(平水時における操作方法)

第4条 水門下流水位 8.2メートル未満である時は、水門を全開しておくものとする。
(操作方法の特例)

第5条 事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前二条に規定する方法以外の方法により、水門を操作することができるものとする。

(通知及び警告)

第6条 局長は、水門を操作することにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、操作の 30 分前に操作の日時、その他局長が定める事項を示して関係機関（別表-1）に通知するものとする。

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第8条 局長は次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 新潟県新潟市北上観測所における水位（T. P0.00メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「北上水位」という。）が 3.5メートルに達し、さらに上昇する恐れがあるとき。
- 二 新潟地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 三 その他洪水が発生する恐れがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第9条 局長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において、水門を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 水門を操作するために必要な機械、機具等の点検及び整備を行うこと。
- 三 水門の管理上必要な気象及び水象の観測、別表-2 に示す関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- 四 その他水門の管理上必要な措置をとること。

(新潟地域振興局新津支局水防計画より)

(1) 巡視要領

1 堤防表のり

- (1) 水流の激突箇所、風向きにより波浪の激突箇所、低水路の接近している箇所
- (2) 低水路護岸、高水路護岸の未施工の箇所
- (3) 堤防に近接している、河川障害物のある箇所
- (4) 樋管、樋門、水門、床止、橋梁の取付部
- (5) 坂路、階段付近

2 堤防天端

- (1) 堤防高の低い箇所
- (2) 道路に供用されている区間で維持管理が不十分と思われる箇所
- (3) 道路に供用されている舗装されている曲線部

3 堤防裏のりおよび裏堤脚

- (1) 堤内地の低い箇所
- (2) 坂路、階段付近
- (3) 水路、池沼が堤脚に接近している箇所
- (4) 裏のり留工の未施工の区域
- (5) 出水時に漏水、湧水の多い箇所

4 樋管、樋門、水門

- (1) 河表、河裏とも袖石積擁壁の取付部
- (2) 門扉、角落

(解説)

水防活動の第一の要点は、異状箇所の早期発見であり、巡視時期も、悪天候夜間を問わないものであるから、時機を失せず、能率的に行うよう心掛けが必要である。

- 1 洪水時に堤防に異常の起きる時期は、滞水時間にもよるが、大体水位の最高るとき、又はその前後である。しかし、のり崩の陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多い。
- 2 河幅が広い場合、波浪による表のりの洗掘が多い。
- 3 河川改修途上にある河川については、古い護岸杭、水制、床止、木橋撤去跡等の河川障害物が往々あり、又工事中の締切工、足場杭等も障害物となる。これら障害物の内でも、河心に向かって下向きにつきだしている下流の堤防表側が特に危険である。
- 4 潜橋、渡船場に通ずる道路の堤防横断箇所の天端は、踏下りのため、堤防が低下している事が多い。
- 5 堤防天端が舗装切れ、曲線部で片勾配りの付いている箇所は、豪雨に際し雨水が一方に集中し、のりの滑り出しの原因となる事が多い。
- 6 漏水、湧水に濁りがあると危険であり、水温が河川と同温か、それに近い場合は注意を要する。夜間巡視の場合、懐中電灯程度の光力では、漏湧水の汚濁の判別がつき難いので、補助的に水温を測定するとよい。

(2) 水防工法

工法を選定するにあたっては、堤防の組成材料、流速、波浪、法面護岸の状態等を考え、最も有効でしかも使用材料がその付近で得易い工法を選定する。

五泉市における災害協定の状況

令和7年4月1日現在

No	締結先	締結年月日	協定書名称	内容等
1	新潟市、新津市、亀田町、黒埼町、阿賀北広域組合	平成6年7月19日	北陸、磐越及び日本海東北自動車道消防相互応援協定	高速道における災害発生時、消防隊等の派遣
2	新潟県	平成7年4月1日	新潟県消防防災ヘリコプター応援協定	防災ヘリの応援
3	新潟市～いわき市 (五泉含め16市町)	平成10年5月21日	磐越自動車道沿線都市交流会議 災害時における相互応援に関する要綱	食糧提供、救援、医療、応急復旧
4	県内市町村	平成13年4月1日	新潟県広域消防相互応援協定書	消防の相互応援
5	南部郷厚生病院	平成16年4月1日	災害時協力協定書	救急医療の提供 市は医療に支障のある道路、上下水道施設等の復旧措置を講じる。
6	社会福祉法人 茨塚福祉会(山王苑)	平成17年9月1日	避難所に関する協定書	避難所の開設
7	近隣市町村 新潟市 長岡市 三条市 新発田市 加茂市 燕市 阿賀野市 佐渡市 聖籠町 弥彦村 田上町	平成17年10月17日 (平成18年8月1日再締結)	災害時における近隣市町村相互援助協定	相互援助
8	信越ペプシコーラ販売株式会社	平成17年12月1日	緊急時飲料提供自販機設置に関わる協定書	自販機内の飲料を無償提供 4年ごとに備蓄飲料無償提供(20×1,200本)
9	北陸地方整備局	平成17年4月25日	「災害時の相互協力に関する申し合わせ」における北陸地方整備局の運用	災害対策用建設機械の貸付
10	新潟県	平成18年1月8日	豪雪災害救助法適用市町村の災害時要援護世帯の除雪のための消防団派遣	除雪のための消防団の派遣
11	信越地方非常通信協議会	平成18年4月18日	信越地方非常通信協議会会則	信越地方における非常通信の円滑な運用
12	新潟地域振興局長	平成18年5月1日	早出川ダム放流警報設備を利用した避難情報の提供に関する協定書	避難情報等の放送
13	五泉管工事業協同組合	平成18年8月11日	災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書	応急復旧
14	五泉高等学校	平成18年11月1日	協定書	避難所の開設及び運営
15	村松高等学校	平成18年11月1日	協定書	避難所の開設及び運営
16	東北電力ネットワーク株式会社 新津電力センター	令和2年4月1日	災害時の協力に関する協定	情報の提供、市災害対策本部への社員派遣、電力設備の復旧、復旧作業に対する協力、資材置場等の確保に対する協力
17	新潟県農業土木技術協会	平成20年8月1日	災害時の応援業務に関する協定	農地・農業用施設等の被災状況の調査 応急対策及び復旧のための測量及び設計

18	横須賀市	平成21年1月15日	災害時における相互応援に関する協定	食糧、飲料水、生活必需物資などの提供 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要資機材及び物資の提供 職員の派遣、車両等の提供
19	三国コカ・コーラボトリング株式会社	平成22年7月16日	災害時における救援物資提供に関する協定	飲料水の安定供給、地域貢献型自動販売機の機内在庫製品の無償提供
20	新潟県測量設計業協会	平成22年12月20日	災害時の応援業務に関する協定	公共土木施設等の被災状況の調査、応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
21	国土交通省北陸地方整備局	平成23年3月1日	災害時の情報交換に関する協定	被害状況の情報交換、情報連絡員の派遣
22	社団法人 新潟県エルピーガス協会 新潟支部	平成23年3月3日	災害時におけるLPガス供給に関する協定	LPガスの確保及び供給
23	新潟みらい農業協同組合	平成24年9月12日	災害時における物資等の供給協力に関する協定	食料品、燃料等の供給協力
24	新津さつき農業協同組合	平成24年9月12日	災害時における物資等の供給協力に関する協定	食料品、燃料等の供給協力
25	東京電力株式会社	平成25年1月9日	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定	連絡会の設置、通報連絡、現地確認（原則30km圏内の市町村）、損害の補償
26	五泉管工事業協同組合	平成25年4月18日	災害時におけるパトロールに関する覚書	上水道施設のパトロール及び簡易な応急措置
27	NPO法人 コメリ災害対策センター	平成25年4月18日	災害時における物資供給に関する協定	作業関係、日用品等の供給協力
28	(株)アクティオ	平成25年6月4日	災害時における物資供給に関する協定	レンタル機械、日常生活雑貨品の供給協力
29	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所	平成25年8月23日	緊急時連絡用衛星FAX設備の設置ならびに維持管理等に関する覚書	通報連絡を迅速かつ確実に行うために設置する設備の円滑な運用
30	五泉市建築組合	平成25年9月26日	災害時における応急対策に関する応援協定	公共建築物の修繕、民間建築物の修繕及び屋根雪おろし
31	新潟県建築士会 新津支部五泉分会	平成25年9月26日	災害時における応援業務に関する協定	公共施設・民間住宅・空き家の危険度判定
32	株式会社伊藤園	平成26年1月20日	災害時における飲料水の提供に関する協定	災害用自動販売機内の在庫提供、飲料水の供給協力
33	茨城県日立市 北海道新ひだか市 秋田県仙北市 宮城県柴田市 福島県富岡町 群馬県前橋市 埼玉県幸手市 岐阜県本巣市 奈良県吉野町 島根県雲南市 長崎県大村市 宮崎県日南市	平成26年4月17日	全国さくらサミット加盟自治体 災害時における相互応援に関する協定書	食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要職員の派遣 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん ボランティアのあっせん

34	㈱五泉の水Prj.	平成26年8月8日	災害時における飲料水の提供に関する協定	飲料水の提供、在庫のうち1,000リットルを市の備蓄に充てる市が行う行事の際に、可能な限り使用する
35	日本電信電話㈱埼玉事業部 新潟支店	平成27年9月1日	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	特殊公衆電話の設置及び利用・管理について
36	シダックス大新東ヒューマン サービス㈱	平成27年9月9日	災害時等における食事等の提供に関する協定	災害時等の食事等の提供、調理施設・器具の使用
37	㈱メフォス	平成27年9月9日	災害時等における食事等の提供に関する協定	災害時等の食事等の提供、調理施設・器具の使用
38	一般社団法人 五泉市建設業協会	平成28年4月21日	災害時における応急対策等に関する協定	災害応急対策、建設資機材等の体制整備、道路・水路・下水道施設のパトロール及び簡易な応急措置等
39	東京都葛飾区	平成28年10月21日	連携・協力に関する協定書	大規模災害時の相互応援に関する こと
40	東京電力ホールディングス株式 会社	平成29年7月1日	緊急時連絡設備の設置ならびに保守・運用に関する覚書	設置した設備の保守ならびに緊急時通報連絡の円滑な運用
41	泉観光バス株式会社	平成30年11月21日	災害時における要配慮者等の避難輸送の協力に関する協定	災害時における要配慮者等の避難輸送手段の確保（指定避難所から福祉施設等）
42	損害保険ジャパン日本興亜 株式会社	平成30年12月18日	五泉市と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との地方創生に関する包括連携協定書	災害発生時等におけるドローンの活用、住民等への災害・減災力の向上に向けた研修等
43	株式会社ゼンリン新潟営業所	平成30年12月19日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	災害時における地図製品等の供給等
44	あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社	平成30年12月27日	五泉市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する包括連携協定書	大規模地震から学ぶ「地震BCP」セミナーの開催、地震BCPの作成支援等
45	チームにいがた 新潟県 県内市町村	平成31年3月11日	大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定	県内外の被災市町村への人的応援
46	新潟県中東福祉事務組合	平成31年3月29日	災害発生時における協力体制に関する協定書	障がい者等要配慮者の避難生活の支援についての協力体制
47	さくら福祉保健事務組合	令和1年7月31日	災害発生時における協力体制に関する協定書	高齢者等要配慮者の避難生活の支援についての協力体制
48	日本郵便株式会社 (五泉市内郵便局)	令和2年1月23日	五泉市と五泉市内郵便局との包括連携に関する協定書	災害救助法の対応、情報の相互提供、避難所に差出箱設置、物資集積所の提供、生活関連情報の提供等
49	社会福祉法人 中東福祉会	令和2年3月25日	災害発生時における協力体制に関する協定書	要配慮者の避難生活の支援についての協力体制

50	医療法人社団 真仁会 五泉中央病院	令和2年4月1日	災害時協力協定書	救急医療の提供 市は医療に支障のある道路、上下 水道施設等の復旧措置を講じる。
51	公益社団法人 日本下水道管路管理協会	令和3年3月8日	災害時における下水道管路施設の復旧 支援協力に関する協定	復旧支援 人員、機材等の支援協力
52	一般社団法人 新潟県下水道維持改築協会	令和3年3月8日	災害時における下水道管路施設の復旧 支援協力に関する協定	復旧支援 人員、機材等の支援協力
53	公益財団法人 全国上下水道コンサルタント協 会中越支部	令和3年3月8日	災害時における下水道施設の技術支援 に関する協定	下水道施設の早期復旧 応急復旧方法の検討 災害査定資料の作成 等
54	ヤフー株式会社	令和3年4月1日	災害に係る情報発信等に関する協定	災害時における市ホームページの キャッシュサイトの掲載、防災情 報の周知 等
55	BSN 株式会社新潟放送	令和4年8月4日	防災パートナーシップに関する協定	災害時及び平時におけるテレビ、 ラジオ、インターネット等多様な ツールからの情報伝達。
56	三菱自動車工業株式会社 五泉三菱自動車販売株式会社	令和4年10月27日	災害時における電動車両等の支援に関 する協定書	災害時における三菱電動車両の提 供による電源の確保
57	五泉三菱自動車販売株式会社	令和4年10月27日	災害時における電動車両等の貸与に関 する協定書	災害時における三菱電動車両(五 泉市内のユーザー)の提供による 電源の確保
58	阿賀野市消防相互応援協定	令和5年2月15日	火災又は各種災害時の消防相互応援に 関する協定	火災又は各種災害時の消防 同士の相互応援
59	加茂市・田上町消防衛生保育組 合消防相互応援協定	令和5年3月29日	火災又は各種災害時の消防相互応援に 関する協定	火災又は各種災害時の消防 同士の相互応援
60	大塚製薬株式会社	令和5年8月21日	五泉市と大塚製薬株式会社との包括連 携協定	災害時の飲料・栄養補助食 品の支援等
61	NECネットエスアイ株式会社	令和5年10月30日	五泉市とNECネットエスアイ(株)との包括 連携協定書	防災・災害対策に関する事 項
62	五泉警察署	令和6年9月27日	災害時における施設使用等に関する協 定	災害時の警察への施設提供 や相互協力について

(新潟県が協定締結)

No	締結先	締結年月日	協定書名称	備考
1	社団法人 新潟電設業協会	平成18年3月30日	災害時の応援業務に関する協定	八重電業社より協定書の写しと連 絡網を受領
2	NPO法人災害救助犬協会新潟	平成18年10月14日	災害時における災害救助犬の出動に関 する協定	県から各市町村消防本部へ通知済 み